

令和 2 年度

整備主任者研修 法令研修

【全国共通教材】

## 目 次

### 1. 法令等

- (1) 二輪車の車載式故障診断装置の要件が追加されます。  
(令和元年 10 月 3 日 国土交通省)…………… 1
- (2) ボルトの錆や左後輪に注意！ 車輪脱落事故 3 年連続増加「厳しい状況」  
(令和元年 11 月 15 日 国土交通省)…………… 4
- (3) トレーラタイプの農作業機をけん引した農耕トラクタの公道走行を可能にします。  
(令和元年 12 月 25 日 国土交通省)…………… 14
- (4) タカタ製エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置の拡大について  
(令和 2 年 1 月 18 日 国土交通省)…………… 16
- (5) 乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに関する国際基準を導入し、新車を対象とした義務付けを行います。  
(令和 2 年 1 月 31 日 国土交通省)…………… 37
- (6) 自動運転車に関する安全基準を策定しました！  
(令和 2 年 3 月 31 日 国土交通省)…………… 41

### 2. 通達等

- (1) 道路運送車両法施行規則第 3 条「特定整備の定義」の解釈について  
(令和 2 年 2 月 6 日 国自整第 275 号の 2)…………… 48
- (2) 自動車特定整備事業の認証等の取扱方針について  
(令和 2 年 2 月 6 日 国自整第 276 号の 2)…………… 53
- (3) 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 6 号）の施行に伴う解釈について  
(令和 2 年 2 月 6 日 国自整第 277 号の 2)…………… 59
- (4) 特定整備記録簿の記載要領について  
(令和 2 年 2 月 6 日 国自整第 278 号の 2)…………… 63
- (5) 電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領について  
(令和 2 年 2 月 6 日 国自整第 279 号の 2)…………… 67
- (6) 「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について  
(令和 2 年 2 月 6 日 国自整第 280 号の 2)…………… 73
- (7) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について  
(令和 2 年 2 月 28 日 国自整第 298 号の 3)…………… 78
- (8) 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について  
(令和 2 年 3 月 27 日 国自整第 350 号の 2、国官参自保第 800 号の 2)…………… 82
- (9) 「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について  
(令和 2 年 4 月 1 日 国自整第 352 号の 2)…………… 88
- (10) 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）  
(令和 2 年 4 月 1 日 国自整第 353 号の 3)…………… 93

(11) 「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について	
(令和2年4月1日 国自整第1号の2)……………	153
(12) 優良自動車整備事業者の認定の取扱いに係る関係通達の改正について	
(令和2年4月1日 国自整第2号の2)……………	180
(13) 「道路運送車両法の一部を改正する法律」の施行に伴う自動車整備等関係業務の取扱いについて	
(令和2年4月1日 国自整第5号)……………	191
(14) 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第6号)の経過措置の適用について	
(令和2年4月23日 国自整第18号の2)……………	192
(15) 構内外注に係る特定整備事業者の自らの管理の下で行われる旨の取り決めが交わされる書面等について	
(令和2年5月11日 事務連絡)……………	194
(16) 自動運行装置に係る施行規則第57条第5号に規定する「自動車の型式に固有の技術上の情報を入手することができる体制」の判断方法について	
(令和2年5月11日 事務連絡)……………	195

### 3. 通達等

(1) 「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」テキスト	
(国土交通省)……………	196

## 1. 法令等

(1) 二輪車の車載式故障診断装置の要件が追加されます。

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



令和元年 10 月 3 日  
自動車局環境政策課  
自動車局審査・リコール課

### 二輪車の車載式故障診断装置の要件が追加されます。 —道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正—

二輪車の車載式故障診断装置について、排出ガスを浄化する装置の劣化を監視する等の要件を追加しました。

中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第13次答申（平成29年5月））において、二輪車の排出ガス低減対策として、より高度な車載式故障診断装置（以下「OBD II」という。）を導入することについてとりまとめられたこと及び国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（以下「UN-ECE/WP29」という。）におけるOBD IIの具体的な検出項目等の議論を踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の改正を行いました。

#### 1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の主な改正項目（改正の詳細は別紙を御覧ください。）

- ・ OBD IIの要件として、失火及び触媒劣化等の故障により排出ガス値が異常レベルを超える可能性がある場合には、故障を運転者に知らせるとともに、故障時の自動車使用状況の情報をシステム内に保存すること等を規定します。



故障を運転者に警報するときの表示

#### 2. 適用時期（車種やOBD IIの要件により適用時期が異なりますので、詳細は別紙を御覧ください。）

新型車は令和2年12月から、継続生産車は令和4年11月から適用対象とします。

#### 3. スケジュール

公布: 令和元年 10 月 3 日

施行: 公布の日

問い合わせ先

自動車局環境政策課：高野、菊地

電話 番号：03-5253-8111（内線 42523、42522）、直通 03-5253-8604

F A X 番号：03-5253-1636

自動車局審査・リコール課：高久、佐藤（圭）

電話 番号：03-5253-8111（内線 42312、42323）、直通 03-5253-8596

F A X 番号：03-5253-1636

## 道路運送車両法関係手数料規則及び道路運送車両の保安基準の 細目を定める告示等の一部改正について

### 1. 背景

我が国では、大気環境改善のため、自動車の排出ガス規制を導入しているところであり、大気汚染状況、技術開発状況、海外の動向等を踏まえつつ、順次規制を強化しています。

中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第13次答申）」において、二輪車に対して UN-ECE/WP29 における具体的な検出項目等の議論を踏まえ、排出ガス発散防止装置に係る OBD II を導入することが提言されています。

今般、UN-ECE/WP29 における議論の進捗を踏まえ、二輪車（総排気量が 50cc 以下、かつ、最高速度が 50km/h 以下の原動機付自転車を除く。）に対し OBD II を導入するため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等について所要の改正を行います。

### 2. 改正の概要

#### (1) 道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）の一部改正

二輪車の OBD II についての保安基準適合性審査に係る試験を受けるに際して、独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して 27 万円と定めます。

#### (2) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① OBD II は、電気系統の断線等を検知したときに運転者に警報するという従来の要件に加え、故障情報（故障状態を示すコード、故障時の車両使用状況データ（故障を検知したときのエンジン回転数、水温、油温等のデータ）等）を保存すること、故障情報は読み出せるものであることについて規定します。
- ② OBD II の監視要件は、排出ガス発散防止装置が故障又は劣化したときに WMTC モードにより測定した排出ガス値が異常レベル（OBD 閾値）を超える可能性があるものについて監視・検知できることを規定します。これには、失火や触媒劣化の監視・検知を含みます。
- ③ OBD II の試験要件は、故障を再現した部品を車両に装着し、①及び②の要件の適合性を確認することについて規定します。

#### (3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① (2) について、新型車は令和2年12月から、継続生産車は令和4年11月から適用対象とし、第一種原動機付自転車については、OBDⅡの技術開発状況を考慮し、適用を猶予します。
- ② (2) の OBDⅡ の監視要件のうち、触媒劣化については、新型車は令和6年12月(第二種原動機付自転車は令和7年12月)から、継続生産車は令和8年11月(第二種原動機付自転車は令和9年11月)から適用とします。

#### **4. スケジュール**

公 布：令和元年10月3日

施 行：公布の日

## ボルトの錆や左後輪に注意！ 車輪脱落事故3年連続増加「厳しい状況」

～ 平成30年度大型車の車輪脱落事故発生状況を受けて ～

平成30年度のホイール・ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故発生件数は81件（うち人身事故3件）と3年連続で増加し、ピークとなった平成16年度の87件に迫る厳しい状況となりました。

事故が発生した車両の傾向として、左後輪に脱輪が集中していることに加え、今般、新たにホイール・ボルトやホイールの錆の除去が不十分のままタイヤ交換されているおそれがあることが確認されたため、関係団体と一致協力して、ボルトの錆の除去など適正な交換作業の実施、交換後、特に脱輪の多い左後輪の重点点検を大型車ユーザーに求めて参ります。

### 1. 事故発生状況

平成30年度の大型車（車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス）の車輪脱落事故発生状況は、別紙1のとおりです。

#### 【主な傾向】

- ・冬期に多く発生する傾向に変わりはないが、冬期以外の発生が対前年度17ポイント増
- ・積雪地域に多く発生する傾向に変わりはないが、対前年度1.6ポイント増
- ・車輪脱着作業後1ヶ月以内に脱落が集中する傾向にあり、対前年度6.5ポイント増
- ・新たな兆候としてホイール・ボルトやホイール自体の錆の除去が不十分のままタイヤ交換されている可能性が考えられ、車齢4～6年経過した車両の脱輪事故が多発
- ・タイヤ交換作業が集中する11月の交換は対前年度15ポイント減、反面、12月の交換が対前年度17ポイント増
- ・左後輪脱落が全体の9割を占め、対前年度8ポイント増



ハブ・ホイールディスク取付面の状態  
(初度登録H25.3)

### 2. 車輪脱落事故防止に係る今後の対策

平成30年度は、新たに緊急対策を実施するなどの取り組みを積極的に行ったところですが、依然として不適切なタイヤ交換作業、交換後の保守管理の不備が主な要因となっていることから、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、昨年度に取り組んできた緊急対策に、平成30年度の事故発生の傾向対策を追加した「令和元年度 緊急対策」（別紙2）を今年11月1日に取りまとめたところであり、大型車ユーザーなどの関係者に対し、その徹底を図ってまいります。また、実態に即した広報啓発方法や点検整備方法などを検討するワーキンググループを今後設置し、更に効果的な事故防止対策を追加的に策定し取り組むこととしております。

#### <添付資料>

別紙1 平成30年度大型車の車輪脱落事故発生状況

別紙2 大型車の車輪脱落事故防止のための「令和元年度 緊急対策」

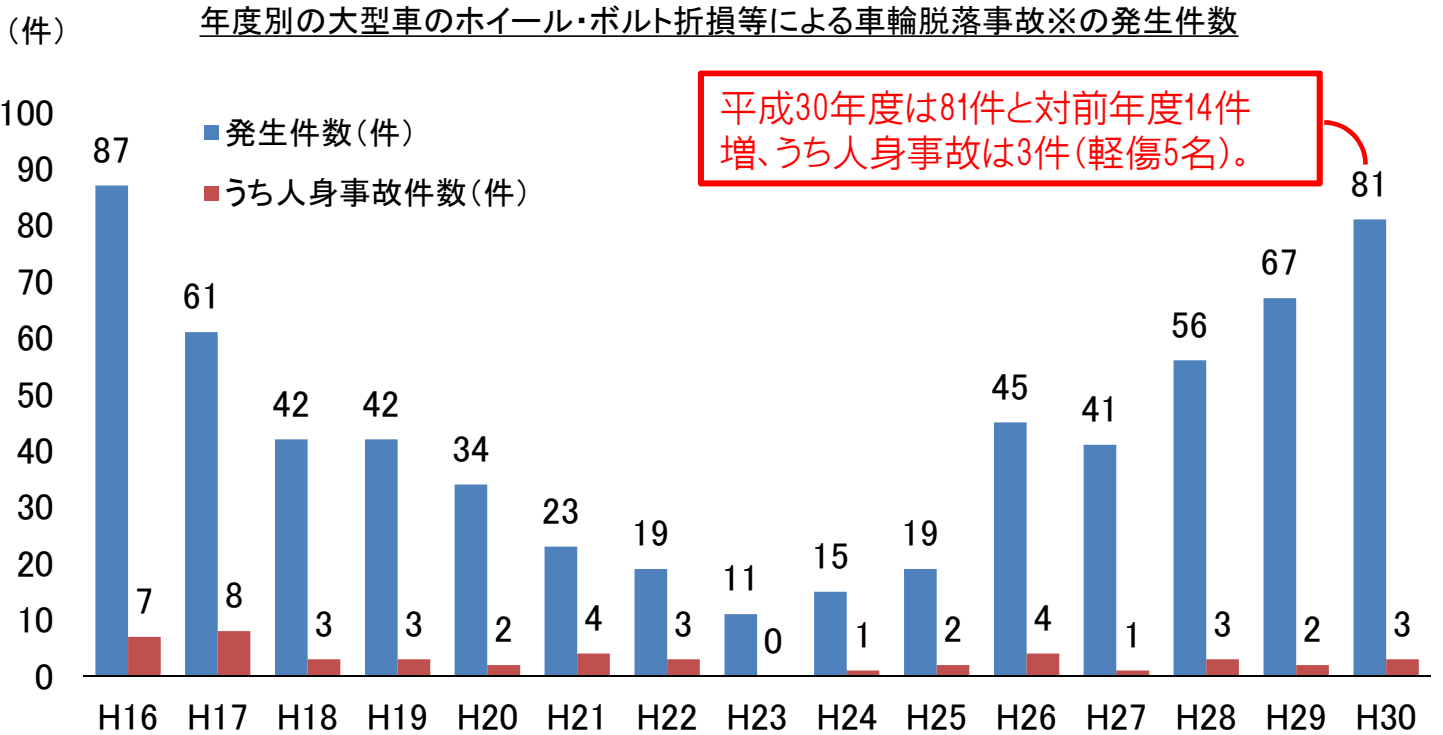
参考 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ（（一社）日本自動車工業会作成）

#### <問い合わせ先>

自動車局 整備課 児島、川崎

代表：03-5253-8111（内線：42413、42412）、直通：03-5253-8599、FAX：03-5253-1639

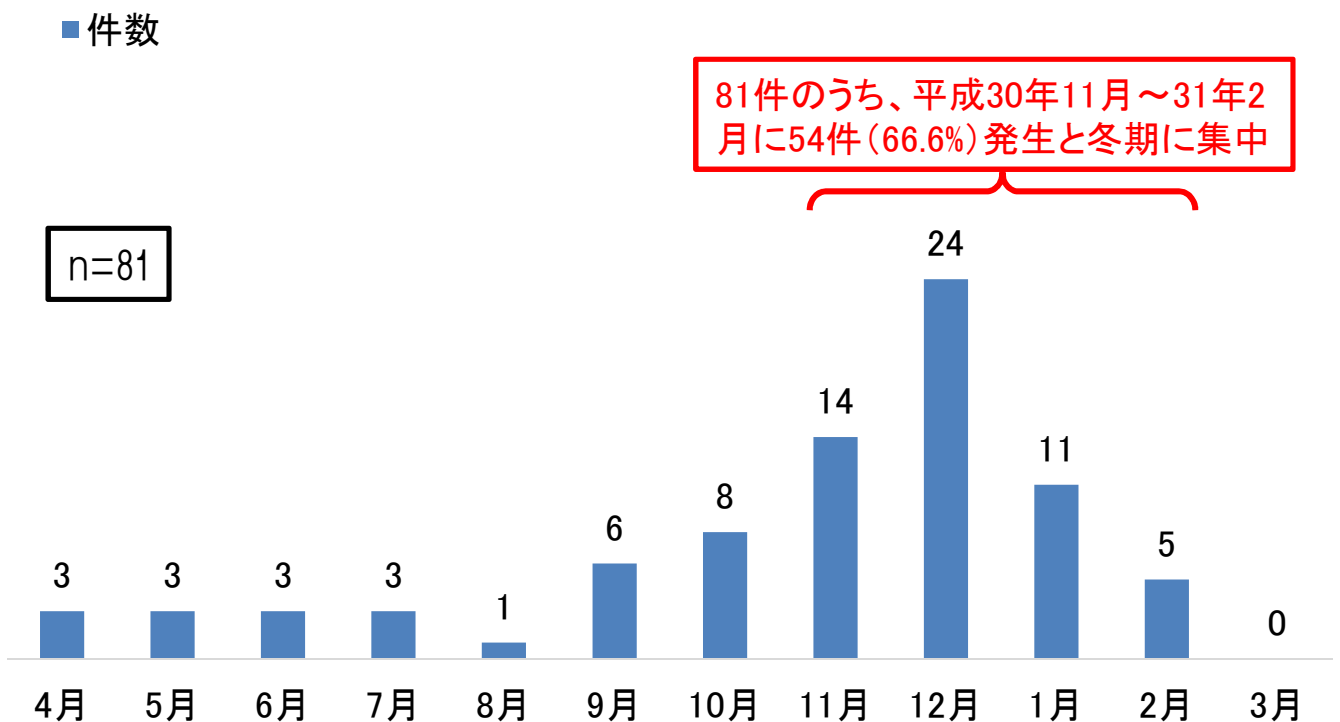
# 車輪脱落事故発生状況（平成30年度）【別紙1】



※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故 (年度)

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

## 車輪脱落事故発生月別



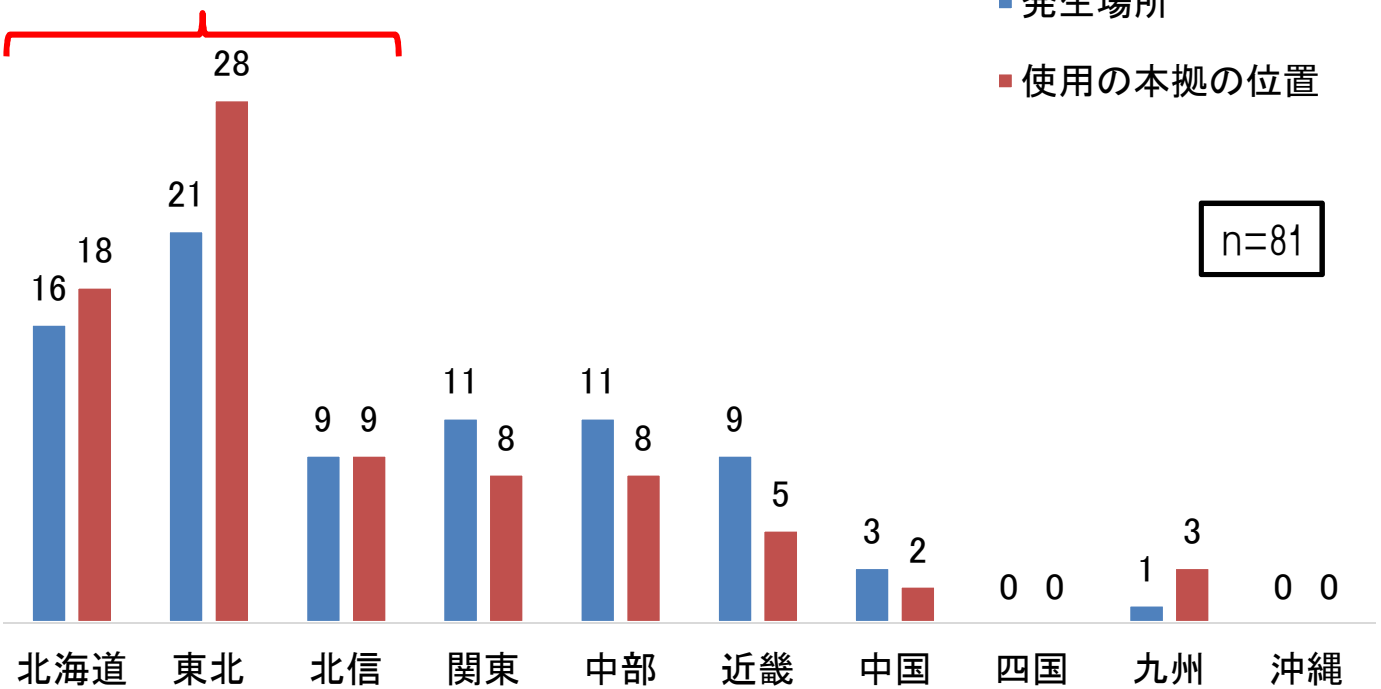
出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告



# 車輪脱落事故発生状況（平成30年度）

## 事故発生場所、事故車両の使用の本拠の位置

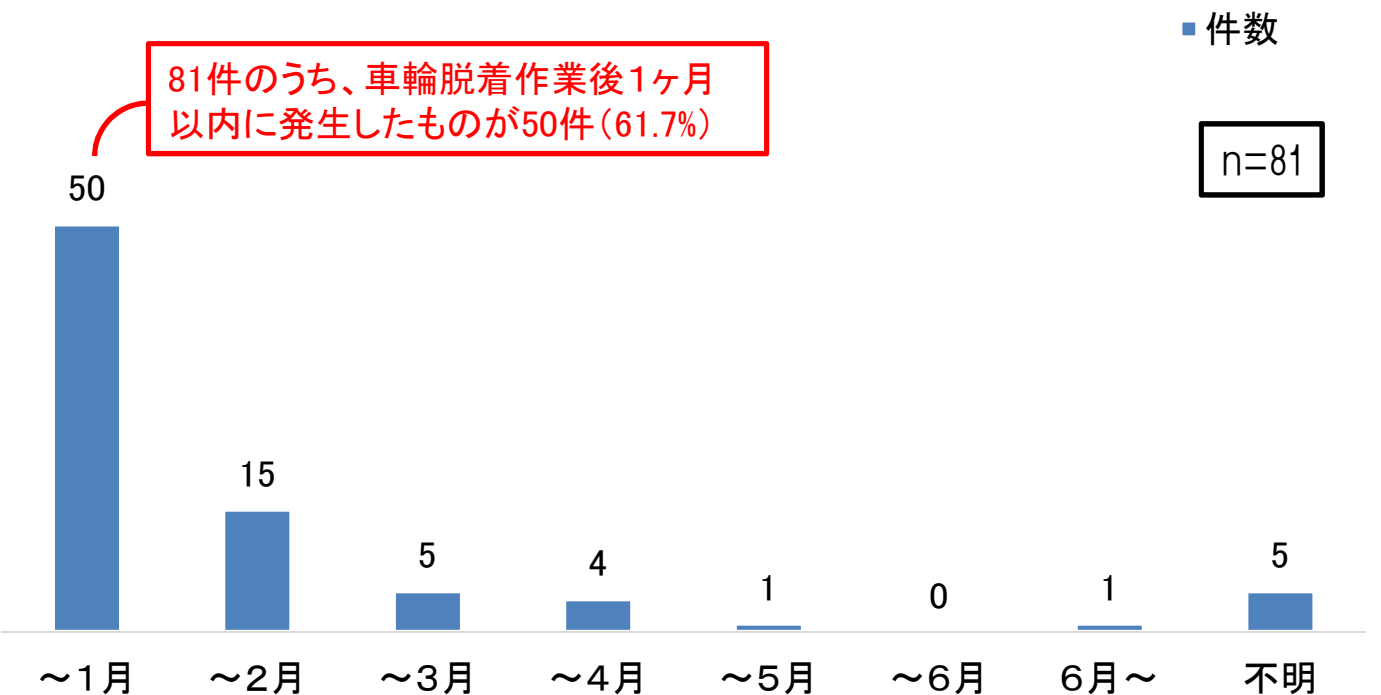
積雪地域で46件(56.8%)発生



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

## 車輪脱着から脱落発生までの期間

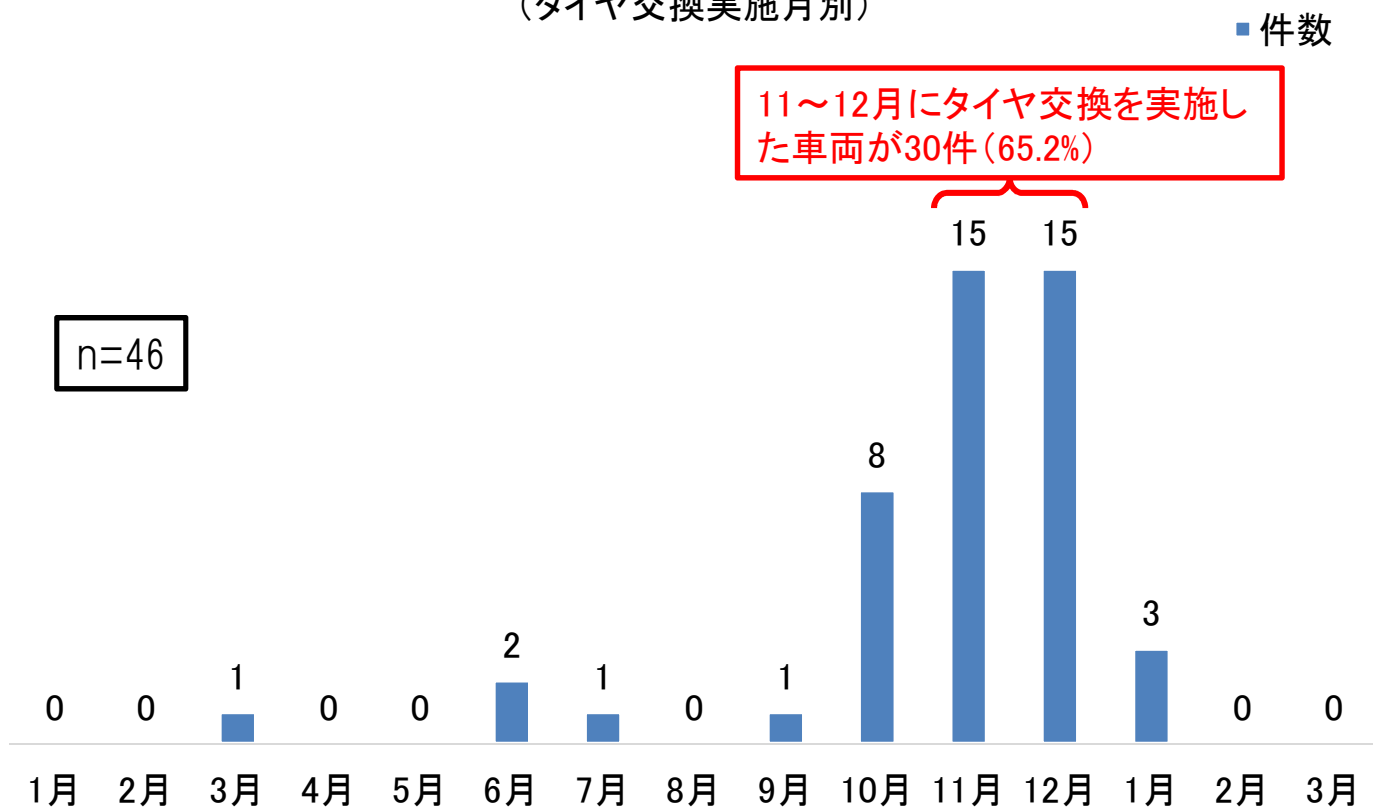
81件のうち、車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生したものが50件(61.7%)



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

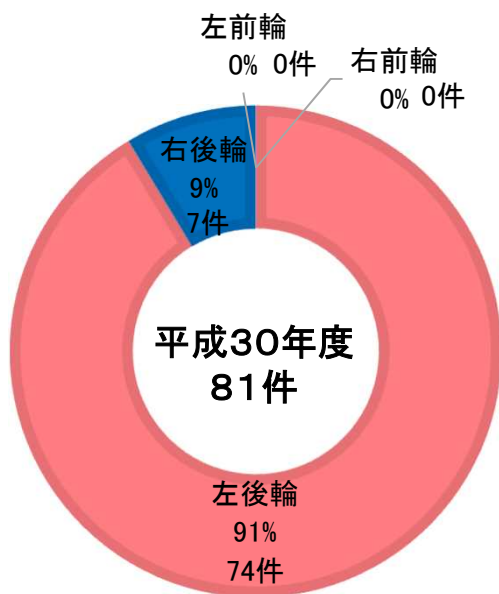
# 車輪脱落事故発生状況（平成30年度）

## 車輪脱落事故直前の3ヶ月以内に「タイヤ交換」 を実施した車両による事故件数 （タイヤ交換実施月別）



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

## 脱落車輪の位置



左後輪に集中する傾向は、  
前年度と変化なし

### 左輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

- 左輪タイヤが多く脱落する原因については、引き続き調査中であるが、以下の可能性が考えられる。
  - ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
  - ・ 左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
  - ・ 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。

### 前輪タイヤの脱落が少ない推定原因

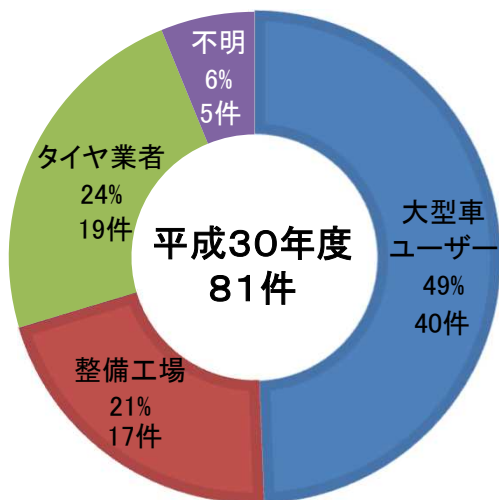
- 前輪は、ホイール・ボルトゆるみ等の異常が発生した場合には、ハンドルの振動等により運転手が気づきやすい。

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

# 車輪脱落事故発生状況（平成30年度）

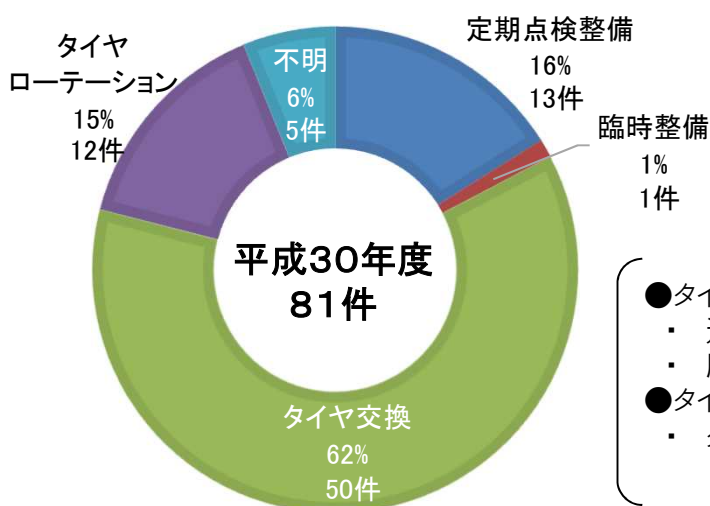
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

## タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザーの交換が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

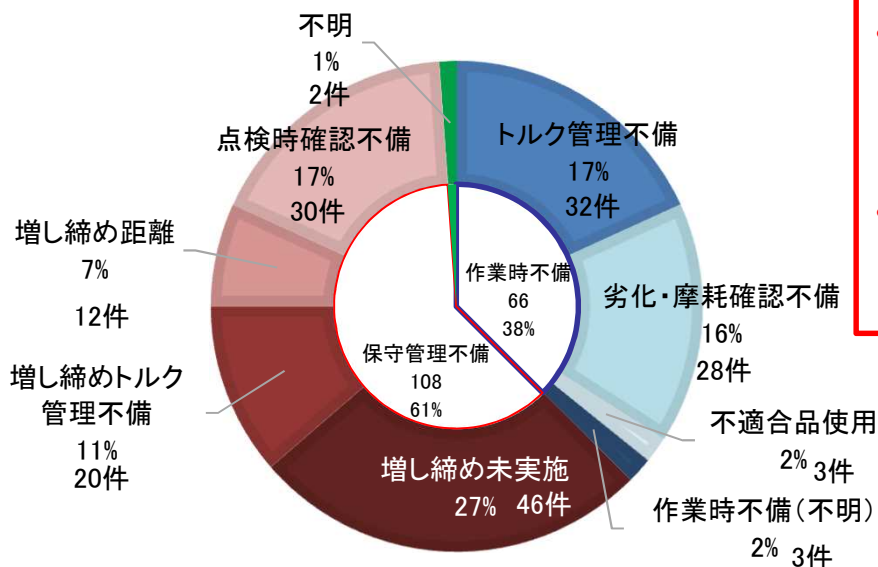
## タイヤ脱着作業内容別



タイヤ交換が半数以上を占める傾向は、前年度と変化なし

- タイヤ交換
  - ・ 通常タイヤから冬用タイヤへの交換
  - ・ 摩耗したタイヤの交換 など
- タイヤローテーション
  - ・ タイヤの摩耗が偏ることを防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える 61件

## 発生推定原因

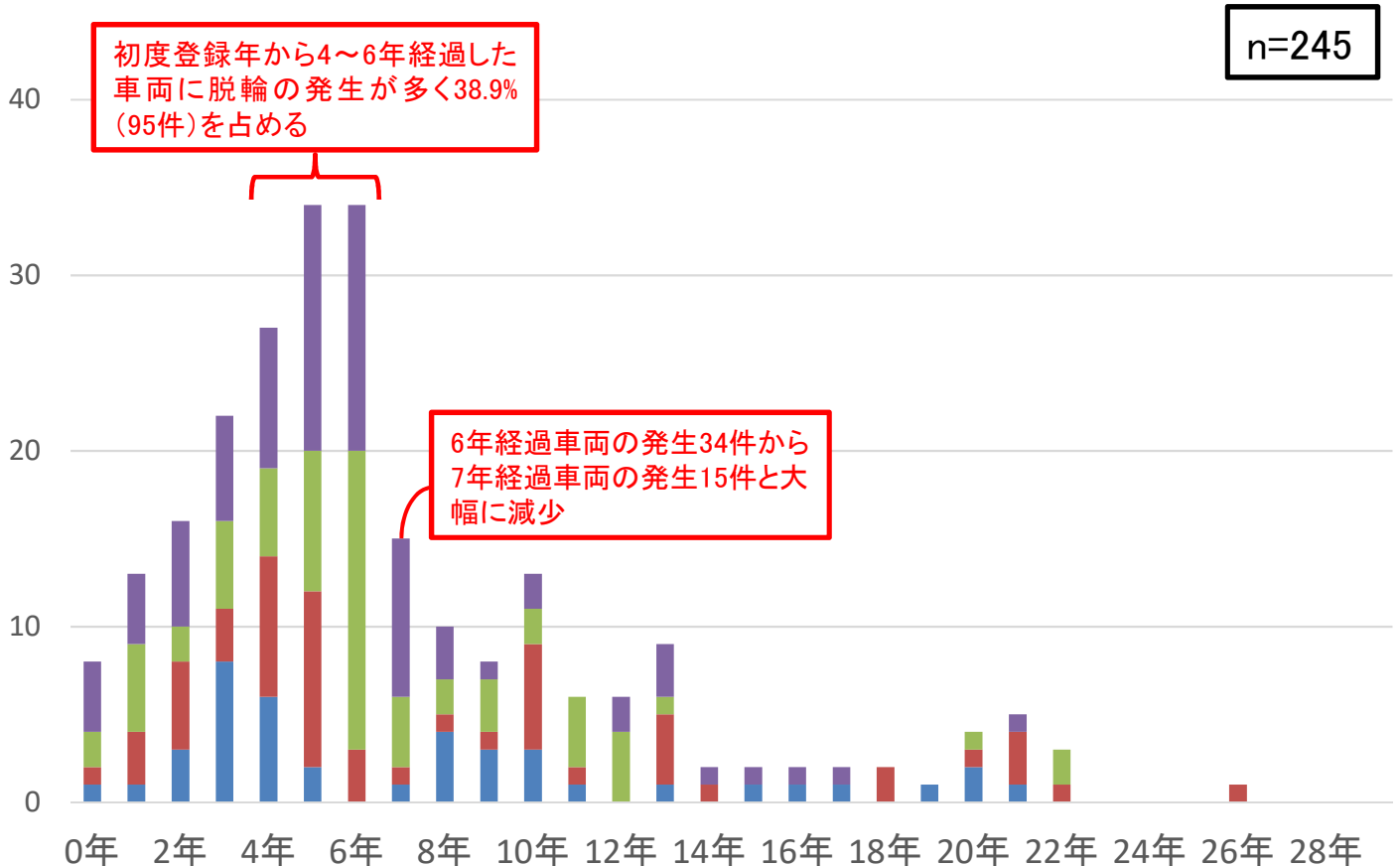


- ・ 不適切なタイヤ交換作業、交換後の保守管理の不備が主な要因となっている傾向に変化なし
- ・ 約8割の事業者で事故防止のポイントが十分認識されていないことが確認。

# 車輪脱落事故発生状況（平成30年度）

車輪脱落事故車両の車齢

■ H27 ■ H28 ■ H29 ■ H30



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

## 車歴4～6年の車両にタイヤ脱輪の割合が高い推定原因

- 車歴4～6年の車両にタイヤの脱落割合が高い原因については、現在調査中であるが、以下の可能性が考えられる。
  - ・ タイヤの交換時は、ボルト、ナット、ホイールの錆、ゴミ、泥などの異物を除去して組み付けなければ、必要な締付け力が得られず、ナットの緩みによる脱落が生じやすくなる。
  - ・ 平成30年度の発生状況の中で、車歴4～6年経過した車両は36件で、交換時にボルト、ホイールに錆が発生していたと事業者から申告があったもの、メーカーの調査時にハブの摩耗が確認できたのは36件中15件(41.7%)となっている。
  - ・ これらのことから、積雪地域で使用される車両は、ボルト、ホイール、ハブの錆の進行が速く、また、その確認が不十分のままタイヤ交換が行われている可能性が考えられる。

## 大型車の車輪脱落事故防止のための「令和元年度 緊急対策」

令和元年11月

大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会

大型車の車輪脱落事故発生件数が3年連続増加となる厳しい状況を受け、連絡会構成団体は、これまでの緊急対策の取組内容に平成30年度事故発生の傾向対策を追加した、以下の内容を速やかに実施することとする。

## 各団体における実施事項

団体名	実施事項
(公社) 全日本トラック協会 (公社) 日本バス協会 (一社) 全国自家用自動車協会	<p>傘下会員の運送事業者・大型車ユーザーに対して、以下の事項を徹底。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日程に余裕を持った計画的な冬タイヤの交換の実施。</li> <li>・車輪脱落事故防止のための4つのポイント(※)の実施について周知。特に脱落の多い左後輪のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発。</li> <li>・<u>タイヤの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させるよう周知。</u></li> <li>・<u>著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスクホイールでは、適正な締付力が得られないため、点検・清掃を行っても錆が著しいディスクホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換するよう周知。特に、初度登録年から4～6年経過する車両は、重点的に確認するよう啓発。</u></li> <li>・<u>増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法やその際の締付トルクの確認は、必ず帰庫後時にトルクレンチを使用して確認するよう周知。</u></li> </ul>
(一社) 日本自動車整備振興会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 (一社) 日本自動車タイヤ協会 日本自動車車体整備協同組合連合会 (一社) 日本自動車販売協会連合会 全国石油商業組合連合会	<p>傘下会員の事業者に対して、以下の事項を徹底。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締付ける際は、締過ぎに注意し、最後にトルクレンチ等を使用して必ず規定トルクで締付け。</li> <li>・ホイール・ナットの規定トルクでの締付け及びホイールに適合したボルト及びナットの使用の実施。特に脱落の多い左後輪のタイヤについては重点的に実施。</li> <li>・入庫する大型車のユーザーに対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントについて周知。特に、<u>増し締めの必要性</u>や脱落の多い左後輪のタイヤについては徹底的に実施するよう啓発。</li> <li>・特にタイヤメーカーにおいては、自社製品の流通経路を活用</li> </ul>

	<p>し、タイヤ販売事業者に対してホイール・ナットの規定トルクでの締付け及びホイールに適合したボルト及びナットの使用について周知。特に、<u>増し締め必要性や脱落の多い左後軸のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発。</u></p> <p>・<u>タイヤの交換作業の際、著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスクホイールでは、適正な締付力が得られないため、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスクホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは交換が必要であることを啓発。</u></p>
<p>(一社) 日本自動車工業会 (一社) 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合</p>	<p>傘下会員の事業者に対して、以下の事項を徹底。</p> <p>・大型車ユーザーに対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイント(※)の実施について周知。特に脱落の多い左後輪のタイヤについては重点的に点検を実施するよう啓発。</p> <p>・<u>タイヤの交換作業の際、著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスクホイールでは、適正な締付力が得られないため、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスクホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは交換が必要であることを啓発。</u></p>
<p>(一社) 日本自動車機械工具協会 (一社) 日本自動車機械器具工業会 (一社) 自動車用品小売業協会</p>	<p>傘下会員の事業者に対して、以下の事項を徹底。</p> <p>・タイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、その正しい使用方法や<u>トルクレンチは定期的な校正が必要であることを購入者に説明。</u></p>

注：下線部が今回追加する対策の内容

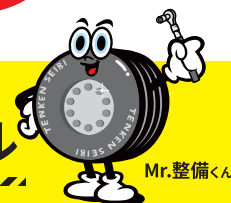
※印は、以下の4項目

1. ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締付け
2. タイヤ交換後、50～100km走行後の増し締めの実施
3. 日常(運行前)点検における確認
4. ホイールに適合したボルト及びナットの使用

以上

◎落ちない! 車輪キャンペーン◎

# 大型車の 車輪脱落事故



## 徹底しよう! 大型車の車輪脱落を防ぐ4つのルール



**きまりの  
トルクで  
きちんと  
締め付けて**

### 規定のトルクで確実な締め付けを

締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と平面座で締め付けるISO方式があります。「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けます。

※ホイールナットの締め付け不足、締め忘れ防止のため、ナット締め付け作業時(終了後)、「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けたことを確認するよう、お願いします。



**ちゃんと  
増し締め  
交換後**

### 50~100km走行後に、 しっかり増し締めを

締め付け後は初期なじみによってホイールナットの締め付け力が低下。50~100km走行後を目安に、増し締めしてください。



ねじの締め付け方向を確かめて締め付け。

JIS方式(球面座)  
ダブルタイヤの場合

1  
アウターナット  
を締めます。



2  
インナーナット  
を締め付けます。



3  
アウターナット  
を締め付けます。



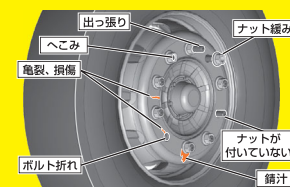
※これらの図は右側タイヤの場合です。



(ナット)  
**つと見て  
ボルト触って  
さあ出発!**

### 一日一回の日常点検を

運行前にホイールボルト、ナットを目で見えてさわって点検してください。異常を発見したらすぐ整備工場へ。

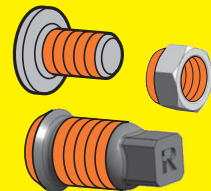


**や待てよ?  
ボルトと  
ナットは  
適正か?**

### ホイールに適合したボルト、ナットを

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ずご確認ください。

※JIS方式では、アルミホイール(スチール)用のホイールボルト、ナットで、スチールホイール(アルミ)は履けません! ISO方式では、スチールホイール用ホイールボルトで、アルミホイールは履けません!



### 左後輪に注意!

車輪脱落の多くが、気がつきにくい「左後輪」で発生しています。左後輪の点検は重点的に行ってください。



### ホイールやホイールボルトの錆に注意!

ホイールやホイールボルト、ナットの著しい錆によると思われる車輪脱落が発生しています。著しい錆のあるホイールやホイールボルト、ナットは、交換してください。



詳しくは、  
こちらから!



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



# タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

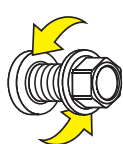
タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。  
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

**注意** ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

## その他、ホイールナット締め付け時の注意点

### ホイールボルト、ナットの潤滑について

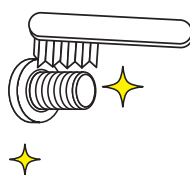


**JIS方式** ホイールボルト、ナットのねじ部と座面部(球面座)に**エンジンオイルなど指定の潤滑剤**を薄く塗布します。

**ISO方式** ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間に**エンジンオイルなど指定の潤滑剤**を薄く塗布します。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。

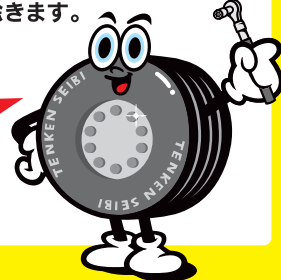
※ホイールの固着防止のため、ハブのはめ合い部(インロー部)にグリースを薄く塗布します。

### ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について



ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。

ホイールナット締め付け時の  
注意点だよ!



## ⑤ ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ホイール締め付け方式	ISO方式(8穴、10穴)	JIS方式(6穴、8穴)
ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	17.5(19.5の一部)インチ: 6本(PCD222.25mm) 19.5、22.5インチ: 8本(PCD285mm)
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	前輪 M24(または20) 後輪 M20、M30 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	球面座・6種類 41mm/21mm
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め	インナー、アウターナットそれぞれで締め付け
ホイールのセンタリング	ハブインロー	ホイール球面座
アルミホイールの履き替え	ボルト交換	ボルトおよびナット交換
後輪ダブルタイヤの 締め付け構造		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

[http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel\\_fall\\_off/](http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/)



(3)トレーラタイプの農作業機をけん引した農耕トラクタの公道走行を可能にします。

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和元年12月25日  
自動車局技術政策課

## トレーラタイプの農作業機をけん引した農耕トラクタの公道走行を可能にします。

～国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車を指定する件の制定等について～

トレーラタイプの農作業機をけん引した農耕トラクタの公道走行が可能となるよう、これまで車両としての位置付けが明確でなかった、トレーラタイプの農作業機を「農耕作業用トレーラ」として国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車に指定する等、所要の法令の整備を行います。

### 1. 背景

農業の生産性の向上の観点から、農耕トラクタが農作業機をけん引したままで公道を走行できるよう農業者から要請されています。また、「規制改革推進に関する第5次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～」(令和元年6月6日規制改革推進会議)においても、安全性の確保を前提とした上で公道走行が可能となる枠組みを早急に行う必要性について取りまとめられました。これらを踏まえ、今般、以下の告示等の改正等を行います。

### 2. 改正告示・通達

- (1) 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車を指定する件の制定
- (2) 「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について(依命通達)」(平成9年3月28日自技第35号)の一部改正
- (3) 「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」(平成9年9月19日自技第193号)の一部改正
- (4) 「道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」(平成15年9月26日国土交通省告示第1320号)の一部改正

### 3. 改正概要(上記2.(1)～(4)に関し、それぞれ以下の改正等を行います。)

- (1) トレーラタイプの農作業機を「農耕作業用トレーラ」として、道路運送車両法施行規則別表第一における、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車に指定します。
- (2) 農耕作業用トレーラの判断基準として構造要件を規定します。
- (3) 農耕トラクタ及び農耕作業用トレーラの基準緩和の取扱いを規定します。
- (4) 農耕トラクタが農耕作業用トレーラをけん引したままで、公道の走行が可能となるよう、制動装置等の基準について緩和できることとします。(詳細は別紙をご覧ください。)

### 4. 施行日

令和元年12月25日(各運輸局の基準緩和認定は来月を予定。)

なお、本年11月8日から12月7日までに実施したパブリックコメントの結果等につきましては、e-govのホームページにて公表しています。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155190929&Mode=3>

<お問い合わせ先> 自動車局技術政策課 吉池、市川  
電話：03-5253-8111(内線42216、42259)  
直通：03-5253-8590 FAX：03-5253-1639

## 農耕作業用トラクターの大臣指定等について（令和元年12月25日）

## 1. 農耕作業用トラクターに適用される関係法令等について

## (1) 自動車の種別

- ・ トレーラタイプの農作業機を「農耕作業用トラクター」とし、道路運送車両法施行規則表第一において国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車に指定した。これにより、自動車の種別は大型特殊自動車又は小型特殊自動車とされる。

## (2) 農耕作業用トラクターの判断基準

- ・ 農耕トラクタのみによりけん引され、農地における肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫等の農耕作業や農業機械等の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車とした。

## (3) 適用される保安基準

- ・ 大型特殊自動車又は小型特殊自動車の保安基準が適用される。

## (4) 保安基準緩和について

- ・ (3)のうち、適用することが困難とされる基準については、使用者に対する条件又は制限を付した上で、緩和が可能となるよう措置する。

## 2. 保安基準緩和の主な内容について

保安基準	緩和を可能とする内容	使用者に対する条件又は制限
幅	2.5メートルの基準	車体後面等に幅を表示すること、外側表示板を設置すること、道路管理者からの通行許可証を取得すること等
安定性	被けん引自動車の30(35)度の基準	運行速度の制限、車体後面等に制限速度を表示すること等
制動装置	被けん引自動車の制動装置の基準	運行速度の制限、車体後面等に制限速度を表示すること等
灯火器等	長さ4.7m幅1.7m高さ2.0m最高速度15km/h以下の小型特殊自動車である農耕トラクタにけん引される農耕作業用トラクターの灯火器装備の基準	関係法令を遵守すること等 (保安基準により前部反射器(白色)、後部反射器(赤色正立三角形)、方向指示器が必要)

## トレーラタイプ農作業機の例

マニユアスプレッド  
(堆肥散布機)

※(株)デリカHPより引用

スプレーヤ  
(薬剤散布機)

※(株)やまびこHPより引用

令和 2 年 1 月 28 日  
自動車局審査・リコール課  
整備課

## タカタ製エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置の拡大について

国土交通省では、タカタ製エアバッグのリコール改修を促進するため、未改修車両を車検で通さない措置の対象車両を令和 2 年 5 月 1 日より順次拡大します。

### 1. 背景

タカタ製エアバッグについては、異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成 21 年以降、総台数 2,106 万台（令和元年 11 月末時点）のリコールを実施しております。

加えて、これらのリコール対象車のうち、特に異常破裂する危険性の高い車両であって未改修のものを対象に平成 30 年 5 月 1 日より、車検で通さない措置を講じております。

その対象は、①エアバッグの製造管理が不適切であったもの又は②国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプであって生産から 9 年以上経過したものを搭載した車両としております。

今般、当該措置の開始から時間の経過とともに、国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプを搭載した車両について、新たに生産から 9 年以上経過したものがあること等から、これらを、順次、車検で通さない措置の対象と致します。

### 2. 措置の概要

施行日までにユーザーに対して改修の必要性について周知している、平成 30 年 4 月以前にリコール届出されているものであって、次の未改修車を対象範囲として、令和 2 年 5 月 1 日より車検を通さないこととします（令和元年 11 月末時点で対象台数約 24 万台）。

- ①エアバッグの製造管理が不適切であったもの
- ②国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプを搭載し、平成 25 年 4 月 1 日より前に製作された自動車（＝生産から 9 年以上経過したエアバッグを搭載した自動車）

以降、上記と同様の考え方で未改修車両を自動的に車検停止の対象とします（令和元年 11 月末時点で対象台数約 26 万台）（別紙 1 参照）。

なお、現時点で対象としない未改修車両についても、不具合事例を収集し、危険性が高いと判断した場合には対象に追加します。

#### 【お問い合わせ先】

自動車局審査・リコール課 多田、片山  
代表:03-5253-8111（内線:42363）、直通:03-5253-8597  
FAX:03-5253-1640



## 現行の対象範囲【平成30年5月より施行】

施行日までにユーザーに対して改修の必要性について周知している、平成 28 年 4 月以前にリコール届出されているものであって、次の未改修車を対象範囲として、平成 30 年 5 月 1 日より車検を通さないこととします。

- ① エアバッグの製造管理が不適切であったもの
- ② 国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプを搭載し、平成 23 年 4 月 1 日より前に製作された自動車(=生産から 9 年以上経過したエアバッグを搭載した自動車)

## [いすゞ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
コモ	平成 13 年 6 月 ～ 平成 20 年 12 月

## [株式会社 SUBARU]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
レガシィ	平成 15 年 4 月 ～ 平成 16 年 2 月
インプレッサ	平成 16 年 1 月 ～ 平成 19 年 4 月

## [ダイハツ工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ミラ	平成 14 年 12 月 ～ 平成 19 年 11 月
エッセ	平成 17 年 11 月 ～ 平成 23 年 3 月
ハイゼット	平成 16 年 11 月 ～ 平成 22 年 5 月
ハイゼット デッキバン	平成 17 年 1 月 ～ 平成 19 年 11 月

## [トヨタ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アベンシス／アベンシスワゴン	平成 15 年 9 月 ～ 平成 20 年 5 月
アルファード G/V/ハイブリッド	平成 14 年 5 月 ～ 平成 20 年 3 月
アレックス	平成 12 年 11 月 ～ 平成 18 年 10 月
イプサム	平成 13 年 4 月 ～ 平成 20 年 12 月
ヴィッツ	平成 14 年 12 月 ～ 平成 20 年 12 月
ヴェロッサ	平成 12 年 11 月 ～ 平成 16 年 10 月
ヴォクシー	平成 13 年 11 月 ～ 平成 19 年 5 月
ヴォルツ	平成 14 年 5 月 ～ 平成 16 年 3 月
オーハ <sup>o</sup>	平成 14 年 5 月 ～ 平成 17 年 4 月
ガイア	平成 13 年 4 月 ～ 平成 16 年 8 月
カローラ	平成 12 年 7 月 ～ 平成 18 年 10 月
カローラフィールダー	平成 12 年 7 月 ～ 平成 18 年 9 月

カローラランクス	平成 12 年 8 月 ~ 平成 18 年 10 月
サクシード	平成 14 年 6 月 ~ 平成 20 年 12 月
ソアラ	平成 13 年 4 月 ~ 平成 17 年 7 月
ノア	平成 13 年 11 月 ~ 平成 19 年 5 月
ブレビス	平成 13 年 5 月 ~ 平成 19 年 6 月
プロボックス	平成 14 年 6 月 ~ 平成 20 年 12 月
ベルタ	平成 17 年 11 月 ~ 平成 20 年 12 月
マークⅡ	平成 12 年 9 月 ~ 平成 16 年 10 月
マークⅡブリット	平成 13 年 12 月 ~ 平成 19 年 6 月
RAV4 J/L	平成 15 年 7 月 ~ 平成 17 年 10 月
WiLL サイファ	平成 14 年 9 月 ~ 平成 17 年 7 月
WiLL VS	平成 13 年 4 月 ~ 平成 16 年 4 月

[レクサス(トヨタ自動車株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
SC430	平成 17 年 8 月 ~ 平成 19 年 12 月

[日産自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
キューブ(Z10型)	平成 12 年 8 月 ~ 平成 14 年 8 月
セフィーロ	平成 13 年 1 月 ~ 平成 14 年 12 月
リバティ	平成 13 年 4 月 ~ 平成 16 年 10 月
ブルーバードシルフィ	平成 13 年 4 月 ~ 平成 17 年 12 月
キャラバン	平成 13 年 5 月 ~ 平成 20 年 12 月
エクストレイル	平成 12 年 10 月 ~ 平成 19 年 6 月
ティアナ	平成 14 年 11 月 ~ 平成 20 年 12 月
ダットサン	平成 13 年 7 月 ~ 平成 14 年 8 月
サファリ	平成 14 年 1 月 ~ 平成 19 年 6 月
プレサージュ	平成 15 年 7 月 ~ 平成 20 年 12 月
フーガ	平成 16 年 10 月 ~ 平成 20 年 12 月
キューブ(Z12型)	平成 20 年 11 月 ~ 平成 24 年 2 月
マーチ	平成 22 年 6 月 ~ 平成 24 年 3 月
パネット	平成 16 年 3 月 ~ 平成 23 年 3 月

[ビー・エム・ダブリュー株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
316ti	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 11 月
318ti	
318i	平成 13 年 12 月 ~ 平成 14 年 11 月
318Ci	平成 14 年 2 月 ~ 平成 14 年 12 月
318i ツーリング	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 12 月

320i	平成 14 年 1 月 ~ 平成 15 年 2 月
325i	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 11 月
330i	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 12 月
330Ci	平成 14 年 2 月 ~ 平成 14 年 12 月
330Ci カブリオレ	平成 13 年 10 月 ~ 平成 14 年 12 月
M3	平成 14 年 2 月 ~ 平成 14 年 12 月

[本田技研工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アコード	平成 14 年 10 月 ~ 平成 20 年 3 月
アコードワゴン	平成 14 年 10 月 ~ 平成 19 年 8 月
インサイト	平成 21 年 1 月 ~ 平成 23 年 3 月
エアウェイブ	平成 17 年 3 月 ~ 平成 22 年 8 月
エディックス	平成 16 年 6 月 ~ 平成 21 年 8 月
エリシオン	平成 16 年 4 月 ~ 平成 23 年 3 月
エリシオン プレステージ	
クロスロード	平成 19 年 2 月 ~ 平成 22 年 8 月
ザッツ	平成 14 年 1 月 ~ 平成 19 年 6 月
シビック	平成 17 年 8 月 ~ 平成 22 年 8 月
シビック ハイブリッド	平成 13 年 11 月 ~ 平成 22 年 12 月
シビック フェリオ	平成 12 年 8 月 ~ 平成 17 年 7 月
ステップワゴン	平成 17 年 5 月 ~ 平成 21 年 9 月
ステップワゴン スパーダ	
ストリーム	平成 12 年 8 月 ~ 平成 23 年 3 月
ゼスト/ゼスト スパーク	平成 18 年 2 月 ~ 平成 23 年 3 月
パートナー	平成 18 年 3 月 ~ 平成 22 年 1 月
フィット	平成 13 年 6 月 ~ 平成 23 年 3 月
フィット シャトル	
フリード	平成 20 年 5 月 ~ 平成 20 年 12 月
モビリオ	平成 13 年 11 月 ~ 平成 20 年 4 月
モビリオ スパイク	平成 14 年 9 月 ~ 平成 20 年 4 月
レジェンド	平成 16 年 9 月 ~ 平成 23 年 2 月
CR-V	平成 13 年 9 月 ~ 平成 23 年 2 月
FCXクラリティ	平成 20 年 5 月 ~ 平成 22 年 8 月

[HONDA OF AMERICA MFG.,INC.(本田技研工業株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
インスパイア/セイバー	平成 13 年 3 月 ~ 平成 14 年 11 月
エレメント	平成 15 年 4 月 ~ 平成 17 年 6 月
シビック GX	平成 13 年 2 月 ~ 平成 16 年 3 月

[HONDA AUTOMOBILE(THAILAND)CO.,LTD.(本田技研工業株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
フィット アリア	平成 14 年 11 月 ～ 平成 20 年 6 月

[HONDA CANADA INC.(本田技研工業株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ラグレイト	平成 13 年 10 月 ～ 平成 15 年 10 月
MDX	平成 15 年 2 月 ～ 平成 17 年 12 月

[マツダ株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アテンザ	平成 14 年 3 月 ～ 平成 19 年 11 月
RX-8	平成 15 年 2 月 ～ 平成 15 年 6 月
ボンゴ	平成 16 年 3 月 ～ 平成 23 年 3 月
ボンゴブローニイ	平成 16 年 3 月 ～ 平成 22 年 7 月
タイタン	平成 16 年 2 月 ～ 平成 22 年 7 月

[三菱自動車工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ランサー	平成 15 年 12 月 ～ 平成 20 年 12 月
アイ	平成 17 年 12 月 ～ 平成 20 年 12 月
トライトン	平成 18 年 8 月 ～ 平成 22 年 4 月
デリカ(商用車)	平成 16 年 3 月 ～ 平成 23 年 3 月



### 今回追加となる対象範囲【令和2年5月より施行】

施行日までにユーザーに対して改修の必要性について周知している、平成 30 年 4 月以前にリコール届出されているものであって、次の未改修車を対象範囲として、令和 2 年 5 月 1 日より車検を通さないこととします。

- ① エアバッグの製造管理が不適切であったもの
- ② 国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプを搭載し、平成 25 年 4 月 1 日より前に製作された自動車(=生産から 9 年以上経過したエアバッグを搭載した自動車)

#### [アウディジャパン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
A3	平成 17 年 5 月 ～ 平成 25 年 2 月
A4	平成 16 年 11 月 ～ 平成 20 年 4 月
A5	平成 21 年 6 月 ～ 平成 23 年 11 月
A6	平成 16 年 6 月 ～ 平成 23 年 5 月
S4	平成 16 年 12 月 ～ 平成 20 年 3 月
S5	平成 22 年 6 月 ～ 平成 23 年 10 月
S6	平成 18 年 6 月 ～ 平成 22 年 3 月
Q5	平成 21 年 2 月 ～ 平成 24 年 8 月
RS4	平成 18 年 6 月 ～ 平成 20 年 5 月
RS6	平成 20 年 6 月 ～ 平成 22 年 6 月

#### [いすゞ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
コモ	平成 13 年 6 月 ～ 平成 24 年 5 月

#### [ダイハツ工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
エッセ	平成 23 年 4 月 ～ 平成 23 年 8 月

#### [トヨタ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アルファード / ヴェルファイア	平成 20 年 4 月 ～ 平成 25 年 3 月
イプサム	平成 13 年 8 月 ～ 平成 21 年 12 月
ヴィッツ	平成 14 年 12 月 ～ 平成 22 年 12 月
オーリス	平成 18 年 10 月 ～ 平成 24 年 7 月
ガイア	平成 13 年 8 月
カローラ	平成 12 年 8 月 ～ 平成 12 年 12 月
カローラアクシオ	平成 18 年 9 月 ～ 平成 24 年 4 月

カローラフィールダー	平成 12 年 8 月 ~ 平成 24 年 4 月
カローラランクス	平成 12 年 8 月 ~ 平成 13 年 4 月
カローラルミオン	平成 19 年 9 月 ~ 平成 25 年 3 月
ノア/ヴォクシー	平成 19 年 6 月 ~ 平成 25 年 3 月
ブレイド	平成 18 年 12 月 ~ 平成 24 年 4 月
ブレビス	平成 13 年 8 月
プロボックス/サクシード	平成 21 年 1 月 ~ 平成 25 年 3 月
ベルタ	平成 21 年 1 月 ~ 平成 24 年 6 月
マークII	平成 12 年 10 月 ~ 平成 13 年 2 月
RAV4 J/L	平成 15 年 7 月 ~ 平成 15 年 8 月

[日産自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
キューブ(Z10型)	平成 12 年 8 月 ~ 平成 14 年 8 月
セフィーロ	平成 13 年 1 月 ~ 平成 14 年 12 月
リバティ	平成 13 年 4 月 ~ 平成 16 年 10 月
ブルーバードシルフィ	平成 13 年 5 月 ~ 平成 17 年 12 月
キャラバン	平成 13 年 5 月 ~ 平成 24 年 6 月
エクストレイル	平成 12 年 10 月 ~ 平成 19 年 6 月
ティアナ	平成 14 年 12 月 ~ 平成 20 年 11 月
ダットサン	平成 13 年 7 月 ~ 平成 14 年 8 月
サファリ	平成 14 年 1 月 ~ 平成 19 年 6 月
プレサージュ	平成 15 年 7 月 ~ 平成 21 年 8 月
フーガ	平成 16 年 10 月 ~ 平成 21 年 10 月
バネット	平成 22 年 8 月 ~ 平成 25 年 3 月
オッティ	平成 18 年 9 月 ~ 平成 25 年 3 月
キックス	平成 20 年 9 月 ~ 平成 24 年 6 月

[ビー・エム・ダブリュー株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
M6 ケーハ°	平成 24 年 7 月 ~ 平成 25 年 3 月
M6 カプリオレ	平成 24 年 2 月 ~ 平成 25 年 1 月
M6 グランケーハ°	平成 25 年 2 月

[プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
C3	平成 22 年 3 月 ~ 平成 25 年 3 月
C4	平成 23 年 5 月 ~ 平成 25 年 3 月
DS3	平成 22 年 3 月 ~ 平成 25 年 3 月
DS4	平成 23 年 6 月 ~ 平成 25 年 3 月
DS5	平成 24 年 6 月 ~ 平成 25 年 3 月

[フォルクスワーゲングループジャパン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
VW up! 1.0 / 55kW	平成 24 年 6 月 ~ 平成 25 年 3 月
VW ポロ 1.4	平成 19 年 2 月 ~ 平成 19 年 8 月
VW ポロ 1.6	平成 19 年 2 月 ~ 平成 21 年 3 月
VW ポロ 1.4 / 55kW	平成 19 年 8 月 ~ 平成 19 年 9 月
VW ポロ 1.4 / 63kW	平成 21 年 10 月 ~ 平成 22 年 5 月
VW ポロ 1.2 / 77kW	平成 22 年 5 月 ~ 平成 25 年 3 月
VW クロスポロ 1.2 / 77kW	平成 22 年 6 月 ~ 平成 25 年 3 月
VW ゴルフ 1.4 / 90kW	平成 21 年 3 月 ~ 平成 25 年 1 月
VW ゴルフ 1.4 / 118kW	平成 21 年 3 月 ~ 平成 25 年 1 月
VW ゴルフ カブリオレ 1.4 / 118kW	平成 23 年 9 月 ~ 平成 24 年 11 月
VW パサート セダン 1.4T	平成 23 年 3 月 ~ 平成 25 年 3 月
VW パサート ヴァリアント 1.4T	平成 23 年 2 月 ~ 平成 25 年 3 月
VW パサート ヴァリアント 1.8T	平成 22 年 1 月 ~ 平成 22 年 8 月
VW パサート オールトラック	平成 24 年 4 月 ~ 平成 24 年 11 月
VW CC 1.8T	平成 24 年 5 月 ~ 平成 25 年 1 月
VW パサート CC 2.0T	平成 20 年 8 月 ~ 平成 23 年 8 月
VW パサート CC 3.6 V6 4M	平成 20 年 8 月 ~ 平成 23 年 11 月
VW シャラン 1.4 / 110kW	平成 23 年 2 月 ~ 平成 25 年 3 月

[本田技研工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アコード	平成 20 年 10 月 ~ 平成 25 年 3 月
インサイト	平成 21 年 1 月 ~ 平成 25 年 3 月
インスパイア	平成 19 年 11 月 ~ 平成 24 年 7 月
エリシオン	平成 16 年 4 月 ~ 平成 25 年 3 月
エリシオン プレステージ	
オデッセイ	平成 15 年 10 月 ~ 平成 20 年 9 月
シビック	平成 17 年 9 月 ~ 平成 22 年 8 月
シビック ハイブリッド	平成 17 年 9 月 ~ 平成 22 年 11 月
シビック フェリオ	平成 12 年 8 月 ~ 平成 12 年 11 月
ストリーム	平成 12 年 10 月 ~ 平成 25 年 2 月
ゼスト/ゼスト スパーク	平成 23 年 5 月 ~ 平成 24 年 6 月
フィット	平成 13 年 8 月 ~ 平成 25 年 3 月
フィット シャトル	
フリード	平成 21 年 1 月 ~ 平成 25 年 3 月
レジェンド	平成 16 年 9 月 ~ 平成 24 年 6 月
CR-V	平成 21 年 1 月 ~ 平成 23 年 9 月

[HONDA CANADA INC.(本田技研工業株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
MDX	平成 15 年 9 月 ～ 平成 18 年 1 月

[マツダ株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
デミオ	平成 19 年 5 月 ～ 平成 25 年 3 月
ボンゴ	平成 22 年 8 月 ～ 平成 25 年 3 月

[三菱自動車工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アイ	平成 17 年 12 月 ～ 平成 25 年 3 月
デリカ(商用車)	平成 22 年 8 月 ～ 平成 23 年 8 月
デリカ D:5	平成 19 年 1 月 ～ 平成 25 年 3 月
トッポ	平成 18 年 8 月 ～ 平成 25 年 3 月
ランサー	平成 15 年 12 月 ～ 平成 21 年 8 月
トライトン	平成 18 年 8 月 ～ 平成 22 年 4 月
パジェロ	平成 18 年 8 月 ～ 平成 25 年 3 月
パジェロミニ	平成 20 年 8 月 ～ 平成 24 年 6 月
eK-WAGON・eK-SPORT	平成 18 年 7 月 ～ 平成 25 年 3 月
i-MiEV	平成 21 年 7 月 ～ 平成 25 年 3 月

[メルセデス・ベンツ日本株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ピアノ/V350	平成 18 年 3 月 ～ 平成 25 年 3 月

### 今回追加となる対象範囲【令和4年5月より施行】

施行日までにユーザーに対して改修の必要性について周知している、令和2年4月以前にリコール届出されているものであって、次の未改修車を対象範囲として、令和4年5月1日より車検を通さないこととします。

- ① エアバッグの製造管理が不適切であったもの
- ② 国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプを搭載し、平成27年4月1日より前に製作された自動車（＝生産から9年以上経過したエアバッグを搭載した自動車）

#### [ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ディスカバリースポーツ	平成26年9月 ～ 平成27年3月

#### [トヨタ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アベンシス／アベンシスワゴン	平成15年9月 ～ 平成20年10月
アルファード G／V／ハイブリッド	平成14年5月 ～ 平成15年12月
アルファード /ヴェルファイア	平成25年4月 ～ 平成26年12月
アレックス	平成12年11月 ～ 平成15年12月
イプサム	平成13年4月 ～ 平成15年12月
ヴェロツサ	平成12年11月 ～ 平成15年12月
オーハ <sup>o</sup>	平成14年5月 ～ 平成16年4月
ガイア	平成15年1月 ～ 平成15年12月
カローラ	平成12年11月 ～ 平成15年12月
カローラフィールダー	平成12年11月 ～ 平成15年12月
カローラランクス	平成12年11月 ～ 平成15年12月
カローラルミオン	平成25年4月 ～ 平成27年3月
ソアラ	平成13年4月 ～ 平成17年7月
ノア／ヴォクシー	平成13年11月 ～ 平成25年12月
ブレビス	平成13年4月 ～ 平成15年12月
プロボックス／サクシード	平成14年6月 ～ 平成26年8月
マークII	平成12年11月 ～ 平成15年12月
マークIIブリット	平成13年12月 ～ 平成15年12月
WiLL サイファ	平成14年9月 ～ 平成15年12月
WiLL VS	平成13年4月 ～ 平成15年12月

#### [レクサス(トヨタ自動車株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
IS F	平成26年1月 ～ 平成26年7月
IS 250C	平成26年1月 ～ 平成26年8月

SC 430	平成 17 年 8 月 ~ 平成 22 年 7 月
--------	---------------------------

[日産自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
バネット	平成 25 年 4 月 ~ 平成 27 年 3 月
オッティ	平成 25 年 4 月

[ビー・エム・ダブリュー株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
116i	平成 26 年 3 月 ~ 平成 27 年 2 月
118i	平成 27 年 2 月 ~ 平成 27 年 3 月
120i	平成 26 年 5 月 ~ 平成 27 年 3 月
M135i	平成 26 年 3 月 ~ 平成 27 年 3 月
220i	平成 26 年 1 月 ~ 平成 27 年 3 月
M235i	平成 25 年 11 月 ~ 平成 27 年 3 月
218i Active Tourer	平成 26 年 8 月 ~ 平成 27 年 3 月
218d Active Tourer	平成 27 年 2 月 ~ 平成 27 年 3 月
225i xDr. A.T.	平成 26 年 11 月 ~ 平成 27 年 2 月
218i Gran Tourer	平成 27 年 3 月
218d Gran Tourer	平成 27 年 2 月 ~ 平成 27 年 3 月
320i	平成 24 年 7 月 ~ 平成 27 年 3 月
320d	平成 24 年 6 月 ~ 平成 27 年 3 月
328i	平成 24 年 6 月 ~ 平成 27 年 3 月
335i	平成 25 年 3 月 ~ 平成 26 年 11 月
ActiveHybrid 3	平成 24 年 6 月 ~ 平成 26 年 12 月
320i グランツーリスモ	平成 25 年 6 月 ~ 平成 27 年 3 月
328i グランツーリスモ	平成 25 年 7 月 ~ 平成 25 年 12 月
335i グランツーリスモ	平成 25 年 8 月 ~ 平成 26 年 7 月
420i	平成 25 年 11 月 ~ 平成 27 年 3 月
428i	平成 25 年 6 月 ~ 平成 26 年 12 月
435i	平成 25 年 6 月 ~ 平成 27 年 2 月
420i グランクーペ	平成 26 年 3 月 ~ 平成 27 年 3 月
428i グランクーペ	平成 26 年 3 月 ~ 平成 27 年 2 月
435i グランクーペ	平成 26 年 3 月 ~ 平成 27 年 3 月
523i	平成 25 年 7 月 ~ 平成 27 年 3 月
523d	平成 25 年 7 月 ~ 平成 27 年 3 月
528i	平成 25 年 7 月 ~ 平成 27 年 3 月
535i	平成 25 年 8 月 ~ 平成 27 年 1 月
ActiveHybrid 5	平成 25 年 7 月 ~ 平成 26 年 10 月
523i ツーリング	平成 25 年 6 月 ~ 平成 27 年 3 月
523d ツーリング	平成 25 年 7 月 ~ 平成 27 年 3 月
528i ツーリング	平成 25 年 7 月 ~ 平成 27 年 2 月

535i ツーリング	平成 25 年 7 月 ~ 平成 27 年 1 月
550i ツーリング	平成 25 年 7 月
528i グランツーリスモ	平成 25 年 8 月
640i クーペ	平成 25 年 7 月 ~ 平成 27 年 3 月
650i クーペ	平成 26 年 11 月 ~ 平成 27 年 3 月
640i カブリオレ	平成 26 年 1 月 ~ 平成 27 年 2 月
650i カブリオレ	平成 25 年 7 月 ~ 平成 27 年 3 月
640i グラン クーペ	平成 25 年 7 月 ~ 平成 27 年 3 月
650i グラン クーペ	平成 25 年 7 月 ~ 平成 26 年 10 月
X5 xDrive 35i	平成 25 年 11 月 ~ 平成 27 年 2 月
X5 xDrive 35d	平成 25 年 7 月 ~ 平成 27 年 3 月
X5 xDrive 50i	平成 25 年 9 月 ~ 平成 27 年 2 月
X6 xDrive 35i	平成 26 年 12 月 ~ 平成 27 年 3 月
X6 xDrive 50i	平成 26 年 10 月 ~ 平成 27 年 1 月
M3	平成 26 年 3 月 ~ 平成 27 年 2 月
M4	平成 26 年 3 月 ~ 平成 27 年 3 月
M5	平成 25 年 7 月 ~ 平成 26 年 11 月
M6 クーペ	平成 25 年 5 月
M6 カブリオレ	平成 25 年 4 月 ~ 平成 26 年 5 月
M6 グランクーペ	平成 25 年 4 月 ~ 平成 26 年 6 月
X5M	平成 27 年 2 月

[プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
C3	平成 25 年 4 月 ~ 平成 27 年 3 月
C4	平成 25 年 4 月 ~ 平成 26 年 10 月
DS3	平成 25 年 4 月 ~ 平成 27 年 3 月
DS4	平成 25 年 4 月 ~ 平成 27 年 3 月
DS5	平成 25 年 4 月 ~ 平成 26 年 11 月

[フォルクスワーゲングループジャパン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
VW up! 1.0 / 55kW	平成 25 年 4 月 ~ 平成 27 年 3 月
VW ホロ 1.2 / 77kW	平成 25 年 4 月 ~ 平成 26 年 5 月
VW ホロ 1.4	平成 19 年 2 月 ~ 平成 19 年 5 月
VW ホロ 1.6	平成 19 年 2 月 ~ 平成 19 年 5 月
VW クロスホロ 1.2 / 77kW	平成 25 年 4 月 ~ 平成 26 年 4 月
VW ゴルフ カブリオレ 1.4 / 118kW	平成 25 年 5 月 ~ 平成 26 年 2 月
VW パサート セダン 1.4T	平成 25 年 4 月 ~ 平成 26 年 11 月
VW パサート ウェリアント 1.4T	平成 25 年 4 月 ~ 平成 26 年 6 月
VW パサート オールトラック	平成 25 年 5 月 ~ 平成 27 年 1 月
VW CC 1.8T	平成 25 年 5 月 ~ 平成 27 年 3 月

VW ティグアン 1.4	平成 26 年 12 月 ~ 平成 27 年 3 月
VW ティグアン 2.0T	平成 26 年 12 月 ~ 平成 27 年 3 月
VW シャラン 1.4 / 110kW	平成 25 年 4 月 ~ 平成 27 年 3 月

[本田技研工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アコード	平成 14 年 10 月 ~ 平成 25 年 5 月
アコードワゴン	平成 14 年 11 月 ~ 平成 19 年 12 月
インサイト	平成 21 年 4 月 ~ 平成 26 年 3 月
エアウェイブ	平成 17 年 3 月 ~ 平成 17 年 12 月
エリシオン	平成 16 年 4 月 ~ 平成 25 年 8 月
エリシオン プレステージ	
クロスロード	平成 19 年 2 月 ~ 平成 19 年 8 月
ザッツ	平成 14 年 1 月 ~ 平成 19 年 6 月
シビック	平成 19 年 7 月 ~ 平成 22 年 8 月
シビック ハイブリッド	平成 13 年 12 月 ~ 平成 21 年 9 月
シビック フェリオ	平成 12 年 8 月 ~ 平成 17 年 7 月
ステップワゴン	平成 17 年 12 月 ~ 平成 19 年 9 月
ストリーム	平成 12 年 11 月 ~ 平成 26 年 4 月
ゼスト/ゼスト スパーク	平成 18 年 4 月 ~ 平成 23 年 6 月
フィット	平成 13 年 6 月 ~ 平成 27 年 3 月
フィット シャトル	
フリード	平成 25 年 4 月 ~ 平成 27 年 3 月
フリード スパイク	平成 25 年 7 月 ~ 平成 25 年 9 月
モビリオ	平成 13 年 12 月 ~ 平成 20 年 4 月
モビリオ スパイク	平成 14 年 9 月 ~ 平成 20 年 4 月
CR-V	平成 13 年 9 月 ~ 平成 23 年 11 月

[HONDA OF AMERICA MFG.,INC.(本田技研工業株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
インスパイア/セイバー	平成 13 年 4 月 ~ 平成 14 年 11 月
エレメント	平成 15 年 2 月 ~ 平成 17 年 10 月
シビック GX	平成 13 年 3 月 ~ 平成 15 年 3 月

[HONDA AUTOMOBILE(THAILAND)CO.,LTD.(本田技研工業株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
フィット アリア	平成 14 年 11 月 ~ 平成 20 年 8 月



[HONDA CANADA INC.(本田技研工業株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ラグレイト	平成 13 年 10 月 ～ 平成 16 年 3 月
MDX	平成 15 年 3 月 ～ 平成 18 年 1 月

[マツダ株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アテンザ	平成 17 年 5 月 ～ 平成 19 年 11 月
デミオ	平成 19 年 5 月 ～ 平成 26 年 9 月
ボンゴ	平成 24 年 7 月 ～ 平成 27 年 3 月
タイタン	平成 16 年 3 月 ～ 平成 18 年 5 月

[三菱自動車工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アイ	平成 25 年 4 月
デリカ D:5	平成 25 年 4 月 ～ 平成 27 年 3 月
トッポ	平成 25 年 4 月
パジェロ	平成 25 年 4 月 ～ 平成 27 年 3 月
eK-WAGON・eK-SPORT	平成 25 年 4 月
i-MiEV	平成 25 年 10 月 ～ 平成 27 年 3 月

[メルセデス・ベンツ日本株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
V350	平成 25 年 4 月 ～ 平成 26 年 6 月

### 今回追加となる対象範囲【令和6年5月より施行】

施行日までにユーザーに対して改修の必要性について周知している、令和4年4月以前にリコール届出されているものであって、次の未改修車を対象範囲として、令和6年5月1日より車検を通さないこととします。

- ① エアバッグの製造管理が不適切であったもの
- ② 国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプを搭載し、平成29年4月1日より前に製作された自動車(=生産から9年以上経過したエアバッグを搭載した自動車)

#### [アウディジャパン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
TT	平成27年6月 ～ 平成29年1月
R8	平成28年3月 ～ 平成29年2月

#### [ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
XE	平成27年4月 ～ 平成29年1月
XF	平成27年5月 ～ 平成28年10月
F-PACE	平成27年12月 ～ 平成28年10月
ディスカバリースポーツ	平成27年4月 ～ 平成28年10月

#### [トヨタ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
カローラルミオン	平成27年4月 ～ 平成27年12月

#### [日産自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
バネット	平成27年4月 ～ 平成28年1月

#### [ビー・エム・ダブリュー株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
118i	平成27年4月 ～ 平成29年3月
118d	平成28年3月 ～ 平成29年3月
120i	平成27年4月 ～ 平成29年2月
M135i	平成27年6月 ～ 平成28年3月
M140i	平成28年8月 ～ 平成29年3月
220i	平成27年4月 ～ 平成29年3月
M235i	平成27年4月 ～ 平成28年4月

M240i	平成 28 年 11 月 ~ 平成 29 年 3 月
218i Active Tourer	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
218d Active Tourer	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
225i xDr. A.T.	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 3 月
225xe Active Tourer	平成 27 年 11 月 ~ 平成 28 年 9 月
218i Gran Tourer	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
218d Gran Tourer	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
220i Gran Tourer	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 10 月
318i	平成 28 年 6 月 ~ 平成 29 年 3 月
320i	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
320d	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
330i	平成 27 年 8 月 ~ 平成 28 年 5 月
330e	平成 27 年 12 月 ~ 平成 29 年 3 月
340i	平成 27 年 7 月 ~ 平成 28 年 9 月
320d グランツーリスモ	平成 29 年 3 月
320i グランツーリスモ	平成 27 年 5 月 ~ 平成 28 年 7 月
328i グランツーリスモ	平成 27 年 8 月
335i グランツーリスモ	平成 27 年 7 月
420i	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
428i	平成 27 年 10 月 ~ 平成 28 年 2 月
435i	平成 27 年 8 月 ~ 平成 27 年 11 月
440i	平成 28 年 2 月 ~ 平成 29 年 3 月
420i グランクーペ	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
428i グランクーペ	平成 27 年 5 月 ~ 平成 27 年 11 月
435i グランクーペ	平成 27 年 5 月 ~ 平成 27 年 12 月
440i グランクーペ	平成 28 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
523i	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 10 月
523d	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 10 月
528i	平成 27 年 5 月 ~ 平成 28 年 6 月
535i	平成 27 年 8 月
550i	平成 27 年 8 月
ActiveHybrid 5	平成 28 年 1 月 ~ 平成 28 年 2 月
523i ツーリング	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 10 月
523d ツーリング	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 10 月
528i ツーリング	平成 27 年 8 月 ~ 平成 28 年 7 月
535i ツーリング	平成 27 年 5 月 ~ 平成 28 年 7 月
640i クーペ	平成 27 年 5 月 ~ 平成 28 年 7 月
650i クーペ	平成 27 年 8 月 ~ 平成 29 年 3 月
640i カブリオレ	平成 27 年 8 月 ~ 平成 29 年 3 月
640i グラン クーペ	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
650i グラン クーペ	平成 27 年 8 月 ~ 平成 29 年 1 月
X1 sDrive 18i	平成 27 年 11 月 ~ 平成 29 年 1 月

X1 xDrive 18d	平成 28 年 7 月 ~ 平成 29 年 2 月
X1 xDrive 20i	平成 27 年 12 月 ~ 平成 29 年 2 月
X1 xDrive 25i	平成 27 年 12 月 ~ 平成 29 年 1 月
X3 xDrive 20i	平成 28 年 7 月
X3 xDrive 20d	平成 28 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
X3 xDrive 28i	平成 28 年 11 月 ~ 平成 28 年 12 月
X4 xDrive 28i	平成 28 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
X4 xDrive 35i	平成 28 年 4 月 ~ 平成 28 年 9 月
X4 M40i	平成 28 年 2 月 ~ 平成 29 年 3 月
X5 xDrive 35i	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 11 月
X5 xDrive 35d	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
X5 xDrive 40e	平成 27 年 7 月 ~ 平成 29 年 3 月
X6 xDrive 35i	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
X6 xDrive 50i	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
M2	平成 27 年 12 月 ~ 平成 29 年 3 月
M3	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
M4	平成 27 年 5 月 ~ 平成 29 年 3 月
M5	平成 27 年 10 月
M6 グランクーペ	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 7 月
X5M	平成 27 年 8 月 ~ 平成 29 年 3 月
X6M	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月

[プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
C3	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 12 月
C4	平成 27 年 5 月 ~ 平成 29 年 3 月
DS3	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
DS4	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
DS5	平成 27 年 8 月 ~ 平成 29 年 2 月

[フォルクスワーゲングループジャパン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
VW up! 1.0 / 55kW	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 7 月
VW cross up! 1.0 / 55kW	平成 27 年 7 月 ~ 平成 28 年 7 月
VW CC 1.8T	平成 27 年 4 月 ~ 平成 27 年 12 月
VW ティグアン 1.4	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 2 月
VW ティグアン 2.0T	平成 27 年 5 月 ~ 平成 28 年 3 月
VW シャラン 1.4 / 110kW	平成 27 年 4 月 ~ 平成 27 年 7 月

[マツダ株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ボンゴ	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 6 月

[三菱自動車工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
デリカ D:5	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 2 月
パジェロ	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 1 月
i-MiEV	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 6 月

なお、現在、タカタ製エアバッグのリコールを届出している以下の自動車メーカー等においては、今回の措置の対象となる車両はありません。

- FCA ジャパン株式会社
- Tesla Motors Japan 合同会社
- ニコルレーシングジャパン合同会社
- 日野自動車株式会社
- フェラーリ・ジャパン株式会社
- フォード・ジャパン・リミテッド
- McLaren Automotive Asia Pte Ltd
- UDTトラックス株式会社

## 自動車メーカー問い合わせ先

自動車メーカー名(五十音順)	お問い合わせ先 ※1	ウェブサイトURL ※2
アウディジャパン株式会社	0120-598-119	<a href="https://www.audi.co.jp/web/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html">https://www.audi.co.jp/web/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html</a>
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	<a href="http://www.isuzu.co.jp/recall/">http://www.isuzu.co.jp/recall/</a>
FCAジャパン株式会社	0120-712-812	<a href="http://fcagroupprecallinfo.kir.jp/Rinfo/search/index.php">http://fcagroupprecallinfo.kir.jp/Rinfo/search/index.php</a>
株式会社 SUBARU	0120-412-215	<a href="http://recall.subaru.co.jp/lqsb/">http://recall.subaru.co.jp/lqsb/</a>
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社 【ジャガー】	0120-92-2772	<a href="https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html">https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html</a>
【ランドローバー】	0120-92-2992	<a href="https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html">https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html</a>
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	<a href="https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php">https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php</a>
Tesla Motors Japan 合同会社	0120-975-214	<a href="https://www.tesla.com/jp/support/annual-and-recall-service">https://www.tesla.com/jp/support/annual-and-recall-service</a>
トヨタ自動車株式会社【トヨタ】	0800-700-7700	<a href="http://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search">http://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search</a>
【LEXUS】	0800-500-5577	<a href="http://lexus.jp/recall/">http://lexus.jp/recall/</a>
ニコル・レーシング・ジャパン合同会社	0120-699-250	<a href="http://alpina.co.jp/services/recall/recall-information/">http://alpina.co.jp/services/recall/recall-information/</a>
日産自動車株式会社	0120-941-232	<a href="http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html">http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html</a>
ビー・エム・ダブリュ株式会社	0120-954-018	<a href="http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html">http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html</a>
日野自動車株式会社	0120-106-558	<a href="http://www.hino.co.jp/j/service/recall/index.php">http://www.hino.co.jp/j/service/recall/index.php</a>
フェラーリ・ジャパン株式会社	0120-688-801	<a href="https://auto.ferrari.com/ja_JP/owners/car-part-services/">https://auto.ferrari.com/ja_JP/owners/car-part-services/</a>
フォードモーターカンパニー / PCI 株式会社	0120-125-175	<a href="http://www.ford-service.co.jp/">http://www.ford-service.co.jp/</a>
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	0120-509-300	<a href="http://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html">http://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html</a>
プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社	0120-55-4106	<a href="http://www.citroen.jp/services/recall/">http://www.citroen.jp/services/recall/</a>
本田技研工業株式会社 HONDA OF AMERICA MFG.,INC. HONDA AUTOMOBILE(THAILAND)CO.,LTD. HONDA CANADA INC.	0120-112-010	<a href="http://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fr=link_disp">http://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fr=link_disp</a>
マツダ株式会社	0120-386-919	<a href="https://www2.mazda.co.jp/service/recall/">https://www2.mazda.co.jp/service/recall/</a>

## 自動車メーカー問い合わせ先

三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	<a href="https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&amp;prefix=">https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&amp;prefix=</a>
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	<a href="http://www.mercedes-benz.jp/my-service/recall/search/index.html">http://www.mercedes-benz.jp/my-service/recall/search/index.html</a>
UDトラックス株式会社	0120-67-2301	<a href="https://recallsearch.udtrucks.com/">https://recallsearch.udtrucks.com/</a>

網掛けは、車検で通さない措置の対象となる自動車メーカーになります。

- ※1 お持ちの車が今回の措置の対象になるかどうかの確認は、検索システムを活用してご確認頂くか、各自動車メーカー窓口までご相談ください。
- ※2 各自動車メーカーのウェブサイト又は検索システムでは、お持ちの車のリコール届出状況等について確認できません。「車台番号」が必要になりますので、お手元に車検証をご用意ください。

(5)乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに関する国際基準を導入し、新車を対象とした義務付けを行います。

## 乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに関する国際基準を導入し、新車を対象とした義務付けを行います。

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」(令和元年6月18日、関係閣僚会議)を受け、同年12月17日に発表を行った高齢運転者等による交通事故の削減に向けた車両安全対策等の措置方針に基づき、乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに関する国際基準を導入し、世界に先駆けて新車を対象とした義務付けを行います。

国土交通省自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則(第152号)」が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において採択されたことに加え、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づき、我が国においてもこの基準を導入するとともに、新車を対象とした義務付けを行います。

### 1. 保安基準等の主な改正項目(別紙参照)

(1)専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5トン以下のものには、協定規則第152号に規定された要件に適合した乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならないこととする。

(2)上記の改正について、以下のとおりの適用とする。

	国産車	輸入車
新型車	令和3年11月	令和6年7月
継続生産車※	令和7年12月	令和8年7月

※軽トラックは令和9年9月

(3)上記のほか、所要の改正を行う。

### 2. 公布・施行

公布：1月31日(本日)

施行：公布の日

※安全運転サポート車に搭載されている衝突被害軽減ブレーキなどの運転支援装置はあくまで安全運転の支援であり、交通事故の防止や被害の軽減には役立ちますが機能には限界があり作動しない場合もあります。機能を十分に理解した上で、過信せずに引き続き安全運転を心がけていくことが重要です。

【自動車を安全に使うためには】<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcf/carsafety.html>



# 装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令 及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の 一部を改正する告示について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 178 回会合において、「乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則（第 152 号）」が新たに採択された。

これらを踏まえ、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等について、所要の改正を行うこととする。

※協定規則（原文）については次のとおり。

<https://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29rep.html>

## 2. 改正の概要

### （1）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・ 型式指定の対象となる特定装置の種類に、乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置を追加する。
- ・ 協定規則第 152 号に基づき認定された乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置は、型式指定を受けたものとみなすこととする。

### （2）道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

特定装置としての乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置の保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案してそれぞれ定める。

### （3）細目告示の一部改正

専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5 トン以下のものには、協定規則第 152 号に規定された要件に適合した乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならないこととするほか、所要の改正を行う。

**(4) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）の一部改正**

(3)の改正について、新型車は令和3年11月（輸入自動車は令和6年7月）から、継続生産車は令和7年12月（輸入自動車は令和8年7月、貨物の運送の用に供する軽自動車は令和9年9月）から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

**(5) その他の関係告示の一部改正**

上記のほか、関係告示について所要の改正を行う。

**3. スケジュール**

公 布：令和2年1月31日

施 行：公布の日

## 基準策定の経緯

- 2017年1月、国連WP.29(自動車基準調和世界フォーラム)傘下の専門分科会において、日本の提案により、乗用車等の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)の国際基準の検討が開始。
- 日本は、AEBSの具体的な要件を検討する専門家会議の議長を欧州委員会と共同で務め、官民オールジャパン体制で議論をリード。これにより、2019年6月、WP.29で協定規則第152号として成立。
- 「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」(2019年6月18日関係閣僚会議)を踏まえ、2020年1月31日に国内基準(保安基準)を改正・公布。

## 主要要件

- 静止車両、走行車両、歩行者に対して試験を行い、所定の制動要件を満たすこと。
- エンジン始動のたびに、システムは自動的に起動してスタンバイすること。
- 緊急制動の0.8秒前(対歩行者の場合、緊急制動開始)までに警報すること。

## 適用時期

- 他の国(※1)に先行し、2021年以降段階的に新車を対象に義務付けをする。

	国産車	輸入車
新型車	2021年11月	2024年7月
継続生産車※2	2025年12月	2026年7月

※1 欧州は2024年7月に義務化開始

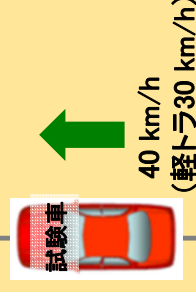
※2 軽トラックは2027年9月

## 【主な試験方法】

① 静止車両に対する試験 ② 走行車両に対する試験

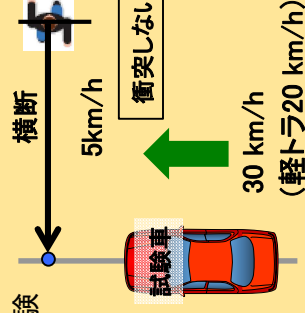


衝突しないこと



衝突しないこと

③ 歩行者に対する試験



6歳児相当ダミー

(注) ダミーは、試験車のブレーキが作動しないと4秒後に衝突するタイミングで動き出す。

(6)自動運転車に関する安全基準を策定しました！

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



令和2年3月31日  
自動車局技術政策課

自動運転車に関する安全基準を策定しました！  
～自動運転車のステッカーのデザインも決定～

安全な自動運転車の開発・実用化・普及を図るため、自動運転車の安全性能やその作動状態の記録項目等を定めた安全基準を策定するとともに、周囲に自動運転車である旨を分かりやすく表示するために車体に貼付するステッカーのデザインを決定しました。

1. 背景

昨年5月に公布された「道路運送車両法の一部を改正する法律」(令和元年法律第14号)により、国が定める保安基準の対象装置に「自動運行装置」※1が追加されました。当該部分に係る規定が本年4月1日に施行されることを受けて、今般、「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)等について所要の改正等を行い、自動運行装置の安全基準等を策定しました。

2. 概要 ※詳細は別添1・2を参照

※1 プログラムにより自動的に自動車を運行させるための装置

※2 場所(高速道路のみ等)、天候(晴れのみ等)、速度など自動運転が可能な条件。この条件はシステムの性能によって異なる

自動運行装置の安全基準

[性能]

- (1) 走行環境条件※2内において、乗車人員及び他の交通の安全を妨げるおそれがないこと
- (2) 走行環境条件外で、作動しないこと
- (3) 走行環境条件を外れる前に運転操作引継ぎの警報を発し、運転者に引き継がれるまでの間、安全運行を継続するとともに、引き継がれない場合は安全に停止すること
- (4) 運転者の状況監視のためのドライバーモニタリングを搭載すること
- (5) 不正アクセス防止等のためのサイバーセキュリティ確保の方策を講じること 等

[作動状態記録装置]

自動運行装置の ON/OFF の時刻、引継ぎ警報を開始した時刻、運転者が対応可能でない状態となった時刻等を6ヶ月間にわたり(又は2500回分)記録できること

[外向け表示]

自動運転車であることを示すステッカーを車体後部に貼付  
(メーカーに要請)



走行環境条件の付与手続き

- (1) 場所、天候、速度など自動運転が可能となる状況等を記載した申請書等を国土交通大臣に提出
- (2) 国土交通大臣は当該状況における自動運行装置の性能が保安基準に適合すると認めるときは条件を付与

その他

無人移動サービス車の実用化等においても基準緩和認定制度を活用できるよう措置 等

【お問い合わせ先】

自動車局 技術政策課 笹本・今村・加隈・東田

電話：03-5253-8111 (内線 42255)、03-5253-8591 (直通)

FAX：03-5253-1639

# 自動運行装置の保安基準等の概要(省令・告示等)

## 国内基準 策定の取組

基準策定までの車両安全のための  
ガイドライン策定(18.9)

改正道路運送車両法  
の成立(19.5)

パブリックコメント(19.12)

改正道路運送車両法・  
保安基準(省令)の施行(20.4)

### ○改正概要(保安基準関係)

- ・国が定める保安基準の対象装置に「自動運行装置」を追加
- ・自動運行装置が使用される条件(走行環境条件)\*を国土交通大臣が付与 等

※場所(高速道路のみ等)、天候(晴れのみ等)、  
速度など自動運転が可能な条件。  
この条件はシステムの性能によって異なる

- ・国連WP29におけるこれまでの国際議論も踏まえつつ、「自動運行装置」の国内基準を策定・施行
- ・引き続き国際議論をリードするとともに、国際基準が成立した場合には、速やかに同基準を国内導入

## 自動運行装置の保安基準

### 1. 性能

- (1) 走行環境条件内において、乗車人員及び他の交通の安全を妨げるおそれがないこと
- (2) 走行環境条件外で、作動しないこと
- (3) 走行環境条件を外れる前に運転操作引継ぎの警報を発生し、運転者に引き継がれるまでの間、安全運行を継続するとともに、引き継がれない場合は安全に停止すること
- (4) 運転者の状況監視のためのドライババイバーモニタリングを搭載すること
- (5) 不正アクセス防止等のためのサイバーセキュリティ確保の方策を講じること 等



### 2. 作動状態 記録装置

- 自動運行装置のON/OFFの時刻
  - 引継ぎ警報を開始した時刻
  - 運転者が対応可能でない状態となった時刻 等
- を6ヶ月間にわたり(又は2500回分)記録できること

### 3. 外向け 表示

- ・自動運転車であることを示すステッカー  
を車体後部に貼付(メーカーに要請)

を6ヶ月間にわたり(又は2500回分)記録できること

## 走行環境条件の付与手続き

- (1) 申請者は、場所、天候、速度など自動運転が可能となる状況等を記載した申請書等を国土交通大臣に提出
- (2) 国土交通大臣は当該状況における自動運行装置の性能が保安基準に適合すると認めたとときは条件を付与(付与書を交付)



## その他

- ・ 実証実験と同様に、無人移動サービス車の実用化等においても基準緩和認定制度(ハンドル、アクセルペダル等)を活用できるような措置 等

令和 2 年 3 月  
自 動 車 局

## 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令等について

### 1. 改正の背景

昨年 5 月 24 日に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号。以下「改正法」という。）は、安全な自動運転車等の開発・実用化・普及を図るため、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）の対象装置への「自動運行装置」の追加等の内容の改正を行うものである。当該追加に関する改正法の規定の施行期日は公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内とされており、施行に向けて当該装置等の保安基準等について策定する必要があることから、所要の改正等を行う。

### 2. 改正の概要

[省令]

#### 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

##### (1) 保安基準の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならないものとする。
- ・自動車の電気装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならないこととする。
- ・自動車の電気装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならないものとする。
- ・原動機付自転車について専ら歩道のみを走行するものを緩和措置の対象としていたが、歩道以外を走行するものも緩和措置の対象とする。

##### (2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

走行環境条件の付与の手続きに関する規定を追加するほか、所要の改正を行う。

[走行環境条件の付与の手続きの概要]

- ・走行環境条件の付与を申請する者は、「自動運行装置が使用される状況（場所、気象、交通等）」等を記載した申請書、申請に係る装置が以下に適合することを証する書類等を国土交通大臣に提出すること。
  - －申請書に記載された状況で使用されるものと仮定した場合において、自動運行装置に係る保安基準に適合するものであること。
- ・国土交通大臣は、不正の手段により付与を受けたとき等には、条件の付与を取り消すことができる。

### (3) 装置型式指定規則の一部改正

型式指定の対象となる特定装置の種類に、自動運行装置等を追加する。

### (4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

特定装置としての自動運行装置等の保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。

### (5) その他の関係省令の一部改正

上記のほか、関係省令について所要の改正を行う。

## [告示]

### (1) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

以下の改正のほか、所要の改正を行う。

#### ①道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正 ※要件の詳細は別紙

- ・自動運行装置について、走行環境条件内外での安全性能やドライバーモニタリング機能等に係る要件を規定する。
- ・上記のうち、高速道路等での低速自動運行装置に係る詳細要件を別添技術基準に規定する。
- ・作動状態記録装置について、記録項目、保存期間等を別添技術基準に規定する。
- ・サイバーセキュリティシステムについて、車両のリスクアセスメント（リスクの特定・分析・評価）を行うこと等を別添技術基準に規定する。
- ・プログラム等改変システムについて、危険及び無効なプログラム改変を防止するための改変の確実性・整合性の確保等を別添技術基準に規定する。
- ・走行環境条件の付与の際に適用する基準を明確化する規定を追加する。

#### ②道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のために必要な事項を定める告示の一部改正

- ・自動運行装置に係る保安基準の一部について、代替策を講じることで当該基準を適用除外とする措置を講じる。

#### ③道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部改正

- ・自動運転の実証実験に係る自動車についての基準緩和認定制度について、事業化の際など実証実験以外の場合にも適用できることとする。
- ・原動機付自転車については、実証実験の場合に、同様の緩和措置を可能とする。

### (2) サイバーセキュリティ業務管理システムの適合証明に関する規程の制定

国土交通大臣による、申請者のサイバーセキュリティを確保するための業務管理システム（リスクアセスメントの実施などに関する組織的な管理体制・方法等）の適合証明書の交付手続きに係る規定の整備を行う。

### (3) サイバーセキュリティ業務管理システムの適合証明実施要領の制定

上記(2)に基づき、サイバーセキュリティ業務管理システムの適合証明の詳細及び当該システムの技術基準について規定する。 ※技術基準の詳細は別紙

### 3. スケジュール

公 布：令和2年3月31日

施 行：令和2年4月1日



## [自動運行装置の要件の概要]

- 自動運行装置の作動中、乗車人員及び他の交通の安全を妨げるおそれがないものであること。
- 運転者の意志ある操作により作動及び停止を行うことができるものであること。
- 自動運行装置の作動中、走行環境条件を満たさなくなる場合、運転者に対し運転操作を促す警報を発生し、運転者が当該警報に従って運転操作を行わないときは車両を安全に停止するものであること。警報は、原則、走行環境条件を満たさなくなる前に十分な時間的余裕をもって発するものであること。
- 他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を回避するか又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御を行うことができるものであること。
- 走行環境条件を満たしていない場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある場合に当該装置が作動しないこと。
- 自動運行装置の作動状況を運転者が容易かつ確実に認知できるよう表示するものであること。
- 自動運行装置の作動中、運転者が警報に従って運転操作を行うことができる状態にあるかどうかを常時監視し、運転者が当該状態にない場合には、その旨を運転者に警報するものであること。
- 自動運行装置が正常に作動しないおそれがある場合、その旨を運転者に視覚的に警報するものであること。
- 自動運行装置の機能について冗長性をもって設計されていること。

## [高速道路等における低速自動運行装置を備える自動車の技術基準の概要]

- システムが作動する最高速度は 60km/h であること。
- センサーによる前方検知範囲は少なくとも 46m 以上であること。側方検知範囲は少なくとも自車の隣接車線の全幅を検知できるものであること。
- 走行車線内での走行を維持し、かつ、いかなる車線表示も越えることがないこと。
- 前方車両との車間距離は、急な割り込みなど一時的に遵守できない場合を除き、自車速度に応じた所定の距離以上であること。例：6.7m（20km/h の場合）、15.6m（40km/h の場合）
- 運転者が警報に従って運転操作を行うことができる状態にあるかどうかを、運転者のまばたき、閉眼、顔・体の動き等により判断すること。
- 実車試験により各機能要件を確認するとともに、シミュレーション試験により、走行環境条件内において、システムが周囲の交通状況に応じて適切な制御を行い、合理的に予見可能で防止可能な衝突を起こさないことを証明すること。

#### [作動状態記録装置の技術基準の概要]

- 記録項目
  - －システムの作動状況が別の状況に変化した時刻
  - －システムによる引継ぎ要求が発せられた時刻
  - －システムがリスク最小化制御を開始した時刻
  - －システムの作動中に運転者がハンドル操作などによりオーバーライドを行った時刻
  - －運転者が対応可能でない状態となった時刻
  - －システムが故障のおそれのある状態となった時刻
- 保存期間等
  - －6か月間又は2500回分
- 保存された記録は、市販されている手段又は電子通信インターフェースにより取得できること。
- 保存された記録が改ざんされないよう適切に保護されていること。

#### [サイバーセキュリティシステムの技術基準の概要]

- 車両のシステム間および外部システムとの相互関係を考慮し、車両のリスクアセスメント（リスクの特定・分析・評価）を行うとともに、リスクへの適切な対処・管理を行うこと。
- セキュリティ対策の有効性を検証するための適切かつ十分な試験を実施すること。

#### [プログラム等改変システムの技術基準の概要]

- 危険及び無効なプログラムの改変を防止できるようプログラム等の改変の確実性及び整合性を確保しなければならない。
- 型式に関連するプログラム等のバージョン（識別番号）は、車載式故障診断装置の読み取り部分（OBDポート）等の電子通信インターフェースを使用して容易に読み出すことができ、また、不正な変更から保護されていること。
- 無線によるプログラム等の改変を行う機能を有する場合には、上記要件に加え、以下の要件を満たすものでなければならない。
  - －失敗又は中断した場合に、車両を改変前の状態に復元又は安全な状態にできるものであること。
  - －車両が無線改変に必要な電力を有している場合にのみ、無線改変を実行できるものであること。
  - －改変の目的、内容、所要時間、成否等の情報が使用者等に通知されるものであること。

#### [サイバーセキュリティ業務管理システムの技術基準の概要]

- サイバーセキュリティ業務管理システムは、開発・生産・生産後の各段階を考慮したものであること。
- リスク評価の実施や当該評価を最新状態に保つことなどにより、セキュリティが十分に確保されるものであること（自動車製作者等が契約したサプライヤー等においても同様）。

## 2. 通達等

### (1)道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈について

国自整第275号の2  
令和2年2月6日

一般社団法人日本自動車工業会会長 殿  
日本自動車輸入組合理事長 殿  
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長 殿  
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会会長 殿  
一般社団法人全国軽自動車協会連合会会長 殿  
日本自動車車体整備協同組合連合会会長 殿  
全国自動車電装品整備商工組合連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

#### 道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっています。

これに伴い、今般、標記通達について新たに制定した旨を別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本解釈に関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

国自整第 275 号  
令和 2 年 2 月 6 日

各運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

道路運送車両法施行規則第 3 条「特定整備の定義」の解釈について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年 4 月 1 日をもって施行されることとなっている。

また、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年省令第 6 号）による改正後の道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 3 条において、特定整備の定義が規定されたところ、この特定整備の定義の透明化を図るため、標記について別紙のとおりとすることとしたので、これらについて了知するとともに、関係者に周知徹底を図り、今後はこれにより遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、「道路運送車両法施行規則第 3 条及び第 57 条の改正点の解釈について」（昭和 42 年 6 月 28 日付、自整第 98 号）及び「道路運送車両法施行規則第 3 条「分解整備の定義」の解釈について」（平成 8 年 8 月 20 日付、自整第 151 号）は、令和 2 年 4 月 1 日限りで廃止する。

本通達については、別添のとおり関係団体あて通知していることを申し添える。

## 道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈

## I 特定整備の解釈

自動車の構造及び装置は自動車によって異なることから、以下では、特定整備に該当する主要な作業を例示する。

なお、ここでいう「取り外し」、「取付位置若しくは取付角度の変更」及び「機能の調整」には、作業の過程における、自動車を保安基準に適合しない状態に至らしめる行為も含まれる。

また、「整備又は改造」とは、自動車について何らかの変化を施す作業全般をいう。特に、整備とは、給油脂、調整、部品交換、修理、その他の自動車の構造又は装置の機能を正常に保つ又は正常に復するための作業（行為）をいう。

## 1 分解整備（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第3条に規定するものをいう。）について

## (1) 原動機（施行規則第3条第1号関係）

原動機について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

## ① 原動機関係

シリンダブロック（ただし、二輪にあつてはクランクケース。また、シリンダブロックの取り外しを伴うフライホイールを含む。）

## (2) 動力伝達装置（施行規則第3条第2号関係）

動力伝達装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

## ① クラッチ関係（二輪の小型自動車は除く。）

クラッチのリリースフォーク、リリースベアリング、ダイヤフラムスプリング、クラッチディスク、クラッチカバー、プレッシャープレート及びプレッシャースプリング

## ② ギヤ関係

マニュアルトランスミッション、オートマチックトランスミッション、トルクコンバータ（CVTを含む。）、トランスファ、トランスアクスル、デファレンシャル、差動制限装置、ファイナルギヤ

## ③ 推進軸・駆動軸関係

プロペラシャフト、ユニバーサルジョイント、センタベアリング、ドライブシャフト、等速ジョイント

## (3) 走行装置（二輪の小型自動車は除く。）（施行規則第3条第3号関係）

走行装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

## ① 懸架・回転装置

フロントアクスル、フロントナックルスピンドル、フロントホイールベアリング及びフロントキングピン並びに前輪独立懸架装置のサスペンションアーム、ナックルスピンドル、ホイールベアリング及びキングピン並びにリヤアクスルシャフト

(4) かじ取り装置（施行規則第3条第4号関係）

かじ取り装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① ステアリング操作機構関係

かじ取りフォーク

② ステアリングギヤ機構関係

ギヤボックス

③ リンク機構関係

ドラックリンク、ピットマンアーム、タイロッド、タイロッドエンド、リレーロッド、アイドラアーム、ナックルアーム、ベルクランク、セクタアーム、リンクロッド、スレーブレバー

(5) 制動装置（施行規則第3条第5号関係）

制動装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① ドラムブレーキ関係

ブレーキドラム（二輪の小型自動車のブレーキドラムを除く。）、ブレーキシュー、ホイールシリンダ、バックプレート、シューアジャスタ、ブレーキスプリング

② ディスクブレーキ関係

ブレーキキャリパ（ブレーキキャリパの取り外しを伴うブレーキパッドを含む。）、シリンダ、ピストン、ブレーキディスク

③ ホース、パイプ、バルブ関係

ホース、パイプ、リレーバルブ、チェックバルブ、ダブルチェックバルブ、プロポーショニングバルブ、セーフティバルブ、セーフティシリンダ、メターリングバルブ、レギュレータバルブ、ABS アクチュエータ、ABS モジュレータ、ASR モジュレータ

④ 分配・倍力関係

マスタシリンダ、ブレーキチャンバ、倍力装置

(6) 緩衝装置（施行規則第3条第6号関係）

緩衝装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 緩衝関係

リーフスプリング、エアスプリング

(7) 連結装置（施行規則第3条第7号関係）

連結装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 連結装置関係

キングピン、カプラ、ルネットアイ、ピントルフック

(8) 付随作業が分解整備に該当するもの

① ストラットを取り外して自動車を整備又は改造する際にブレーキホースを取り外して自動車を整備又は改造するもの。

② パワーステアリング装置を取り外して自動車を整備又は改造する際にギヤボックスを取り外して自動車を整備又は改造するもの。

## 2 電子制御装置整備（施行規則第3条に規定するものをいう。）について

### (1) 運行補助装置（施行規則第3条第8号関係）

- ① アからエのいずれかの取り外し
- ② アからエのいずれかの取付位置若しくは取付角度の変更
- ③ ア又はイの機能の調整（スキャンツールを用いて電子的な調整又はECUの学習（コーディング）を行うもの。ECUの作動に影響を及ぼすことのない故障コードの読取及び消去を除く。）

#### ア センサー

前方をセンシングするための単眼・複眼のカメラ、ミリ波レーダー、赤外線レーザー、LiDAR等をいう。かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすことのないソナー等を除く。

#### イ 電子計算機

ECU（Electronic Control Unit）をいう。

#### ウ 自動車の車体前部

バンパ、グリルをいう。直接センサーと接していなくとも、当該車体前部の脱着によりセンサーの検知に影響を及ぼすものを含む。

#### エ 窓ガラス

アのセンサーが外部の状況を検知するための映像又は外部の状況を検知するために発した信号が透過する窓ガラス（直接センサーと接していなくとも、当該ガラスの脱着によりセンサーの検知に影響を及ぼすものを含む。）

なお、施行規則第3条第8号柱書のかじ取り装置については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に規定する自動命令型操舵機能（協定規則第79号におけるCategoryB1に該当するものに限る。）をいい、制動装置は細目告示に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。

### (2) 自動運行装置（施行規則第3条第9号関係）

道路運送車両法第41条第1項に規定する自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造、その他当該自動運行装置に係るセンサー等の機能の調整等であって当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれのある自動車の整備又は改造

## II 特定整備の解釈に関する問合せ窓口

この通達に示した作業は一般的な例であるため、全ての整備作業を網羅したものではない。したがって、この他不明な点については特定整備の定義に関する問合せ窓口において対応する。

（窓口の連絡先）

国土交通省自動車局整備課整備係

住 所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話番号：03-5253-8111（内線 42412）

FAX番号：03-5253-1639

## (2)自動車特定整備事業の認証等の取扱方針について

国自整第276号の2  
令和2年2月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

### 自動車特定整備事業の認証等の取扱方針について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっています。

これに伴い、今般、標記通達について新たに制定した旨を別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取扱方針に関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。



別添

国自整第276号  
令和2年2月6日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

### 自動車特定整備事業の認証等の取扱方針について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっている。

については、「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」（平成14年7月1日付け国自整第63号）によるほか、別紙のとおり「自動車特定整備事業の認証等の取扱方針」を定めたのでの了解されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、「自動車分解整備事業認証業務資料の送付について」（昭和26年10月10日付け自整第47号）及び「自動車分解整備事業の屋内作業場に関する認証基準の取扱いについて」（平成19年7月5日付け国自整第55号）は、令和2年4月1日限りで廃止する。また、「道路運送車両法施行規則第3条及び第57条の改正点の解釈について」（昭和42年6月28日付け自整第98号）は、令和2年4月1日限りで廃止することとしている。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

## 自動車特定整備事業の認証等の取扱方針

## 1. 第 77 条 自動車特定整備事業の種類

自動車特定整備事業の種類は、道路運送車両法第 77 条に掲げるものであるが、一事業場であらゆる種類の自動車の特定整備を行う場合は、2 種類（普通自動車、小型自動車）の事業の認証を受けなくてはならない。

## 2. 第 78 条 自動車特定整備事業の認証

(1) 「自動車特定整備事業者」とは、他人の需要に応ずると自己の必要のためにするとを問わず、有償無償に拘らず、自動車の特定整備（法第 49 条、施行規則第 3 条参照）を継続的に又反復的に行うもの（運送事業者等の自家工場も含む）をいい、取り外された自動車の部分についてのみ整備するもの（例えば従来の単一工場）は、特定整備とはならない。すなわち、普通自動車等の場合、車から取り外してから委託されたエンジンについてのみ修理（例えばオーバー・ホール又はボーリング等）を行うものは、特定整備ではないが、エンジンを自動車に取り付け自動車として整備することを事業とするときは、特定整備事業となる。

(2) 対象とする自動車の種類並びに対象とする整備の種類及び対象とする装置の種類の外に、業務の範囲を限定するときは、次により行うものとする。

①原動機の特定整備を行う事業場であって、軽油を燃料とする原動機又はガソリン若しくは液化石油ガスを燃料とする原動機の点検・整備を行わない事業場にあつては、その業務の範囲を、それぞれ「軽油を燃料とする原動機を除く」、「ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く」とすること。

②カタピラを有する大型特殊自動車に限定して特定整備を行う事業場にあつては、その業務の範囲を「カタピラ付大型特殊自動車に限る」とすること。

③従来の取扱いにより、業務の範囲を「ジーゼル自動車」又は「ガソリン自動車」に限定して認証した事業場が、業務の範囲を上記①の範囲に変更しようとするときは、業務の範囲の変更に係る所定の手続きを行うこと。

(3) 条件には、停止条件と解除条件と二つがあり、認証に条件を附する場合は、それぞれ次のとおりである。

①停止条件 設立登記のすんでいない会社を認証する場合の条件であつて認証の効力は、会社の登記がすんでから発生するものとする。

②解除条件 認証後、一定期間内に事業を開始することを義務づけ、もしも、その期間を過ぎても事業を開始しない時は、認証を失効とすること。

(4) 認証したときは、申請書の正本を運輸局長が、副本を運輸支局長等がそれぞれ保管すること。

### 3. 第79条 申請

- (1) 「認証を受けようとするもの。」すなわち第78条の「事業を經營しようとする者。」は、個人企業の場合は、その事業主であるが、会社（法人）の場合、その会社（法人）自体である。従って、法人の場合は、申請者名としては、会社名をかけた、よいわけであるが会社の意思を表明することが出来る者として代表者名も併記する必要がある。この場合の代表者としては、必ずしも社長でなくても、代表権を委任されておれば、誰でもよいので、事業場各地にあつて、本社の代表者が申請、その他の手続を行うのが繁雑であるときは、各地の適当な者に認証関係の行為の代理を委託しておけば、事務処理上便利である。なお、この際には、申請書又は届出書に、委任状を添付する必要がある。
- (2) 第2項の書面（施行規則第57条第4号の国土交通大臣の定める作業機械等に係るものに限る。）については、適切な技術的能力を有する者が「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載したものであること。
- (3) 「商業登記簿の謄本、その他必要な書面」は、原則的には、申請書を受付けてから必要に応じて要求すべきであるが、一般的に、特に必要と思われるものは、あらかじめ、提出を規定してもよい。

なお、商業登記簿の謄本は、通常は、必要でないが、申請者の実在が疑わしい場合、それを確認するために、この種の謄本類の提出を求めてもよい。

### 4. 第80条 認証基準

- (1) 屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の間口、奥行  
間口、奥行は物理的に車両が進入し得れば、自由に幅を間口、長さを奥行と取り扱って差し支えない。

また、電子制御装置点検整備作業場として要求される空間の中にシャッターの設置等による障害物があつても、対象とする自動車の進入に支障がないものは、施行規則別表第4に規定する電子制御装置点検整備作業場の規模の基準を満足するものとして扱うこととする。
- (2) 電子制御装置点検整備作業場の床面  
いわゆる2柱リフト、ピット等が設置されている場合であっても、エーミング作業に支障がなく、適切にエーミング作業を実施することができる作業場の規模を有している場合には、平滑に舗装されていると扱ってよい。

この場合において、適切にエーミング作業を実施することができる作業場の規模を有しているか否かについては、電子制御装置整備を行う自動車について、エーミング作業に必要なスペースを確認のうえ判断すること。
- (3) 機械工具について  
検車装置は、ピット、検車台、オート・リフト及びエア・リフト等であつてガレージ・ジャッキは含まない。
- (4) 点検・整備に係る情報を入手できる体制  
点検・整備に係る情報を入手できる体制として、次に掲げるものを有してい

る場合は、当該体制を有するものと扱って差し支えない。

①次のアからウのいずれかに掲げる自動車の型式に固有の技術上の情報

ア 自動車製作者等が作成している整備要領書等を有していること

イ (一社)日本自動車整備振興会連合会が運営する FAINES やインターネットを通じて自動車製作者等が提供する技術的な情報を常時入手できる環境を有すること

ウ 自動運行装置の点検・整備を行う事業場の場合にあっては、自動車製作者等と情報提供に関する契約の締結などにより、点検・整備に必要な情報を入手できる環境があることを証する書面を有していること

②エーミング作業に必要な機器

ターゲット等の専用器具を他の整備事業者からの借用、共同保有等入手する方法を確認すること。ただし、エーミング作業に必要なターゲット等の専用器具を保有している場合にあっては、この限りでない。

(5) 車両整備作業場と点検作業場が併設されている場合であって、これらの作業場の境部分に柱等がなく、かつ、自動車の搬入・搬出及び整備作業において、特に支障がないと判断される場合は、土台部分ではなく、柱部分で寸法を測定しても差し支えないものとする。

支障の有無の判断については、複数の者により検討を行うなど慎重を期すこと。

この場合、当該柱の土台部分は、事故防止、注意喚起を図るため、ゼブラマーク塗装等で土台部分と床面との区別を明確にする等の必要な措置を講ずること。

なお、土台部分がある場合、この部分で測定しても施行規則別表第4に定める「間口」の寸法を満足することがより望ましい。

(6) 壁、扉等のない作業場の取扱い(ひさし等の取扱い関連)

道路運送車両法上は、雨天時に雨にさらされることなく、作業機械等を用いて適切に特定整備作業を行うため、基本的には、雨をしのぐ屋根が有れば良い。

(7) 部品整備作業場の取扱い

屋内作業場のうち、部品整備作業場については、建築確認に係る所管行政庁において「倉庫」や「店舗」と判断される場合もある。

なお、建築確認に係る所管行政庁において部品整備作業場が「倉庫」や「店舗」と判断される場合には、例えば、第一種住居地域及び第二種住居地域において、普通乗用自動車及び小型四輪自動車の下回りを扱う専門認証工場を設置することが可能となる。

(8) 第1項第2号ハの「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない。」は、「未成年者」の性格(民法第6条)を注意的に説明したものである(自動車登録番号標交付代行者規則第3条第4号8の「未成年者」と同じことを云ったもの)。

## 5. 第81条 変更届等

- (1) 第1項第1号の事業者の「氏名又は名称」とは、法人の場合は、法人の名称のみで代表者名は含まない。個人の場合は、個人の氏名のみで商号等は含まないが、代表者名又は個人の商号の変更についても、届を提出するように指導する方が認証した業者の実態をつかむためには望ましい。
- (2) 第1項第4号の「事業場の設備」としては、施行規則第58条により、屋内作業場若しくは電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行の長さ限定してあるから、他の設備の変更は、届出の必要がない。なお、間口、奥行とは、施行規則別表第4の設備基準の備考に規定している意味のものである。

## 6. 第91条の3 遵守事項

- (1) 整備主任者は、他の事業場の整備主任者を兼ねることはできないが、工員を兼務することは差し支えない。また、一事業場に必要に応じて複数の整備主任者を選任することができる。
- (2) 分解整備及び電子制御装置整備（施行規則第3条に規定するものをいう。）を行う事業場の整備主任者であって、一事業場に複数の整備主任者を選任する場合であっても、施行規則第57条第7号ハの規定を満たさない者は選任できない。
- (3) 整備主任者の届出を行う場合であって、整備主任者を交替するときは、変更届出のみを行う。記載事項としては、前任者と新任者について記入し、増員する場合は、新任者のみ記載する。

## 7. 第93条 事業の停止等

- (1) 第1号の「この法律に基づく命令。」とはこの法律に基づく政令、及び省令を指す。
- (2) 認証基準に適合しない者が虚偽の申請を行って認証を受けた場合は、行政行為のあやまちであるから、本条の規定によることなく、認証の取消を行うことができる。従ってこの場合は、聴聞を行う必要もないわけである。

附則 （令和2年2月6日 国自整第276号）

本規定は、令和2年4月1日から施行する。

(3)道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第6号)の  
施行に伴う解釈について

国自整第277号の2  
令和2年2月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第6号)  
の施行に伴う解釈について

道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっています。

これに伴い、今般、標記通達について新たに制定した旨を別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取り扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

国自整第277号  
令和2年2月6日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第6号）の施行に伴う解釈について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっている。

については、「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」（平成14年7月1日付け国自整第63号）によるほか、下記のとおりとしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

#### 記

1. 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第6号。以下、「改正省令」という。）附則第4条に規定する「自動車特定整備事業に相当する事業」とは、改正省令第3条第8号に規定する自動車の整備又は改造のほか、同省令附則第4条第1号から第5号までに掲げる区分に応じた、各号それぞれに掲げる自動車の整備又は改造であって、保安基準の適用の有無にかかわらず、同種の装置を含むものとする。

この場合において、改正省令第3条第8号の取扱いについては、「道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈について」（令和2年2月6日付け国自整第275号）を参考にすること。

2. 改正法附則第2条第2項に規定する経過措置の期間に適用される自動車特定整備事業に相当する事業を営んでいる者の当該事業の範囲については、改正省令第4条に規定されているところであるが、当該事業の経営が行われているか否かについては、構内外注（「電子制御装置点検整備に係る構内外注及び外注の取扱いについて」（令和2年2月6日付け国自整第279号）で定義するものをいう。以下同じ。）した場合と同様に、自らの管理の下、他の事業者の作業員が行う作業も含むが、自らの管理下になく、他の業者に委託していた作業（いわゆる外注）については、当該事業に含まれない。

3. 改正法による改正前の道路運送車両法の規定による認証を受けて自動車分解整備事業を営んでいる者のうち、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（昭和42年運輸省令第27号。以下「昭和42年改正省令」という。）附則の規定により作業場の規模の基準について改正前の同規則の適用を受けている者であって、電子制御装置整備（改正省令第3条に規定するものをいう。）を対象とする整備の種類とした認証を受ける際において、電子制御装置点検整備作業場の設置に関し、離れた電子制御装置点検整備作業場の取扱い（「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」平成14年7月1日付け、国自整第63号）第1節中、「3.」に規定するものをいう。）による場合、かつ、現に認証を受けている事業場の所在地に変更がない場合にあつては、昭和42年改正省令附則中「事業場の位置の変更」には該当しないものとして扱って差し支えないこととする。

4. 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の要件は、改正省令第62条の2の2第1項第7号により定められたところであるが、改正法による改正前の道路運送車両法の規定による認証を受けて自動車分解整備事業を営んでいる者のうち、電子制御装置整備（改正省令第3条に規定するものをいう。）を対象とする整備の種類とした認証を受けた際に、当該整備主任者の要件を満たさなくなる者について、新たな選任等に係る手続きが必要になるが、次に掲げる要件を満たす場合には、この手続きを令和3年3月31日まで猶予することとして差し支えない。

また、手続きを猶予した施行日において現に改正前の道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第5号に規定する整備主任者にあつては、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えていない自動車に限り、整備主任者に係る業務のみ行えるものとする。

なお、令和3年3月31日までに必要な手続きを完了しない場合にあつては、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて（平成18年3月2日付け国自整第127号）別表1違反事項欄中、「変更の未届出」に該当することを申し添える。

① 少なくとも1人は、改正省令第62条の2の2第1項第7号の要件を満たす者を選任すること

② 選任等に係る手続きは令和3年3月31日までにを行うこと



③ ②に係る手続きを猶予する予定の者は、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習の受講計画を管理し、その計画を提出すること

5. 改正省令附則第5条において、道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和44年法律第68号）附則第2条第4項及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年運輸省令第67号）附則第2項の規定により旧施行規則第62条の2の2第1項第5号に規定する整備主任者とみなされている者であって、施行日以後引き続き当該事業場の従業員である者のうち、施行規則第62条の2の2第7号による運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者にあつては、同規則第57条第7号中、講習を修了した者とみなして差し支えない。

(4)特定整備記録簿の記載要領について

国自整第278号の2  
令和2年2月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

特定整備記録簿の記載要領について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっています。

これに伴い、今般、標記通達について新たに制定した旨を別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本要領に関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

国自整第 278 号  
令和 2 年 2 月 6 日

各地方運輸局自動車技術安全部部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

### 特定整備記録簿の記載要領について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年 4 月 1 日をもって施行されることとなっている。

従来から、特定整備記録簿の記載については、自動車の点検及び整備に関する手引（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）を参考にして記載するよう指導してきたところであるが、今般の改正により、自動車特定整備事業者が他の自動車特定整備事業者へ電子制御装置整備の作業を外注する場合及び事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所でエーミング作業を実施することが認められることとなったため、これらについて、「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」（平成 14 年 7 月 1 日付け国自整第 63 号）によるほか、別紙のとおり特定整備記録簿の記載要領を定めたので、今後は本要領に基づき特定整備事業者を指導されたい。

本要領については、別添のとおり関係団体あて通知していることを申し添える。

## 特定整備記録簿の記載要領

1. 自動車特定整備事業者が電子制御装置整備の作業を外注する場合の記載は、次のとおりとする。

(1) 電子制御装置整備の一部を構内外注（「電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱いについて」令和2年2月6日付け、国自整第279号で規定するものをいう。）した場合には、特定整備の概要に構内外注した作業がわかるように記載すること。

（記載例）

⊗ガラス（内）、レーダー ⊕エーミング

※ガラス交換を構内外注し、レーダー交換及びエーミング作業を自ら行った場合

(2) 電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注（「電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱いについて」で規定するものをいう。以下同じ。）した場合、外注元の特定整備記録簿には、外注した作業がわかるように記載すること。

（記載例）

外注元の特定整備記録簿：⊗レーダー エーミング（外）

外注先の特定整備記録簿：⊕エーミング

※レーダー交換を外注元、エーミング作業を外注先で実施した場合

なお、外注先の特定整備事業者は、自らが行った作業を特定整備記録簿に記録したうえで、外注元の特定整備事業者を経由するなどしてその写しを自動車の使用者に交付するとともに、道路運送車両法に基づき、当該記録簿をその記載の日から2年間保存しなければならない。

(3) 電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合、外注元の特定整備事業者は特定整備記録簿に記載しないこと。

なお、外注先の特定整備事業者は行った全部の作業を特定整備記録簿に記録したうえで、外注元の特定整備事業者を経由するなどしてその写しを自動車の使用者に交付し、道路運送車両法に基づき、当該記録簿をその記載の日から2年間保存しなければならない。

2. 事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所において電子制御装置整備作業を実施した場合には、当該作業を実施した場所を記載する。なお、この場合、エーミング作業については、天候及びエーミング作業を電子制御装置点検整備作業場以外の場所で行った理由を特定整備記録簿に記載すること。

(記載例)

④ エーミング (電子制御装置整備作業場の屋上、晴れ、電子制御装置整備作業場の寸法を超過)

※入庫した車両については、自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行えないことから、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合

(記載例)

⊗ バンパ (〇〇板金工場)

※離れの作業場 (〇〇板金工場) でバンパ交換を行った場合

(5)電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領について

国自整第279号の2  
令和2年2月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっています。

これに伴い、今般、標記通達について新たに制定した旨を別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本要領に関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

別添

国自整第279号  
令和2年2月6日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

### 電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっている。

については、「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」（平成14年7月1日付け国自整第63号）によるほか、別紙のとおり「電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領」を定めたので、了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

## 電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領

## 1. 構内外注について

電子制御装置整備の認証を受けている自動車特定整備事業者（以下「特定整備事業者」という。）の事業場において、自らの管理の下、他の事業者の作業員が行う作業（以下「構内外注」という。）については、次に掲げる条件を満たす場合にあっては、当該特定整備事業者が行った作業とみなす。この場合において、構内外注の作業員は、他の事業者の従業員であるが、当該事業者については、自動車特定整備事業の認証の取得の有無は問わない。

- (1) 構内外注における電子制御装置整備は、特定整備事業者の自らの管理の下で行われることから、その旨の取り決めが交わされていること
- (2) 特定整備事業者は、「特定整備記録簿の記載要領について」（令和2年2月6日付け国自整第278号）に基づき、特定整備記録簿に構内外注した旨を記載し、その写しを使用者に交付すること

## 2. 外注（一部又は全部）について

これまでも、使用者から整備の依頼を受けた分解整備事業者が、他の分解整備事業者に対し、整備作業を委託（以下「外注」という。）することが認められている。

新たに特定整備の対象となった電子制御装置整備においても、その作業の一部又は全部を他の特定整備事業者に外注する事業形態が想定されるため、電子制御装置整備の一部又は全部を外注する場合は、使用者に対し電子制御装置整備の作業責任が明確となるよう、次のとおり取り扱うこと。

この場合において、いわゆる入庫から電子制御装置整備に係る作業の実施、管理を行い、特定整備記録簿の記載をするまでの一連の全ての作業を他の特定整備事業者に外注することを全部外注といい、全部外注を除き、自らの管理の下、その作業の一部を他の特定整備事業者に外注すること一部外注という。

## (1) 特定整備事業者から他の特定整備事業者へ全部外注する場合

電子制御装置整備の作業の責任は外注先の特定整備事業者にあるため、整備作業後に当該外注先の特定整備事業者が記載した特定整備記録簿の写しについては、外注元の特定整備事業者を経由するなどして使用者に対して交付することとなる。

なお、外注元の特定整備事業者が指定自動車整備事業者の場合であって、法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付するときは、指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）第6条第1項各号に掲げる点検の結果、必要となった整備を実施する必要があることから、電子制御装置整備を全部外



注することはできない。

(2) 特定整備事業者から他の特定整備事業者の一部外注する場合

電子制御装置整備の作業の責任は外注元の特定整備事業者にあるため、整備作業後に当該外注元の特定整備事業者が記載した特定整備記録簿の写しについては、外注元の特定整備事業者が使用者に対して交付することとなる。

また、外注元の特定整備事業者が指定自動車整備事業者の場合であっても、作業の責任は外注元の指定自動車整備事業者にあるため、整備作業後に当該外注元の指定自動車整備事業者が記載した特定整備記録簿の写しを使用者に対して交付することとなる。なお、法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付するときは、「自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」（平成14年7月1日付け国自整第63号。以下「指導要領通達」という。）第2節2.によるほか、別添「指定自動車整備事業者における電子制御装置整備の一部外注の取扱い」により取り扱うこと。

附則（令和2年2月6日 国自整第279号）

本規定は、令和2年4月1日から施行する。

## 指定自動車整備事業者における電子制御装置整備の一部外注の取扱い

## 1. 外注することができる指定自動車整備事業者

指定自動車整備事業者が、指定自動車整備事業規則第6条第1項各号に掲げる点検の結果、必要となった整備のうち、電子制御装置整備について他の自動車特定整備事業者へ整備作業の一部外注することができる。この場合において、法第94条の5第4項後段の規定は適用できない。

## 2. 次に掲げる手順を参考に当該事項を遵守すること。

指導要領通達の項目（括弧内は指導要領通達の該当する規定番号）	エーミング作業を一部外注する場合の例
① 警告灯の確認、使用者への問診、故障診断等により必要となる電子制御装置整備内容を把握すること（第2節2. ①）	不具合を示す警告灯を確認した場合に、故障のあったときの不具合の症状や状況などを使用者に問診を行い、スキャンツールで故障コード(DTC)を読み取るなど、故障内容を確認するほか、前方の状況等を検知するためのカメラの外観上の不具合や明らかなズレがないことの確認、その他車両の外観上から不具合につながる可能性の故障がないかの確認（原因究明）を行う。
② ①で把握した必要な整備箇所について、他の自動車特定整備事業者に対して作業指示を行うこと（第2節2. ②）	原因究明した結果を作業依頼書に記載するなど、外注する他の特定整備事業者へ作業依頼する。
③ ②の整備作業後に、委託した他の自動車特定整備事業者から作業内容を記載した書面等を求め、適切に整備が実施されていることを、当該書面及び現車を用いて確認するとともに、②の整備の適切性等を確認すること。（第2節2. ③）	電子制御装置整備後に、整備作業の実施内容を記載した書面（作業実施書等）を外注する他の特定整備事業者へ求め、特定整備事業者から作業完了した車両について、依頼した作業が適切に実施されていることを作業実施書等及び当該車両を用いて確認するとともに、スキャンツールを用いて、他のDTCが出ていないか、作業指示した内容以外に不具合の発生の有無を確認するなどとともに、整備

	<p>作業のできばえを確認する。この場合において、作業実施書等は整備作業の内容によっては、外注先の特定整備事業者が記載する特定整備記録簿の写しでも差し支えない。</p>
<p>④ ③の作業の適切性が確認できたときは、その整備作業を指定整備記録簿に記載すること（第2節2. ④）</p>	<p>③の確認を行い、適切であったと認められるときは、「指定整備記録簿の記載要領について」（平成7年3月27日付け国自整第67号）を参考に指定整備記録簿に作業実施書等に記載されている内容をもとに作業内容等を記載し、指定整備記録簿と作業実施書を併せ持ち、指定整備記録簿の記載の日から2年間保管する。</p>

(6)「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

国自整第280号の2  
令和2年2月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっています。

これに伴い、今般、標記通達について新たに制定した旨を別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本要領に関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

別添

国自整第280号

令和2年2月6日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっている。

これに伴い、今般、標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「指定整備記録簿の記載要領について」（平成7年3月27日付け自整第67号）の一部改正について  
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。</p> <p>省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。</p> <p style="text-align: center;">記 記</p> <p>1. 「点検及び整備の概要等」の欄に記載については、指定自動車整備事業規則（以下「指定規則」という。）第6条第1項各号に掲げる点検の結果、点検の結果必要となった整備の概要（道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第3条に規定する電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合を含む。）及び交換した部品を記載すること。この場合、当該自動車の点検整備記録簿の写しを記録簿に確実に貼付することをもって、記載に替えることも差し支えないこととする。</p> <p><u>なお、電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合にあつては、別紙の記載例を参考に当該事業者名等を余白部に記載すること。</u></p> <p>2. 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄（指定規則第4号様式にあつては、「自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄。以下同じ。）については、自動車検査員が自動車の構造に関する検査に加え、指定規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項（施行規則第43条の2の各号に規定する事項をいう。以下同じ。）と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。</p>	<p>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。</p> <p>省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。</p> <p style="text-align: center;">記 記</p> <p>1. 「点検及び整備の概要等」の欄に記載については、指定自動車整備事業規則（以下「規則」という。）第6条第1項各号に掲げる点検の結果、点検の結果必要となった整備の概要及び交換した部品を記載すること。</p> <p>この場合、当該自動車の点検整備記録簿の写しを記録簿に確実に貼付することをもって、記載に替えることも差し支えないこととする。</p> <p>2. 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄（規則第4号様式にあつては、「自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄。以下同じ。）については、自動車検査員が自動車の構造に関する検査に加え、規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項（道路運送車両法施行規則第43条の2の各号に規定する事項をいう。以下同じ。）と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。</p>

新	旧
<p>3. ～4. (略)</p> <p>5. 道路運送車両法第94条の5第4項後段の規定により自動車検査員が点検及び検査を行う場合においては、以下のように記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄については、自動車検査員が自動車の構造に関する点検に加え、指定規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 「目視等による検査」の欄については、指定規則第6条第1項各号の点検により保安基準適合性が判断されなかった部分についての検査の結果及び整備に係る部分についての検査の結果を含め、各装置に関して目視、ハンマ等により行うものについて総合的に判断し、その結果を記載すること。</p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>附則 (平成20年10月10日 国自整第85号)</p> <p>本改正規定は、平成20年11月4日から施行する。ただし、自動車の所有者から一時抹消登録証明書の提示があった場合は、なお従前の例による。</p> <p>附則 (令和2年2月6日 国自整第280号)</p> <p>1 本改正規定は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>2 本改正規定による改正後の第1項の規定中「他の自動車特定整備事業者」とあるのは、令和6年3月31日までは、「他の自動車特定整備事業者又は道路運送車両法の一部を改正する法律 (令和元年法律第14号) 附則第2条第2項の規定の適用を受けている者」とする。</p>	<p>3. ～4. (略)</p> <p>5. 道路運送車両法第94条の5第4項後段の規定により自動車検査員が点検及び検査を行う場合においては、以下のように記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄については、自動車検査員が自動車の構造に関する点検に加え、規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 「目視等による検査」の欄については、規則第6条第1項各号の点検により保安基準適合性が判断されなかった部分についての検査の結果及び整備に係る部分についての検査の結果を含め、各装置に関して目視、ハンマ等により行うものについて総合的に判断し、その結果を記載すること。</p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>附則 (平成20年10月10日 国自整第85号)</p> <p>本改正規定は、平成20年11月4日から施行する。ただし、自動車の所有者から一時抹消登録証明書の提示があった場合は、なお従前の例による。</p>

新	旧
<p>別紙</p> <p>黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p> <p>前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p> <p>電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例</p> <p>・外注先整備工場名 (所在地)：〇〇自動車整備工場 (東京都千代田区霞が関2-1-3)</p> <p>・外注した整備内容：フロントノンハジ交換及びエーミング作業</p> <p>・外注作業完了日：令和〇年〇月〇日</p> <p>・外注部分できばえ確認：済 (※できばえ確認のチェックは「レ」点でも可)</p>	<p>別紙</p> <p>黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p> <p>前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p> <p>(追加)</p>



(7)「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」の一部改正について

国自整第298号の3  
令和2年2月28日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」  
の一部改正について(依命通達)

今般、「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」(昭和36年11月25日付自車第880号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第880号

改正 令和2年2月28日付け国自整第298号

新	旧
<p>(別添)</p> <p style="text-align: center;"><b>自動車検査業務等実施要領</b></p> <p><b>目次</b> (略)</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>1-1～1-2 (略)</p> <p>1-3 (用語の定義)</p> <p>この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のために必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)「<u>自動車検査・整備情報システム</u>」とは、検査結果データ等自動車検査にかかると各種情報を蓄積及び分析する<b>ほか</b>、<u>自動車整備事業者情報を管理する</u>ためのシステムをいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>1-4 (略)</p> <p><b>第2章 職権による打刻等</b></p> <p>2-1～2-4 (略)</p> <p>2-5 (職権打刻台帳)</p> <p>職権による打刻を行った場合は、次に定める事項を<u>自動車検査・整備情報システム</u>内の職権打刻台帳に記録するものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2-6 (職権打刻プレート、セキュリティラベル及び刻印の管理等)</p> <p>2-6-1～2-6-3 (略)</p>	<p>(別添)</p> <p style="text-align: center;"><b>自動車検査業務等実施要領</b></p> <p><b>目次</b> (略)</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>1-1～1-2 (略)</p> <p>1-3 (用語の定義)</p> <p>この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のために必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)「<u>自動車検査情報システム</u>」とは、検査結果データ等自動車検査にかかると各種情報を蓄積及び分析する<b>ほか</b>、<u>自動車整備事業者情報を管理する</u>ためのシステムをいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>1-4 (略)</p> <p><b>第2章 職権による打刻等</b></p> <p>2-1～2-4 (略)</p> <p>2-5 (職権打刻台帳)</p> <p>職権による打刻を行った場合は、次に定める事項を<u>自動車検査情報システム</u>内の職権打刻台帳に記録するものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2-6 (職権打刻プレート、セキュリティラベル及び刻印の管理等)</p> <p>2-6-1～2-6-3 (略)</p>

2-6-4 職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式は、職権による打刻を行う自動車の2-5(2)又は(3)以下、「シリアル番号等」という。)に定める事項と関連付けるものとする。

関連付けた職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式及びシリアル番号等を記載した書面(以下、「打刻指示書」という。)を作成すること。この際、予め自動車検査・整備情報システム内の職権打刻台帳に、職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式及びシリアル番号等を入力した場合にあっては、職権打刻台帳から打刻指示書を出力できるものとする。

2-6-5-2-7 (略)

第3章 自動車の検査(事務関係)

3-1-3-3 (略)

3-4 (検査証等の記載事項等)

3-4-1-3-4-9 (略)

3-4-1-10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。

自動車の種類	車体の形状
乗車定員10人以下の乗用自動車	(略)
乗車定員11人以上の乗用自動車	(略)
貨物自動車	(略)
大型特殊自動車及び特種用途自動車以外の自動車	(略)
特種用途自動車	(略)
大型特殊自動車	「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブ

2-6-4 職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式は、職権による打刻を行う自動車の2-5(2)又は(3)以下、「シリアル番号等」という。)に定める事項と関連付けるものとする。

関連付けた職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式及びシリアル番号等を記載した書面(以下、「打刻指示書」という。)を作成すること。この際、予め自動車検査情報システム内の職権打刻台帳に、職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式及びシリアル番号等を入力した場合にあっては、職権打刻台帳から打刻指示書を出力できるものとする。

2-6-5-2-7 (略)

第3章 自動車の検査(事務関係)

3-1-3-3 (略)

3-4 (検査証等の記載事項等)

3-4-1-3-4-9 (略)

3-4-1-10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。

自動車の種類	車体の形状
乗車定員10人以下の乗用自動車	(略)
乗車定員11人以上の乗用自動車	(略)
貨物自動車	(略)
特種用途自動車	(略)
大型特殊自動車	「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブ

<p>ルドーザ」「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キヤリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」<u>「農耕作業用トラクタ」</u>「ポール・トレータ」</p>	<p>ルドーザ」「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キヤリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」<u>「ポール・トレータ」</u></p>
<p>3-4-11~3-4-27 (略)  3-5~3-8 (略)  3-9 (検査標草の交付等)  3-9-1~3-9-5 (略)  <u>3-9-6 (新設)</u>  「点検整備記録簿記載なし」を記載する自動車(前面ガラスのない自動車を除く。)については、検査標章(裏面下部の余白部)に「法定点検未実施(車検時)」を記載するものとする。</p> <p>3-10~3-15 (略)  第4章~第6章 (略)  別表第1~第6号様式 (略)  別添1 (略)  別添2 (略)</p> <p>附 則 (令和2年2月28日国自整第298号)  <u>本改正規定は、令和2年4月1日から適用する。</u></p>	<p>3-4-11~3-4-27 (略)  3-5~3-8 (略)  3-9 (検査標草の交付等)  3-9-1~3-9-5 (略)  <u>3-9-6 (新設)</u>    3-10~3-15 (略)  第4章~第6章 (略)  別表第1~第6号様式 (略)  別添1 (略)  別添2 (略)</p>

(8)「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」  
の一部改正について

国 自 整第350号の2  
国官参自保第800号の2  
令和2年3月27日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局 整 備 課 長

保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の  
取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸  
部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

国 自 整 第 3 5 0 号  
国 官 参 自 保 第 8 0 0 号  
令 和 2 年 3 月 2 7 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局 整 備 課 長

保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の  
取扱いについて」の一部改正について

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いにつ  
いて」（昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393  
号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて  
 (昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>自保第342号                      自整第295号                      自車第1393号                      昭和44年12月26日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿                      沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長                      保障制度参事官室長</p> <p>自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて</p> <p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令(昭和44年12月26日運輸省令59号)が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなつたので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図らるたい。</p> <p>附則(平成29年3月13日 国官参自保第806号、国自整第355号)</p> <p>1. 改正後の通達は、平成29年4月1日から施行する。                      2. 別記1の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則(平成30年7月2日 国自整第82号、国官参自保第195号)</p> <p>改正後の通達は、平成30年7月2日から施行する。</p>	<p>自保第342号                      自整第295号                      自車第1393号                      昭和44年12月26日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿                      沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長                      保障制度参事官室長</p> <p>自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて</p> <p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令(昭和44年12月26日運輸省令59号)が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなつたので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図らるたい。</p> <p>附則(平成29年3月13日 国官参自保第806号、国自整第355号)</p> <p>1. 改正後の通達は、平成29年4月1日から施行する。                      2. 別記1の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則(平成30年7月2日 国自整第82号、国官参自保第195号)</p> <p>改正後の通達は、平成30年7月2日から施行する。</p>

<p>附則（令和元年6月26日 国自整第36号、国官参自保第116号） 改正後の通達は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p><u>附則（令和2年3月27日 国自整第350号、国官参自保第800号）</u> <u>改正後の通達は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>別紙</p> <p>1 自動車損害賠償保障法施行規則（以下「規則」という。）第1条の2第1号について 「複写器」とは、写真機又はオートファックス等原形どおりに複写することができる器具をいう。</p> <p>2 規則第1条の2第2号について (1) 「複写紙」とは、カーボン紙又は感圧紙（当該用紙を間接的に筆圧程度で加圧すると発色する用紙）等をいう。 (2) 「保険証明書」の作成のための筆記と同一の筆記」とは、いわゆるワンライティング方式によって作成することをいう。 なお、自動車損害賠償責任保険証明書作成のための筆記と同一の筆記により作成された自動車損害賠償責任保険料領収書の書面は、当分の間、規則第1条の2第2号の方法によって作成したものと扱って差し支えない。</p> <p>3 規則第1条の2第3号について (1) 「保険証明書を交付した者」とは、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等及び次の協同組合等をいう。 ・ 農業協同組合法に基づき農業協同組合及び農業協同組合連合会 ・ 消費生活協同組合法に基づき消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会 ・ 中小企業等協同組合法に基づき事業協同組合及び協同組合連合会</p>	<p>附則（令和元年6月26日 国自整第36号、国官参自保第116号） 改正後の通達は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p><b>新設</b></p> <p>別紙</p> <p>1 自動車損害賠償保障法施行規則（以下「規則」という。）第1条の2第1号について 「複写器」とは、写真機又はオートファックス等原形どおりに複写することができる器具をいう。</p> <p>2 規則第1条の2第2号について (1) 「複写紙」とは、カーボン紙又は感圧紙（当該用紙を間接的に筆圧程度で加圧すると発色する用紙）等をいう。 (2) 「保険証明書」の作成のための筆記と同一の筆記」とは、いわゆるワンライティング方式によって作成することをいう。 なお、自動車損害賠償責任保険証明書作成のための筆記と同一の筆記により作成された自動車損害賠償責任保険料領収書の書面は、当分の間、規則第1条の2第2号の方法によって作成したものと扱って差し支えない。</p> <p>3 規則第1条の2第3号について (1) 「保険証明書を交付した者」とは、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等及び次の協同組合等をいう。 ・ 農業協同組合法に基づき農業協同組合及び農業協同組合連合会 ・ 消費生活協同組合法に基づき消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会 ・ 中小企業等協同組合法に基づき事業協同組合及び協同組合連合会</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



(2) 「法第9条第6項の規定による提示を受けた者」とは、道路運送車両法第94条の3第1項の指定自動車整備事業者及び総合特別区域法第22条の2第11項の指定点検整備事業者をいう。

(3) 法第9条第6項の規定による提示を受けた者が転写し、記名押印した自動車損害賠償責任保険証明書の手としては、当分の間、次の方法によって作成したものを用品て差し支えない。

道路運送車両法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証又は総合特別区域法第22条の2第11項の規定による点検整備済証の余白に別記1の様式による欄を設け、法第9条第6項の規定による提示を受けた者が、当該欄に当該証明書に係る次の事項を転写又は、道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項の規定により、次の事項を登録情報処理機関に提供したもの（法第9条第2項の規定により、自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関へ提供することができない場合に限る。）

イ 自動車損害賠償責任保険証明書番号（自動車損害賠償責任共済の場合にあっては責任共済証明書番号）

ロ 保険会社名（責任共済の場合にあっては協同組合等名）  
 なお、保険会社名については、別記2の保険会社名略称表による、略称を記載して差し支えない。

4 規則第5条の2第6号の2について  
 保険契約者（又は共済契約者）が、責任保険（又は責任共済）の契約を解除することができる要件に回送運行許可番号標を運輸支局長に返納した場合を加えたものである。

別記1

証明書番号	保険会社

(2) 「法第9条第6項の規定による提示を受けた者」とは、道路運送車両法第94条の3第1項の指定自動車整備事業者及び総合特別区域法第22条の2第11項の指定点検整備事業者をいう。

(3) 法第9条第6項の規定による提示を受けた者が転写し、記名押印した自動車損害賠償責任保険証明書の手としては、当分の間、次の方法によって作成したものを用品て差し支えない。

道路運送車両法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証又は総合特別区域法第22条の2第11項の規定による点検整備済証の余白に別記1の様式による欄を設け、法第9条第6項の規定による提示を受けた者が、当該欄に当該証明書に係る次の事項を転写又は、道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項の規定により、次の事項を登録情報処理機関に提供したもの（法第9条第2項の規定により、自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関へ提供することができない場合に限る。）

イ 自動車損害賠償責任保険証明書番号（自動車損害賠償責任共済の場合にあっては責任共済証明書番号）

ロ 保険会社名（責任共済の場合にあっては協同組合等名）  
 なお、保険会社名については、別記2の保険会社名略称表による、略称を記載して差し支えない。

4 規則第5条の2第6号の2について  
 保険契約者（又は共済契約者）が、責任保険（又は責任共済）の契約を解除することができる要件に回送運行許可番号標を運輸支局長に返納した場合を加えたものである。

別記1

証明書番号	保険会社

## 保険会社名略称表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	AD損保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共済
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上 〇〇 (都道府県名) 本部	J A 〇〇 (都道府県名)
アシキョウラチオニッセイ・エス・ピー・エイ	ゼネラリ	(〇〇 (都道府県名) 共済農業協同組合連合会)	
アドリック損害保険株式会社	アドリック	〇〇農業協同組合	J A 〇〇〇
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	日本共済生活協同組合連合会	日本共済連
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
A I G損害保険株式会社	A I G	全国トラック交通共済協同組合	交通連
旧 A I U損害保険株式会社	A I U	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	東北交通共済協同組合	東北交通共済
S B I損害保険株式会社	S B I	新潟地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
φ・ニュー・インデ・ア・フュア・カバ・ニッポト	インディア	関東交通共済協同組合	関交協
ジェイエアイ傷害火災保険株式会社	ジェイエアイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン	近畿交通共済協同組合	近畿共済
旧 そんぽ24損害保険株式会社	そんぽ24	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
ソニー損害保険株式会社	ソニー	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
損害保険契約者保護機構	保護機構	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン	四国交通共済協同組合	四交協
旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J I N K	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
大同火災海上保険株式会社	大同	南九州交通共済協同組合	南九共済
Chubb損害保険株式会社	Chubb	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
旧 エース損害保険株式会社	エース	北海道自動車共済協同組合	北自共
チュウリッヒ・インシュアランス・カンパニー	チュウリッヒ	東北自動車共済協同組合	東北自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	関東自動車共済協同組合	関自共
日新火災海上保険株式会社	日新	中部自動車共済協同組合	中部自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト	西日本自動車共済協同組合	西自共
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日		

## 保険会社名略称表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	AD損保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共済
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上 〇〇 (都道府県名) 本部	J A 〇〇 (都道府県名)
アシキョウラチオニッセイ・エス・ピー・エイ	ゼネラリ	(〇〇 (都道府県名) 共済農業協同組合連合会)	
アドリック損害保険株式会社	アドリック	〇〇農業協同組合	J A 〇〇〇
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	日本共済生活協同組合連合会	日本共済連
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
A I G損害保険株式会社	A I G	全国トラック交通共済協同組合	交通連
旧 A I U損害保険株式会社	A I U	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	東北交通共済協同組合	東北交通共済
S B I損害保険株式会社	S B I	新潟地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
φ・ニュー・インデ・ア・フュア・カバ・ニッポト	インディア	関東交通共済協同組合	関交協
ジェイエアイ傷害火災保険株式会社	ジェイエアイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン	近畿交通共済協同組合	近畿共済
旧 そんぽ24損害保険株式会社	そんぽ24	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
ソニー損害保険株式会社	ソニー	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
損害保険契約者保護機構	保護機構	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
損害保険ジャパン株式会社	S J I N K	四国交通共済協同組合	四交協
旧 損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
大同火災海上保険株式会社	大同	南九州交通共済協同組合	南九共済
Chubb損害保険株式会社	Chubb	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
旧 エース損害保険株式会社	エース	北海道自動車共済協同組合	北自共
チュウリッヒ・インシュアランス・カンパニー	チュウリッヒ	東北自動車共済協同組合	東北自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	関東自動車共済協同組合	関自共
日新火災海上保険株式会社	日新	中部自動車共済協同組合	中部自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト	西日本自動車共済協同組合	西自共
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日		

(9)「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

国自整第352号の2  
令和2年4月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので、お知らせします。

別添

国自整第352号

令和2年4月1日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記通達について、今般、別紙新旧対照表のとおり改正したので、本取扱いにより適切に処理されたい。

なお、関係団体あて別添のとおり通知したので申し添える。

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成18年3月2日付け国自整第126号）の一部改正について  
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>国自整第126号 平成18年3月2日 国自整第352号 令和2年4月1日 最終改正</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>自動車特定整備事業、指定自動車整備事業及び優良自動車整備事業に対する事業者 監査等において確認された法令違反について、道路運送車両法（昭和26年法律第1 85号。以下「法」という。）第92条、第93条、第94条、第94条の3、第94 条の4及び第94条の8の規定に基づく行政処分等の基準を別添のように定めたの で、今後、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が管下の自動車整備事業者に対 し行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、「自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対する行政処分等の実施 要領について」（平成12年2月29日付け自整第33号）は、平成18年3月31日 限りで廃止する。</p> <p>（別添） 1 通則 行政処分等の基準</p> <p>(1) 自動車特定整備事業者（以下「認証事業者」という。）に対する行政処分の種類 は、事業の停止命令、認証の取消し及び改善命令とする。</p>	<p>国自整第126号 平成18年3月2日 国自整第137号 最終改正 平成23年3月25日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>自動車交通局長</p> <p>自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>自動車分解整備事業、指定自動車整備事業及び優良自動車整備事業に対する事業者 監査等において確認された法令違反について、道路運送車両法（昭和26年法律第1 85号。以下「法」という。）第92条、第93条、第94条、第94条の3、第94 条の4及び第94条の8の規定に基づく行政処分等の基準を別添のように定めたの で、今後、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が管下の自動車整備事業者に対 し行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、「自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対する行政処分等の実施 要領について」（平成12年2月29日付け自整第33号）は、平成18年3月31日 限りで廃止する。</p> <p>（別添） 1 通則 行政処分等の基準</p> <p>(1) 自動車分解整備事業者（以下「認証事業者」という。）に対する行政処分の種類 は、事業の停止命令、認証の取消し及び改善命令とする。</p>

新	旧
<p>指定自動車整備事業者（以下「指定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、保安基準適合証、保安基準適合標準章及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の交付の停止命令、指定の取消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令とする。</p> <p>優良自動車整備事業者の認定を受けた者（以下「優良認定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、優良認定の取消しとする。</p> <p>なお、上記行政処分に至らないものは、口頭注意、文書警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 違反点数の取扱い</p> <p>(1) 事業場の違反点数について</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 「3 認証事業者の行政処分」(2)及び「4 指定事業者の行政処分」(2)以外の行政処分等であって、次のいずれかに該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。</p> <p>ア 違反行為を自主申告し当該違反事項の改善が可能な場合。</p> <p>イ 過去5年間に行政処分等(口頭注意を除く。以下同じ。)を受けたことがなく自動車整備事業全般に渡り改善することが見込まれる場合。この場合において、違反点数を減じた処分の日から2年以内に行政処分等を受けることとなったときは、③の規定に基づき算出した処分に係る違反点数に前回の行政処分等において減じた点数を加算するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 認証事業者の行政処分</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認証の取消し</p> <p>① 違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が180点以上となった場合</p>	<p>指定自動車整備事業者（以下「指定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、保安基準適合証、保安基準適合標準章及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の交付の停止命令、指定の取消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令とする。</p> <p>優良自動車整備事業者の認定を受けた者（以下「優良認定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、優良認定の取消しとする。</p> <p>なお、上記行政処分に至らないものは、口頭注意、文書警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 違反点数の取扱い</p> <p>(1) 事業場の違反点数について</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 「3 認証事業者の行政処分」(2)及び「4 指定事業者の行政処分」(2)以外の行政処分であって、次のいずれかに該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。</p> <p>ア 違反行為を自主申告し当該違反事項の改善が可能な場合。</p> <p>イ 過去5年間に行政処分等(口頭注意を除く。以下同じ。)を受けたことがなく自動車整備事業全般に渡り改善することが見込まれる場合。この場合において、違反点数を減じた処分の日から2年以内に行政処分等を受けることとなったときは、③の規定に基づき算出した処分に係る違反点数に前回の行政処分等において減じた点数を加算するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 認証事業者の行政処分</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認証の取消し</p> <p>① 違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が180点以上となった場合</p>

新	旧
<p>② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合</p> <p>③ 事業の廃止を届け出なかった場合</p> <p>④ 5台以上の不正改造を実施した場合</p> <p>⑤ 法第92条に基づく改善命令に従わなかった場合</p> <p>⑥ 法第93条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合</p> <p>⑦ 法第93条第3号に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。）</p> <p>⑧ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合</p> <p>⑨ <u>5台以上の点検整備及び検査を全くせずに保安基準適合証を交付（いわゆるペーパー車検）し、車検手続きを行った場合又は5台以上の不正改造状態で保安基準適合証を交付し、車検手続きを行った場合（これらの保安基準適合証を交付した車検手続きを行った指定事業者の自動車特定整備事業に限り、現車提示の必要な車両を除く。）若しくは、5台以上のこれらの手続きを依頼等した場</u></p> <p>合</p> <p>なお、上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (令和2年4月1日付け国自整第352号)</p> <p><u>1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。ただし、3(2)⑨にあっては、令和2年7月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。</u></p> <p>別添1・別添2 (略)</p>	<p>② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合</p> <p>③ 事業の廃止を届け出なかった場合</p> <p>④ 5台以上の不正改造を実施した場合</p> <p>⑤ 法第92条に基づく改善命令に従わなかった場合</p> <p>⑥ 法第93条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合</p> <p>⑦ 法第93条第3号に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。）</p> <p>⑧ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合</p> <p>(新設)</p> <p>なお、上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>別添1・別添2 (略)</p>

(10) 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)

国自整第353号の3  
令和2年4月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

自動車整備事業の取扱い及び指導要領について (依命通達)

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。



別紙

国自整第353号の3  
令和2年4月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長  
一般社団法人日本自動車工業会会長  
一般社団法人全国軽自動車協会連合会会長  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長  
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会会長  
日本自動車輸入組合理事長  
日本自動車車体整備協同組合連合会会長  
全国自動車電装品整備商工組合連合会会長  
全国タイヤ商工協同組合連合会会長

殿（単名各通）

国土交通省自動車局長

自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知したので、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組合員）に対し周知徹底をお願いいたします。

別添

## 自動車整備事業の取扱い及び指導要領

### 目次

- 第1節 用語の定義
- 第2節 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領
- 第3節 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領
- 第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領
- 第5節 整備主任者及び自動車検査員等の研修等

### 第1節 用語の定義

この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。

- (1) 「法」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）をいう。
- (2) 「施行規則」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）をいう。
- (3) 「優良規則」とは、優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）をいう。
- (4) 「指定規則」とは、指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）をいう。
- (5) 「保安基準」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）をいう。
- (6) 「分解整備」とは、施行規則第3条第1号から第7号までに規定する自動車の整備又は改造をいう。
- (7) 「電子制御装置整備」とは、施行規則第3条第8号又は第9号に規定する自動車の整備又は改造をいう。
- (8) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。

### 第2節 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

法第79条による自動車特定整備事業の認証申請等の取扱いについては、施行規則の規定によるほか、別添1「自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。

### 第3節 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領

法第94条による優良自動車整備事業者の認定申請等の取扱いについては、優良規則の規定によるほか、別添2「優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領」により取り扱うものとする。

#### 第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領

- 1 法第94条の2による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、別添3「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。
- 2 法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については、別添3の2「紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領」、同法第94条の5第2項、第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合の取扱い等については、別紙3の3「電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領」により取り扱うものとする。

#### 第5節 整備主任者及び自動車検査員等の研修等

整備主任者及び自動車検査員等の研修等においては、次に掲げる事項により行うものとする。

##### 1 整備主任者研修の実施事項

法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する研修については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和58年5月23日付け、自整第126号、自安第100号）による取扱いのほか、次に掲げる事項について、別添4「整備主任者研修実施要領」により行うものとする。

- ① 自動車の構造及びその整備の方法
- ② 自動車の検査方法
- ③ 自動車整備検査用機械器具の取扱方法
- ④ 整備事業に関する法令及び通達その他整備主任者に必要な事項

##### 2 自動車検査員研修の実施事項

法第94条の4に基づき指定自動車整備事業者が選任し、届け出のあった自動車検査員に対する指定規則第14条に規定する研修については、次に掲げる事項について、別添5「自動車検査員研修実施要領」により行うものとする。

- ① 自動車の検査方法
- ② 自動車検査用機械器具の取扱方法
- ③ 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項

##### 3 自動車検査員教習の実施事項

自動車検査員教習については、次に掲げる事項について行うものとする。

- ① 自動車の検査方法
- ② 自動車検査用機械器具の構造及び取扱方法
- ③ 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項

#### 4 整備主任者等資格取得講習の実施事項

整備主任者等資格取得講習については、次に掲げる事項について、「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について」（令和2年2月6日付け国自整第265号）により行うものとする。

- ① 自動車特定整備事業（電子制御装置整備に係る項目に限る。）に係る法令及び運用等に関すること。
- ② 電子制御装置整備に関し、保有する自動車整備士資格において不足する知識及び技能を補うものであって、実務として発生する整備作業を含むこと。

#### 附則

1. 本規定は、令和2年4月1日から施行する。
2. 別紙2中種別B欄（電子制御装置点検整備作業場を除く。）の基準については、平成8年6月30日以前に、優良自動車整備事業者の認定を受けた者（事業場の位置を変更するものを除く。）にあっては、廃止前の「指定自動車整備事業規則等の取扱について（依命通達）」及び「優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）」の一部改正について」（平成7年3月27日付け自整第62号）の改正前の種別B欄の基準とする。
3. 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第6号。以下「改正省令」という。）附則第8条の規定において、法第94条第1項の規定による優良自動車整備事業者の認定の申請をしている者は、次の各号に掲げる基準により判断をする。
  - 一 令和3年10月1日以前に、優良自動車整備事業者の認定の申請を行い、その結果の通知を受けていないこと
  - 二 令和3年10月1日以前に、自動車特定整備事業の認証を受けている者であって、令和6年3月31日までに優良自動車整備事業者の認定（優良自動車整備事業者認定規則第5条及び第6条に係る認定に限る。）を受けようとしていること
4. 改正省令附則第9条の規定において、法第94条の2第1項の規定による指定自動車整備事業の指定の申請をしている者は、次の各号に掲げる基準により判断をする。
  - 一 令和3年10月1日以前に、指定自動車整備事業者の申請を行い、その結果の通知を受けていないこと
  - 二 令和3年10月1日以前に、自動車特定整備事業の認証を受けている者であって、令和6年3月31日までに指定自動車整備事業の指定を受けようとしていること
5. 改正省令附則第4条各号の全ての規定の適用を受けている指定自動車整備事業者にあっては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有

無にかかわらず、道路運送車両施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

6. 改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えていない自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

7. 本規定の施行の際現に、平成22年4月30日以前に指定自動車整備事業者が配布を受けた適合証綴にあつては、廃止前の「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」（平成7年3月27日付け自技第43号、自整第63号）によりなお従前の例によるものとする。

## 別添1 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

### 目次

- 第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等
- 第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い
- 第3 自動車特定整備事業者の遵守事項等
- 第4 エーミング作業を実施する場所
- 第5 自動車特定整備事業者の標識の塗色及び表示

### 第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙1によることとする。

### 第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い

- 1 自動車特定整備事業に係る従業員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。
- 2 作業機械等については、優良自動車整備事業に係る機械工具及び計器類と兼用しても差し支えない。
- 3 整備作業等に支障がないと判断される場合には、自動車特定整備事業の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場については、それぞれ優良自動車整備事業に係る作業場及び車両置場と兼用しても差し支えない。
- 4 電子制御装置点検整備作業場については、指定自動車整備事業に係る完成検査場と兼用しても差し支えない。この場合において、完成検査場で行える作業は、電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業以外とする。
- 5 施行規則第3条第8号ハに係る作業の取扱い  
電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業（当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。）については、事業場の敷地内（完成検査場及び車両置場を除く。）で実施することができる。  
また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。
  - (1) 8(2)に掲げる規模の作業場を有すること。
  - (2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。
- 6 離れた電子制御装置点検整備作業場の取扱い  
事業場の所在地と所在地を異にする作業場（電子制御装置点検整備作業場に限る。以下「離れた作業場」という。）については、自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にある場合には、当該作業場を事業場の一部として扱うことができる。

## 7 電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の共同使用

次に掲げる要件を満たすときは、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を他の事業者と共同使用することができる。

- (1) 共同使用とする電子制御装置点検整備作業場及び車両置場（以下「電子制御装置点検整備作業場の共用設備」という。）は、これを使用しようとする事業者の事業場と電子制御装置点検整備作業場の共用設備との間の道路交通の状況、電子制御装置点検整備作業場の共同使用の形態等を勘案して、これを使用しようとするすべての事業者が支障なく整備作業を行うことができる位置にあり、自動車により電子制御装置点検整備作業場の共用設備に至る所要時間が、おおむね1時間以内の位置にあること。
- (2) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備の能力は、これを使用しようとするすべての事業者の整備能力に対応したものであり、活用度合等において、電子制御装置点検整備作業場の共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものであること。
- (3) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備の共同使用に関して、契約等の書面により、これを使用しようとする全ての事業者がそれぞれの事業場のために支障なく使用することができる旨明確に定められていること。この場合において、共同使用のための契約は、これを使用しようとする事業者が、複数の事業者と交わしたものであっても差し支えない。
- (4) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備を使用して電子制御装置整備を行う自動車を一時的に收容することができる車両置場が附置されていること。この場合において、当該共用設備に附置されている車両置場の広さは、当該共用設備を常時使用する自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものであること。

## 8 電子制御装置整備を行う事業場の所在地に関する取扱い

電子制御装置整備のみを行う事業場であって離れた電子制御装置点検整備作業場を設けようとする場合には、次に掲げる要件を満たす場所を事業場の所在地とすること。この場合において、事業場の所在地は、(1)の場所とし、離れた電子制御装置点検整備作業場には、電子制御装置整備を行う自動車を一時的に收容することができる車両置場が附置されていること。

- (1) 電子制御装置整備に付随して行われる事務作業等をするための事務所等を有すること。
- (2) 下表に掲げる規模の作業場を有すること。

対象とする自動車の種類	作業場の規模の基準	
	間口	奥行
普通自動車(車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員	3メートル	11メートル

が30人以上のものに限る。)		
普通自動車(最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。)	3メートル	8メートル
普通自動車(貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するものに限り、上二欄に掲げるものを除く。)	2.5メートル	6メートル
普通自動車(上三欄に掲げるものを除く。)	2.5メートル	5.5メートル
四輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
三輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
軽自動車	2メートル	3.5メートル

### 第3 自動車特定整備事業者の遵守事項等

法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2の2に規定する自動車特定整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

#### 1 定期点検整備作業に係る料金の掲示

(1) 事業場における点検又は整備の作業に係る料金の掲示の内容は、次のとおりとする。

ア 施行規則別表第1に掲げる自動車の種別等を例に自動車の種類を区分し、点検時期別の料金を記載したものであること。

イ 掲示する料金により行う整備の作業の内容を明確にしたものであること。

(2) 料金を掲示する場所は、事業場の事務所の受付場所等依頼者の見易い位置とする。

#### 2 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付又は、これを記録した電磁的記録の提供

(1) 点検又は整備の作業の依頼者に対する説明は、依頼のあった内容を十分に確認し、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる整備の内容及びその整備の必要性について行うものとする。

(2) 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付又は、これを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業も行うものとする。

また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した書面又は、これを記録した電磁的記録に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記載又は記録しておくこと。



### 3 料金の請求

依頼者から依頼されない点検又は整備を不当に行い、その料金を請求するとは、依頼された点検又は整備の作業と技術的にみて関連性がないと認められる点検又は整備の作業を行い、その料金を請求することをいう。

### 4 不正改造の禁止

保安基準に適合しなくなるように自動車の改造を行うことには、当該作業を他の事業者（下請事業者を含む。）に依頼して行う場合を含む。

### 5 法第 57 条の 2 第 1 項の情報に基づく必要な点検及び整備の実施

電子制御装置整備を行う場合にあっては、法第 57 条の 2 第 1 項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づいた手順、条件等において作業を実施しないと作業の完了に支障がある作業については、当該情報に基づいて点検及び整備を実施すること。

### 6 エーミング作業の実施における必要な措置

施行規則第 3 条第 8 号に規定する運行補助装置の取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を実施した場合において、その後、エーミング作業の実施が必要となるため、エーミング作業が実施できるよう作業場内の障害物となるものを移動させるなどして必要な空間を確保するとともに、エーミング作業を行う自動車に合ったターゲット等を準備するなど、エーミング作業を適切に実施すること。

また、やむを得ず、エーミング作業を他の電子制御装置整備の認証を受けている自動車特定整備事業者に委託する場合には、確実にエーミング作業が実施されるよう委託すること。

### 7 離れた作業場及び電子制御装置点検整備作業場の共用設備の取扱い

離れた作業場及び電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有する事業場にあつては、次に掲げる事項を満たすものであること。

- (1) 電子制御装置整備を行うため、当該事業場と離れた作業場間において自動車を移動させるときは、事業者責任のもと、十分な安全措置を講じた上で移動させること。
- (2) 事業者は、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の使用状況等を確実に把握し、適切に当該作業場及び作業機械等の保守管理を実施するものであること。

## 第 4 エーミング作業を実施する場所

エーミング作業するために必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。

## 第5 自動車特定整備事業者の標識の塗色及び表示

- 1 認証を受けた自動車特定整備事業者が事業場に掲げる法第89条に基づく標識の塗色は次のとおりとする。
  - (1) 施行規則第20号様式備考(7)「施行規則第3条第1号から第7号までに掲げる分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場」とは、対象とする自動車のうち、少なくとも一つの対象自動車において、分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場をいい、その場合の標識の塗色は、若草色とする。
  - (2) (1)以外の事業場の標識の塗色は、橙黄色とする。
- 2 対象とする整備の種類又は装置を限定する場合は、施行規則第20号様式(自動車特定整備事業者の標識)の図示の例により、その旨を表示すること。ただし、「電子制御装置整備(運行補助装置に限る)」場合にあっては、「電子制御装置整備(自動運行装置を除く)」と表示すること。

## 別添2 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領

優良規則第5条から第7条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。

- (1) 優良規則第5条から第7条までの第1号及び優良規則第5条第2号実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連
- (2) 優良規則第5条第3号
  - ア 機械工具及び計器類の種類及び数量（別紙2から別紙2の5により判定すること。）
  - イ 機械工具及び計器類の機能及び精度
  - ウ 機械類の配列
  - エ 建屋の構造及び配列
  - オ 作業場及び車両置場の面積（別紙2から別紙2の5により判定すること。）
  - カ 作業場の採光、照明、通風、排水、天上の高さ及び床面積等作業環境
  - キ 車両通路の確保
  - ク 機械工具、計器類及び建屋の管理状況
- (3) 優良規則第5条第4号
  - ア 作業の流れ、作業指示等作業工程の管理状況
  - イ 作業の標準化、作業の改善等技術の管理状況
  - ウ 定期点検の実施体制（一種整備工場及び二種整備工場の場合に限る。）
  - エ 検査の実施体制
  - オ 整備完了車又は整備完了品のできばえ及びその管理状況
  - カ 外注作業のできばえ及びその管理状況
  - キ 使用部品の管理状況
  - ク 機械工具及び計器類の活用状況
  - ケ 整理、整とん
  - コ 工員の経験年数及び作業態度
  - サ 整備主任者の研修受講その他従業員の教育状況
  - シ 作業能率及びその向上対策
- (4) 優良規則第5条第7号  
整備士の数及びその工員中に占める割合（別紙2から別紙2の5により判定すること。）
- (5) 優良規則第5条第8号
  - ア 事業経営の態度
  - イ 事業場管理責任者の管理能力
  - ウ 保有する工員の数（別紙2から別紙2の5により判定すること。）
  - エ 事業場の立地条件

- オ 営業成績
  - カ 原価の管理状況
  - キ 財務の管理状況
  - ク 事業場の将来性
- (6) 優良規則第5条第9号  
道路運送車両法及びこれに基づく諸規則に対する理解の程度及びこれの遵守状況

## 別添3 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領

### 目次

- 第1 指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等
- 第2 指定自動車整備事業の指定基準
- 第3 指定自動車整備事業者の遵守事項等
- 第4 指定自動車整備事業者が行う整備作業の一部の委託（電子制御装置整備に限る。）
- 第5 自動車検査員の服務
- 第6 限定自動車検査証の交付を受けた自動車の取扱い

### 第1 指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等

指定自動車整備事業の指定に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙3によることとする。

### 第2 指定自動車整備事業の指定基準

#### 1 設備、技術及び管理組織

法第94条の2に基づく設備（自動車の検査の設備を除く。）、技術及び管理組織は、次の(1)から(8)までの基準により判定すること。この場合において、(2)ア及びオ、(3)のオ、(6)、(7)のイ及びウについては、別紙3の2により判定すること。

(1) 法第48条第1項の点検に付随して行われる整備作業（施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に該当しないものであって、原動機を解体して行う整備作業、他に委託する場合の機械加工、鍛冶、メッキ、溶接、タイヤの修理、車枠及び車体の修理、電気装置の修理、計器の修理、自動車変速装置その他特殊な部品の修理に係る作業を除く。）の実施及び検査作業と整備作業とが分業化されていること。この場合においては、実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連に十分留意して判定すること。

(2) 機械、建家、敷地その他整備に必要な施設を備え、かつ、これらが合理的に配置されていること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。

ア 機械工具及び計器類の種類及び数量（別紙3の2により判定）

イ 機械工具及び計器類の機能及び精度

ウ 機械類の配列

エ 建家の構造及び配列

オ 作業場及び車両置場の面積（別紙3の2により判定）

カ 作業場の採光、照明、通風、排水、天井の高さ及び床面積等作業環境

キ 車両通路の確保

- ク 機械工具、計器類及び建家の管理状況
  - (3) 作業が適切な作業管理の下に科学的及び能率的に処理され、完成品に恒常性を有すること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。
    - ア 作業の流れ、作業指示等作業工程の管理状況
    - イ 作業の標準化、作業の改善等技術の管理状況
    - ウ 定期点検の実施体制
    - エ 検査の実施体制
    - オ 整備完了車又は整備完了品のできばえ及びその管理状況（別紙3の2により判定）
    - カ 外注作業のできばえ及びその管理状況
    - キ 使用部品の管理状況
    - ク 機械工具及び計器類の活用状況
    - ケ 整理、整とん
    - コ 工員の経験年数及び作業態度
    - サ 整備主任者の研修受講その他従業員の教育状況
    - シ 作業能率及びその向上対策
  - (4) 自動車の整備技術について、基礎的な学識及び相当の実務経験のある主任技術者を有していること。
  - (5) 工員の組織及び配置が合理的であること。
  - (6) 整備士を相当数有し、その種類別員数の均衡がとれていることについては、整備士の数及びその工員中に占める割合（別紙3の2により判定）。
  - (7) 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていることについては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。
    - ア 事業経営の態度
    - イ 事業場管理責任者の管理能力（別紙3の2により判定）
    - ウ 保有する工員の数（別紙3の2により判定）
    - エ 事業場の立地条件
    - オ 営業成績
    - カ 原価の管理状況
    - キ 財務の管理状況
    - ク 事業場の将来性
  - (8) 法又は指定規則の規定を遵守することができる体制を有することについては、法及びこれに基づく諸規則に対する理解の程度及びこれらの遵守状況により判定すること。
- 2 検査の設備
- (1) 指定自動車整備事業における対象自動車の種類の指定は、当該自動車特定整備事業者が認証の際に指定された対象自動車の種類の範囲内であり、かつ、当該事業者が使用することとなる指定規則第2条の自動車検査用機械器具によって検

査を行うことが可能な範囲内のものであること。

- (2) 計量法の規定に基づく有効な検定証印等が付されている騒音計は、指定規則第2条第2項に規定する要件に適合するものとみなす。

### 3 検査の設備の共同使用

自動車検査設備を共同使用しようとする場合には、指定規則第3条に規定する自動車検査設備の共同使用の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。

- (1) 共用設備における管理責任者は、当該設備の使用状況等を確実に把握し、適切な保守管理を実施するものであること。
- (2) 自動車により共用設備に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。
- (3) 共用設備を使用しようとするための契約は、これを使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は、一つの共同検査施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータの使用に係わる契約についてはこの限りでない。
- (4) 共用設備の検査能力は、当該設備における自動車検査用機械器具の性能及び配列並びに検査の実施頻度等からみて、共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものであること。
- (5) 共用設備に附置されている車両置場の広さは、共用設備を常時使用して検査をする自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものであること。

### 4 自動車検査員の兼任

自動車検査員が同一の指定自動車整備事業者の他の事業場について兼任しようとする場合には、指定規則第4条の2に規定する自動車検査員の兼任の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。

- (1) 兼任の自動車検査員のみを選任している事業場にあつては、兼任する他の事業場に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。
- (2) 兼任に係る自動車検査員が処理することとなるすべての事業場の検査業務量は、当該自動車検査設備の検査能力等からみて、1人当たりの自動車検査員の業務処理能力に対して十分な余力が残されている範囲内のものであること。

### 5 優良自動車整備事業者の認定を受けている場合の取扱い

- (1) 事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員並びに工員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。
- (2) 機械工具、計器類及び自動車検査用機械器具については、優良自動車整備事業に係るものと兼用しても差し支えない。

## 第3 指定自動車整備事業者の遵守事項等

指定自動車整備事業者の遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のと

おりとする。

- (1) 指定規則第6条第1項各号ロ又はハの点検については、自動車の使用状況、構造及び装置を適確に把握し、同点検を実施する必要がある場合には、予め依頼者に対し必要となる点検の内容及び料金について十分説明して依頼者の了解を得るものとする。
- (2) 法第94条の5第1項に規定する「保安基準に適合しなくなるおそれのある部分」とは、指定規則第6条の点検の結果により、自動車使用者が、自動車の使用状況を勘案しつつ、今後整備を行うまでに保安基準に適合しなくなる可能性があるため整備が必要と判断する部分（自動車使用者の依頼により、指定自動車整備事業者が判断する場合を含む。）をいう。
- (3) 法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行う場合には、社内規定等により作業の分担を定める等、必要な作業が適切に行われるとともに、作業後にそれぞれの自動車検査員が行った点検作業及び検査作業が明確に区分できる体制を有していること。
- (4) 法第94条の5第4項後段の規定に基づき行う自動車検査員の点検は、指定規則第8条第2項に規定する点検項目の一部を行うこととしても差し支えない。  
また、検査の結果、保安基準に適合していると認められる状態が、その後実施される法第94条の5第1項の点検及び整備の作業の影響を受けない部分については、指定規則第8条第2項の点検の際に、指定規則別表第2の3の項及び4の項の検査を行っても差し支えない。

#### 第4 指定自動車整備事業者が行う整備作業の一部の委託（電子制御装置整備に限る。）

指定自動車整備事業者が、指定規則第6条第1項各号に掲げる点検の結果、必要となった整備のうち、電子制御装置整備について他の自動車特定整備事業者に整備作業の一部を委託することができる。

この場合において、委託にあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法第94条の5第4項後段の規定は適用できない。

- (1) 警告灯の確認、使用者への問診、故障診断等により必要となる電子制御装置の整備の内容を把握すること
- (2) (1)で把握した必要な整備箇所について、他の自動車特定整備事業者に対して作業指示を行うこと
- (3) (2)の整備作業後に、委託した他の自動車特定整備事業者から作業内容を記載した書面等を求め、適切に整備が実施されていることを、当該書面及び現車を用いて確認するとともに、(2)の整備の適切性等を確認すること
- (4) (3)の作業の適切性が確認できたときは、その整備作業を指定整備記録簿に記載すること



## 第5 自動車検査員の服務

自動車検査員の服務に係る取扱い及び指導は、次のとおりとする。

- (1) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を公正、かつ、確実に行うため、当該検査に係る自動車の整備作業については、軽微なものを除き、実務に従事しないこと。
- (2) 自動車検査員は、検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。また、法第94条の5第4項後段の規定に基づき自動車検査員が点検及び検査を行う場合には、点検作業及び検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。  
ただし、検査に伴う簡単な作業は、補助者が行っても差し支えない。
- (3) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際には、「独立行政法人自動車技術総合機構法」（平成11年法律第218号）第13条第1項に定める審査事務の実施に関する規程に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。
- (4) 自動車検査員は、当該事業場における整備完了車の検査結果を整備作業に反映させ、検査作業の精度向上等について努力すること。

## 第6 限定自動車検査証の交付を受けた自動車の取扱い

限定自動車検査証の交付を受けた自動車を取り扱う指定自動車整備事業者に対する指導は、次のとおりとする。

- (1) 法第94条の5の2第3項の規定により準用される「当該整備に係る部分についての検査」とは、整備を行った部分に加え、当該整備を行ったことにより保安基準適合性に影響が生じる部分があった場合には、その部分について検査を行うことであり、例えば、緩衝装置の整備を行った場合には、当該部分に加え、前照灯の主光軸の検査を行う必要がある。
- (2) 限定保安基準適合証の交付をする場合において、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合していない部分以外に保安基準に適合していないと認める部分がある場合には、その内容、必要性及び料金等について自動車ユーザーに十分説明し、整備を行うよう促すこと。
- (3) 継続検査の結果、限定自動車検査証の交付を受けた自動車に対し保安基準適合証を交付する場合、指定規則第7条第2項及び別表第2中「1 構造に関する検査の基準」の適用については、限定自動車検査証の記載事項を自動車検査証の記載事項とみなし、適切に確認を行うこと。

## 別添3の2 紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領

### 目次

- 第1 用紙
- 第2 記載方法
- 第3 適合標章の表示
- 第4 用紙配布等
- 第5 交付状況の把握等

### 第1 用紙

- (1) 保安基準適合証（限定保安基準適合証として使用する場合を含む。以下「適合証」という。）及び保安基準適合標章（以下「適合標章」という。）となるべき用紙は、次の表のとおりワンライティング方式として編成されていること。

編成	種類	用途
上葉	保安基準適合証（控） 限定保安基準適合証（控）	指定自動車整備事業者の交付控えとする。
中葉	保安基準適合証 限定保安基準適合証	指定自動車整備事業者の交付用とする。
下葉	保安基準適合標章	指定自動車整備事業者の交付用とする。

- (2) (1)の表中の各葉に、指定規則第1号様式及び第2号様式その他保険証明書に係る事項の欄等関係通達により求められるものが、印刷されていること。
- (3) (1)の表中の各葉に、次に掲げる不正防止対策が施されていること。
- ア 指定規則第1号様式及び第2号様式（表面又は裏面）の端部に、マイクロ文字及び製造者名並びに上葉・中葉・下葉からなる一組ごとに固有の9桁の一連番号が印刷されていること。
  - イ 中葉に地紋が印刷されていること。なお、一部の地紋は蛍光インクにより印刷されていること。
  - ウ 下葉に、表面を複写した場合複写した紙にのみ複写をしたものであることが明確に分かる地紋が出る用紙が使用されていること、及び、表面に地紋が印刷されていること。

### 第2 記載方法

- (1) 適合証及び適合標章への記載は、ワンライティング方式であるので、保安基準適合証（控）（限定保安基準適合証（控））として使用する場合を含む。以下「適合

証（控）」という。）にボールペン等で記載すること。

- (2) 指定番号欄には、当該指定自動車整備事業者（以下「指定整備事業者」という。）に付された指定番号を記載すること。
- (3) 交付番号欄には、指定整備事業者における適合証の交付順による暦年又は年度ごとに、別添3の3の第1(1)と重複しない一連番号を記載すること。
- (4) 自動車検査員の証明欄には、法第94条の5第4項の点検及び検査を行った全ての自動車検査員が署名及び押印すること。  
ただし、当該証明欄に点検及び検査の実務を行った全ての自動車検査員の署名及び押印が困難となるときは、当該証明欄の自動車検査員の署名に続き、外何名と記載し、この自動車検査員の署名及び押印は適合証及び適合標章の余白に行うこと。また、自動車検査員の行う点検及び検査が複数日にまたがる場合の検査の年月日は、最後の検査の実務を行った年月日とすること。
- (5) 指定整備事業者の氏名又は名称及び所在地等の欄には、ゴム印により各葉ごとに押印しても差し支えない。
- (6) 次の欄には、当該自動車検査証等の該当事項を転記すること。
  - ア 使用者
  - イ 乗車定員
  - ウ 最大積載量
  - エ 用途
  - オ 車両総重量
- (7) 保険期間欄には、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「保険証明書」という。）の保険期間（自動車損害賠償責任共済証明書の場合は、共済期間）を転記すること。この場合において、当該自動車にかかる保険証明書が2枚以上にわたる場合には、最初の保険証明書にかかる保険期間の最初の日及び最後の保険証明書に係る保険期間の最後の日を転記することで足りる。
- (8) 適合標章の有効期間起算日を表示する欄には、ボールペン等により黒色で記載すること。
- (9) 適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、所定のゴム印又はプリンタを用いて、赤色又は黒色により明瞭に押印又は印字すること。
- (10) 適合標章（表）の自動車登録番号又は車両番号欄には、サインペン等により黒色で記載すること。

### 第3 適合標章の表示

- (1) 「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」（平成20年国土交通省令第59号）による改正後の適合標章を前面ガラスにはり付けて表示する場合は、適合標章の中央点線のところから二つ折りとし、適合標章の有効期間が記載された面を、前面ガラス内側に次のアからウまでのいずれかによりはり付ける又は装着すること。なお、この場合、保安基準第29条の規定に注意すること。

ア 車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。この場合において、適合標章に記載された有効期間及び自動車登録番号又は車両番号の認識が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。

イ アに掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転者席から最も遠い位置。この場合において、適合標章の認識が困難となるときは、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。

ウ ア若しくはイによる表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって適合標章の認識が可能となる位置。

(2) 適合標章を前面ガラスにはり付け又は装着しない場合は、有効期間を記載した表面を自動車の前面から見やすいようにして、運転者の視野を妨げない適切な位置に、紛失、汚損、棄損等を防止するため、カードケース等に収納して表示すること。

(3) 第2(4)の取扱いにより、適合標章の余白に自動車検査員の署名及び押印がある場合は、当該余白部を折り返し、適合標章と併合して表示するよう依頼者に対して教示すること。

(4) 有効な自動車検査証及び検査標章が交付され、交付された検査標章を表示した場合において、前面ガラスにはり付けられ又は装着されている適合標章を速やかに取り外すこと。

#### 第4 用紙配布等

(1) 各地方自動車整備振興会（以下「自動車整備振興会」という。）は、適合証及び適合標章となるべき用紙の綴（以下「適合証綴」という。）を、指定整備事業者からの求めに応じ、配布すること。

(2) 自動車整備振興会は、次のアからオまでに掲げるところにより、適合証綴の保管及び配布について管理すること。

ア 当該管理の責任者として保管責任者を定めること。

イ 配布台帳（別紙3の3及び別紙3の4）を作成すること。

ウ 適合証綴を授受した場合、速やかに適合証綴の表紙に綴番号を押印し、配布台帳（別紙3の3）の受入欄に当該綴番号を、同台帳備考欄に第1(3)アに規定する一連番号に関する情報を、記入すること。

エ 印刷不良等の適合証綴については、処理状況を配布台帳（別紙3の3）の備考欄に記入すること。

オ 適合証綴を指定整備事業者に配布する際は、次に掲げるところによること。

(ア) 配布台帳（別紙3の4）に記入すること。

(イ) 当該指定整備事業者の授受出納簿（第5(1)の規定に基づき作成されたもの（別紙3の5））の記載内容を確認の上、当該授受出納簿の日付及び受入欄へ

の記入及び取扱者印（振興会）欄への押印を行うこと。

- (3) 自動車整備振興会は、適合証綴の配布の際、価格を明示すること。なお、適合証綴は自動車整備振興会が製造者から直接調達し、配布の際に明示する価格は実費相当とし、指定整備事業者から求めがある場合は当該価格について適切に説明すること。

## 第5 交付状況の把握等

- (1) 指定整備事業者は、適合証綴の授受出納簿（別紙3の5）を作成し、適合証綴数の収受状況を把握すること。
- (2) 指定整備事業者は、適合証綴の保管責任者を定め、管理すること。
- (3) 指定整備事業者は、適合証及び適合標章の交付状況を把握すること。
- (4) 指定整備事業者は、適合証綴を使用後2年間保存しておくこと。
- (5) 指定整備事業者は、次に掲げる不正防止対策を講ずること。
  - ア 適合証又は適合標章を書き損じた場合は、記載面を朱抹し、当該適合証及び適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証（控）とともに保存しておくこと。
  - イ 適合標章を交付しない場合は、当該適合標章の表面を朱抹し、当該適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証（控）とともに保存しておくこと。
  - ウ 電算機により適合証又は適合標章の記載（自動車検査員の氏名及び印を除く。）を行う場合は、適合証綴の使用過程において適合証又は適合標章を切り離して使用することは差し支えないが、散逸しないよう注意し、適合証綴の使用が終了した時点で確実に編綴、保存すること。

## 別添3の3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領

### 目次

- 第1 登録情報処理機関に提供する情報
- 第2 適合標章の用紙
- 第3 適合標章の記載方法
- 第4 適合標章の表示
- 第5 用紙配布等

### 第1 登録情報処理機関に提供する情報

法第94条の5第2項、第3項の規定における、適合証の交付に代えて電磁的方法により登録情報処理機関に提供する情報（以下「電子適合証」という。）は以下の事項とし、電子適合証の作成は登録情報処理機関への情報提供が可能なシステムへの入力により行う。

ただし、法第16条第1項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車並びに法第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の場合は、(7)及び(11)の入力を要しない。

- (1) 暦年又は年度ごとに一連で、別添3の2の第2(3)と重複しない交付番号
- (2) 電子適合証の交付日
- (3) 指定整備事業者の氏名又は名称
- (4) 事業場の名称及び所在地
- (5) 検査年月日

法第94条の5第4項の点検及び検査が複数日にまたがる場合の検査の年月日は、最後に検査の実務を行った年月日とし、当該自動車検査員の権限により入力を行うこと。

- (6) 自動車検査員の氏名

法第94条の5第4項の点検及び検査を行った自動車検査員の氏名とし、当該自動車検査員の権限により入力を行うこと。

法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行った場合、点検及び検査の実務を行った全ての自動車検査員の氏名とする。

- (7) 自動車登録番号又は車両番号
- (8) 車台番号
- (9) 使用者の氏名又は名称及び住所

予備検査にあつては所有者の氏名又は名称及び住所とする。

- (10) 乗車定員、最大積載量、用途、車両総重量
- (11) 保険期間

保険証明書の保険期間（自動車損害賠償責任共済証明書の場合は、共済期間）とする。この場合において、当該自動車にかかる保険証明書が2枚以上にわたる

場合には、最初の保険証明書にかかる保険期間の最初の日から最後の保険証明書にかかる保険期間の最後の日とする。

(12) 当該指定整備事業者が付された指定番号に基づく整備工場コード

## 第2 適合標章の用紙

適合標章となるべき用紙は、次に掲げる不正防止対策が施された、電子適合証の交付時のみに使用する専用紙であること。

- (1) 指定規則第2号様式の2（表面又は裏面）の端部に、マイクロ文字及び製造者名並びに固有の一連番号が印刷されていること。
- (2) 表面に地紋が印刷されていること。

## 第3 適合標章の記載方法

- (1) 適合標章（表）の有効期間起算日を表示する欄及び自動車登録番号又は車両番号欄はプリンタにより黒色で印字すること。
- (2) 適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、所定のゴム印又はプリンタを用いて、赤色又は黒色により明瞭に押印又は印字すること。
- (3) 適合標章（裏）には、第1(1)から(11)までと同一の情報をプリンタにより印字すること。この場合には、自動車検査員は押印することを要しない。

## 第4 適合標章の表示

- (1) 適合標章を前面ガラスにはり付けて表示する場合は、適合標章の中央点線のところから二つ折りとし、適合標章の有効期間が記載された面を、前面ガラス内側に次のアからウまでのいずれかによりはり付ける又は装着すること。なお、この場合、保安基準第29条の規定に注意すること。

ア 車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。この場合において、適合標章に記載された有効期間及び自動車登録番号又は車両番号の認識が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。

イ アに掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転者席から最も遠い位置。この場合において、適合標章の認識が困難となるときは、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。

ウ ア若しくはイによる表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって適合標章の認識が可能となる位置。

- (2) 適合標章を前面ガラスにはり付け又は装着しない場合は、有効期間を記載した表面を自動車の前面から見やすいようにして、運転者の視野を妨げない適切な位置に、紛失、汚損、棄損等を防止するため、カードケース等に収納して表示する

こと。

- (3) 有効な自動車検査証及び検査標章が交付され、交付された検査標章を表示した場合において、前面ガラスにはり付けられ又は装着されている適合標章を速やかに取り外すこと。

## 第5 用紙配布等

- (1) 自動車整備振興会は、適合標章となるべき用紙の綴（以下「適合標章綴」という。）を、指定整備事業者からの求めに応じ、配布すること。
- (2) 自動車整備振興会は、次のアからオまでに掲げるところにより、適合標章綴の保管及び配布について管理すること。
  - ア 当該管理の責任者として保管責任者を定めること。
  - イ 配布台帳（別紙3の6及び別紙3の7）を作成すること。
  - ウ 適合標章綴を授受した場合、速やかに適合標章綴の表紙に綴番号を押印し、配布台帳（別紙3の6）の受入欄に当該綴番号を、同台帳備考欄に第2(1)に規定する一連番号に関する情報を、記入すること。
  - エ 印刷不良等の適合標章綴については、処理状況を配布台帳（別紙3の6）の備考欄に記入すること。
  - オ 適合標章綴を指定整備事業者に配布する際は、次に掲げるところによること。
    - ア 配布台帳（別紙3の7）に記入すること。
    - イ 当該指定整備事業者の授受出納簿（第6(1)の規定に基づき作成されたもの（別紙3の8））の記載内容を確認の上、当該授受出納簿の日付及び受入欄への記入及び取扱者印（振興会）欄への押印を行うこと。
- (3) 自動車整備振興会は、適合標章綴の配布の際、価格を明示すること。なお、適合標章綴は自動車整備振興会が製造者から直接調達し、配布の際に明示する価格は実費相当とし、指定整備事業者から求めがある場合は当該価格について適切に説明すること。

## 第6 交付状況の把握等

- (1) 指定整備事業者は、適合標章綴の授受出納簿（別紙3の8）を作成し、適合標章綴数の収受状況を把握すること。
- (2) 指定整備事業者は、適合標章綴の保管責任者を定め、管理すること。
- (3) 指定整備事業者は、電子適合証及び適合標章の交付状況を把握し、第1(1)から(12)までの情報を2年間管理保存すること。
- (4) 法第94条の5第2項における登録情報処理機関である一般社団法人日本自動車整備振興会連合会は、指定整備事業者が第6(3)を実施できるよう、電子適合証及び適合標章の交付状況を管理すること。
- (5) 指定整備事業者は、電子適合証の作成にかかる以下の権限についてそれぞれ固



有の識別番号（ID）及び暗証番号（パスワード）等を定め、適切に管理し、当該番号等が不正に使用されないための措置を講ずること。

ア 指定整備事業者の事業場を管理する権限

イ 指定整備事業者の事業場の職員を管理する権限

ウ 電子適合証に係る情報を登録する権限

エ 自動車検査員に係る権限

オ 電子適合証に係る情報を起票及び入力する権限

(6) 指定整備事業者は、適合標章に印刷不良等が生じた場合は、記載面を朱抹して、当該適合標章を2年間保存すること。

(7) 指定整備事業者は、法第94条の5第2項における承諾を書面又は電磁的方法により2年間保存すること。

## 別添4 整備主任者研修実施要領

### 目次

#### 第1 目的

#### 第2 研修の区分

#### 第1 目的

整備主任者に対し、特定整備時における保安基準適合性の確保等整備主任者が行う業務に必要とされる自動車の構造・機能、関係法令、主要通達等について研修を行い、その知識及び技能の向上を図る。

#### 第2 研修の区分

研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。

##### 1 法令研修

###### (1) 研修対象者

事業場から届け出されている整備主任者とする。

###### (2) 研修実施回数

研修対象者に対して毎年度1回実施する。

###### (3) 研修内容

ア 関係法令及びその改正内容

イ 主要通達

ウ 特定整備の作業管理による保安基準適合性の確保

エ 工場管理等

###### (4) 研修時間

2時間以上とする。

###### (5) 研修人員

同時に研修を受ける者の数は、原則として200名以下とする。

###### (6) 研修教材

ア 全国共通の教材の内容は、自動車局整備課が定めることとする。

イ 地域教材の内容は、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）、運輸支局（運輸管理部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）が定めることとする。

###### (7) 講師

運輸支局職員及び学識経験者とする。

###### (8) 研修の実施方法

ア 研修は、運輸支局長が自動車整備振興会の協力を得て実施する。

イ 自動車検査員に選任されている者であって、同年度の自動車検査員研修を修了した者は、道路運送車両法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する整備主任者研修のうち法令研修を受けた者として取り扱う。

## 2 技術研修

### (1) 研修対象者

事業場に届け出されている整備主任者とする。

ただし、複数名の整備主任者を届け出ている事業場にあつては、整備主任者のうち1名以上を対象としても差し支えないこととする。この場合、研修を修了した整備主任者が当該事業場の他の整備主任者に対して、受講内容について事業場内教育を行うよう指導すること。

### (2) 研修実施回数

研修対象者に対して毎年度1回実施する。

### (3) 研修内容

ア 自動車の新機構・新装置の構造・機能及び点検・整備方法

イ 自動車の分解整備後の保安基準適合性及び出来映えの確認方法等

### (4) 研修時間

実習を含めて6時間以上とする。

### (5) 研修人員

同時に研修を受ける者の数は、実習については原則として25名以下とする。

### (6) 研修教材

教材は、「整備主任者研修資料（技術編）」（自動車局監修）をテキストとし、実車、主要部品、整備用機器及びビデオ、スライド等視聴覚機材とする。

### (7) 講師

自動車整備振興会職員、学識経験者及び実務経験者とする。

### (8) 研修の実施方法

ア 研修は、自動車整備振興会又は次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもののうちから運輸支局長が認定した機関（以下「支局長認定機関」という。）において実施する。

(ア) 自動車メーカー系ディーラー、自動車メーカー経営のサービス工場等

(イ) 輸入自動車取扱ディーラー

(ウ) 自動車整備商工組合（北海道にあつては北海道自動車整備協同組合連合会の会員である協同組合）

なお、支局長認定機関において実施する研修については、本要領と同等以上の内容のものであれば、本要領にかかわらず他の教材を使用して実施しても差し支えないものとする。

イ 自動車整備振興会又は支局長認定機関において研修を修了した者は、道路運送車両法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する整備主任者の研修のうちの技術研修を受けた者として取り扱う。

## 別添5 自動車検査員研修実施要領

### 1 目的

自動車検査員に対し、保安基準適合性の判断等自動車検査員が行う業務に必要とされる自動車の構造・装置の状態及びその機能・性能、関係法令、主要通達等について研修を行い、その知識及び技能の向上を図る。

### 2 研修対象者

自動車検査員として選任されている者とする。

### 3 研修実施回数

研修対象者に対して毎年度1回以上実施する。

### 4 研修の項目、内容等

研修項目研修内容等

- (1) 自動車整備事業・自動車整備事業の役割  
自動車整備事業の課題、問題点等
- (2) 指定自動車整備事業・道路運送車両法関係法令  
ア 指定自動車整備事業者の処分事例等  
イ 適正な業務運営
- (3) 自動車検査員の業務・自動車検査員の役割と職務  
ア 自動車検査業務  
イ 自動車検査機器の取扱い
- (4) 関係法令及び主要通達・最近の関係法令の改廃  
主要通達

### 5 研修

3時間以上とする。

### 6 研修人員

同時に研修を受ける者の数は、原則として200名以下とする。

### 7 研修教材

研修教材は、地方運輸局長が適当と認めたものとする。

### 8 講師

運輸支局職員、学識経験者及び地方運輸局長が認めた者

### 9 研修実施方法

地方運輸局長は運輸支局長に対し研修を実施するよう通知し、運輸支局長は自動車整備振興会の協力を得て実施するものとする。

## 別紙1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

1 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)

### (1) 記載項目

- ア 申請者の氏名又は名称及び住所
- イ 申請者が法人の場合にあっては、役員の名義及び役職名
- ウ 受けようとする自動車特定整備事業の種類
- エ 事業場の名称及び所在地
- オ 電子制御装置点検整備作業場の所在地（事業場と所在地を異にする場合に限る。）
- カ 電子制御装置整備（施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を除く。）を行う事業者と施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業者が契約を交わした施行規則第3条第8号ハに係る作業を行う事業場の所在地
- キ 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類
- ク その他業務の範囲の限定

### (2) 添付書面

- ア 申請者が法人の場合にあっては、商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定できる書面
- イ 申請者が個人の場合にあっては、住民票等申請者を特定できる書面
- ウ 土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証（写し）等事業場の所在地を証する書面
- エ 法第80条第1項第2号各号に該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面
- オ 法第80条第1項第1号の国土交通省令で定める設備及び従業員の基準に適合するものであることを証する次の事項を記載した書面
  - (ア) 設備の基準に係る事項（施行規則第57条第1号から第5号まで）
    - a 車両整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
    - b 点検作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
    - c 電子制御装置点検整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
    - d 部品整備作業場の面積
    - e 車両置場の間口、奥行
    - f 作業機械の種類毎の名称、能力、数
    - g 作業計器の種類毎の名称、能力、数
    - h 点検計器及び点検装置の種類毎の名称、型式（一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び整備用スキャンツールに限る。）、能力、数
    - i 工具の種類毎の名称、能力、数
    - j 作業場等平面図（作業場名（優良自動車整備事業者の認定を受けている

者であって、自動車特定整備事業の屋内作業場と兼用している場合は、各々の事業場名)、レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載したもの)

k 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。

1 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報(施行規則第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。)及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる書面

(イ) 従業員に係る事項(施行規則第57条第6号及び第7号)

整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び特定整備に従事する従業員の数

カ 土地の使用に係る契約書(離れた作業場を有する場合に限る。)

2 法第81条から法第83条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとおりとする。(法第81条から第83条まで)

(1) 記載項目

ア 届出者の氏名又は名称及び住所

イ 事業場の名称及び所在地

ウ 届出に係る事項

エ 認証番号

(2) 添付書面

ア 事業者の氏名又は名称及び住所の変更に係る届出の場合は、商業登記簿謄本等変更された事項を証する書面(法第81条第1項第1号)

イ 役員の変更等に係る届出の場合は、ア並びに変更された役員(新任及び解任)の氏名及び役職名を記載した書面(法第81条第1項第2号)

ウ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1(2)イの書面(法第81条第1項第3号)

エ 屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行きの長さの変更に係る届出の場合は、1(2)オ(ア) j 及び変更となった屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行きの長さを記載した書面(法第81条第1項第4号)

オ 事業の廃止に係る届出の場合は、事業を廃止する理由を記載した書面(法第81条第2項)

- カ 事業の相続、合併及び分割に係る届出の場合は、商業登記簿謄本等事業の相続、合併及び分割の事実を証する書面（法第 82 条第 2 項）
- キ 事業の譲渡に係る届出の場合は、譲渡証明書等事業の譲渡の事実を証する書面（法第 83 条第 2 項）
- 3 整備主任者の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。（施行規則第 62 条の 2 の 2 第 2 項）
- (1) 記載項目
- ア 届出者の氏名又は名称及び住所
- イ 統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
- ウ 認証番号
- エ 選任する整備主任者の氏名及び生年月日
- オ 統括管理業務の開始日
- カ 整備主任者を解任する場合は、解任した整備主任者の氏名及び解任年月日
- (2) 添付書面
- ア 分解整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合（ウに掲げるものを除く。）には、整備士の技能検定の合格証書の写し、整備士の技能検定の合格証明書又は同証明書の写し、自動車整備技能者手帳の写し等施行規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号に基づく一級又は二級の整備士の技能検定に合格していることを証する書面の写し
- イ 電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合（ウに掲げるものを除く。）には、同規則第 57 条第 7 号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し又は一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）に合格していることを証する書面の写し
- ウ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合には、一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）にあつては、一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）に合格していることを証する書面の写しを、一級二輪若しくは二級の整備士にあつては、施行規則第 57 条第 7 号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し
- 4 電子制御装置点検整備作業場の共用設備に係る添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を 1 つの書面に記載しても良い。
- ア 当該作業場及び車両置場の管理責任者の氏名
- イ 当該作業場の所在地
- ウ 当該作業場の共同使用の管理者の氏名又は名称
- なお、自動車特定整備事業の認証を受けている者にあつては、認証番号
- エ 当該作業場の共同使用に関する契約書の写し
- オ 当該作業場の位置及び面積並びに車両置場の位置を記載した書面
- 5 施行規則第 3 条第 8 号ハに掲げる作業を行う事業場に係る添付書面は、電子制御装置整備（施行規則第 3 条第 8 号ハに掲げる作業を除く。）を行う事業者と施行規

則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業者が契約していることを証する書面の  
写し



別紙2 一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類	一種整備工場	二種整備工場	備考
		項目			
A	1	工員数	10人以上	4人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上	
	2	整備士数	4人以上	2人以上	自動車工のうち整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。）の数
	3	整備士保有率	1/3以上	1/3以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
B	1-1	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積×1.6以上	道路運送車両法施行規則別第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする
	1-2	電子制御装置点検整備作業場（車両整備作業場及び点検作業場と兼用している場合を除く。）	◎	◎	
	2	その他の作業場	◎	◎	機械加工、原動機、

					塗装、鍛冶鍛冶等の各作業場
	3	車両置場	$a \times 0.3$ 以上	$a \times 0.3$ 以上	屋内、屋外を問わない a は当該事業場の屋内現車作業場面積
	4	完成検査場	◎	◎	屋内 指定整備工場の検査設備として完成検査場を有している場合（共用設備を使用する場合を含む。）は当該完成検査場で足りる。
C	1	卓上ボール盤	○	—	
	2	オイル・バケットポンプ	○	○	
	3	ホイール・バランサ	△	△	ホイールへのタイヤ脱着作業を行う事業場にあっては必要
	4	フリー・ローラ	△	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る（可搬式のものであって可）
D	1	バルブ・シート・グラインダ	○	—	
	2	バルブ・リフエーサ	○	—	
	3	バルブ・リフタ	○	—	
	4	シリンダ・ゲージ	○	—	
	5	コンロッド・アライナ	○	—	
	6	スプリング・テスタ	○	—	

	7	ラジエータ・キャップ・テスタ	○	○	
	8	マイクロ・メータ	○	—	
E	1	メガー	○	—	
	2	電子計測機器	△	△	外部診断器等（電子制御装置整備を行う場合を除く。）
F	1	溶接器	○	—	
G	1	検車装置	○	○	検車台、ピット、リフト等
	2	ホイール・アライメント・テスタ又はサイド・スリップ・テスタ	△	—	三輪以下の自動車のみを対象とする場合は不要
	3	ブレーキ・テスタ	△	—	
	4	前照灯試験機	△	—	
	5	音量計	△	—	
	6	速度計試験機	△	—	
	7	黒煙測定器又はオパシメータ	△	—	ジーゼル自動車を対象としない場合は不要

- (注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。
2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。
3. △印は、保有することが望ましいことを示す。

別紙2の2 特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））

種別	番号	項目	車体整備作業（一種）	車体整備作業（二種）	備考
A	1	工員数	5人以上	3人以上	車体整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	2人以上	2人以上	自動車車体整備士
B	1 — 1	屋内現車作業場	60 m <sup>2</sup> 以上	50 m <sup>2</sup> 以上	現車についての車体整備作業を行う場所のみとし、最低1両分の塗装作業場を含み、その他の作業場、完成検査場及び洗車場を除く。
	1 — 2	電子制御装置点検整備作業場	○	—	電子制御装置整備を行う場合に限る。
	2	その他の作業場	◎	—	機械加工、木工、鍛冶等の各作業場、機器は1箇所集中されていなくてもよい
	3	車両置場	a×0.3以上	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。 aは当該事業場の屋内現車作業場の面積
	4	完成検査場	○	○	屋内
	5	洗車場	○	○	
	1	洗車機器	○	—	スチーム・クリーナ、カーワッシャー等
D	1	アーク溶接器	○	○	ガスシールド・アーク溶接器を含む。
	2	点溶接器	○	○	ガスシールド・アーク溶接器がある場合にはなくてもよい
	3	ガス溶接器	○	○	
	4	車枠矯正装置	○	—	自動車を固定し、車枠の曲がり、ねじれ等の点検、修正及び検査ができるもの。
	5	車体修正機	—	○	自動車を固定し、又は修

					正機を保持具により自動車に固定して車体の変形を修正できるもの。車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい
	6	板金用油圧機器	○	○	ポートパワー等
	7	板金定盤	○	○	
	8	板金工具一式	○	○	
E	1	スコヤ	○	—	大型のもの
F	1	ボール盤	○	—	卓上用のものでも可
	2	ポータブル・グラインダ	○	○	板金用のもの
	3	サンダ	○	○	板金用及び塗装用各 1
	4	ポリシャ	○	○	
G	1	塗装機器	○	○	スプレーガン等
	2	塗装乾燥装置	○	○	赤外線、ガス等の強制乾燥機 (250w×12 燈クラス以上)
H	1	ヘッドライト・テスト	○	○	
	2	ホイール・アライメント・テスト	○	—	可搬式にても可
	3	フレーム・センターリング・ゲージ	—	○	測定のため必要な自動車の保持具等を含む。車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい。
	4	トラム・トラッキング・ゲージ	—	○	車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい。

(注) 1. ◎印は、機械の配置及び当該機器に係る作業を行うために十分な面積を有していなければならないことを示す。

2. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。

別紙2の3 特殊整備工場（電気装置整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A	1	工員数	3人以上	電気装置整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	2人以上	自動車電気装置整備士
B	1	屋内現車作業場	35 m <sup>2</sup> 以上	現車についての電気装置整備作業を行う場所
	2	屋内電気装置整備作業場	20 m <sup>2</sup> 以上	現車から取り外した電気装置の整備作業を行う場所
	3	車両置場	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。 aは屋内現車作業場の面積
C	1	オルタネータ・テスト	○	変速装置付電動機、直流電圧、電流計、回転計のあるもの
	2	スタータ・テスト	○	トルク計、直流電圧、電流計のあるもの
	3	オルタネータ・オシロスコープ	○	自動車オルタネータの波形試験のできるもの
	4	グローラ・テスト	○	
	5	バッテリー・テスト	○	
	6	半導体試験器	○	トランジスタ・ダイオード半導体の試験のできるもの
	7	回路試験器	○	
	8	ボルト・メータ	○	
	9	アンペア・メータ	○	
	10	メガー	○	
D	1	プレス	○	
	2	バイス	○	
	3	電気ドリル	○	空圧式のものでも可
	4	マイクロ・メータ	○	
	5	ダイヤル・ゲージ	○	
	6	ガレージ・ジャッキ	○	
	7	エア・コンプレッサ	○	
E	1	充電器	○	急速充電器を含む。
	2	溶接器	○	ハンディ式のものでも可
	3	部品洗浄槽	○	
	4	乾燥装置	○	

(注) 1. ○印は、その事業場の作業を行うために必要な数量及び機能を有していない

ければならないことを示す。

別紙2の4 特殊整備工場（原動機整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A	1	工員数	7人以上	自動車用原動機整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	1人以上	二級自動車シャシ整備士、三級自動車シャシ整備士、自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く
B	1	原動機分解組立作業場	20 m <sup>2</sup> 以上	自動車用原動機の分解、組立等の整備作業を行う屋内作業場
	2	原動機部品整備作業場	60 m <sup>2</sup> 以上	自動車用原動機の単体部品の機械加工作業等を行う屋内作業場
	3	その他の屋内作業場	◎	溶接、鍛冶等を行う作業場
	4	受注品置場	a×0.1以上	受注品を収容する場所であって、うち完成品を格納する場所は屋内に限る。 aは原動機分解組立作業場及び原動機部品整備作業場の面積の和を示す
	5	屋内完成検査場	◎	完成品の検査を行う場所
	6	洗浄場	◎	自動車用原動機の洗浄を行う場所
C	1	シリンダ・ボーリング・マシン	○	
	2	シリンダ・ホーニング・マシン	○	
	3	サーフェース・グラインダ	○	平面切削盤を含む。
	4	クランクシャフト・グラインダ	○	
	5	ライン・ボーリング・マシン	○	
	6	コンロッド・グラインダ	○	
	7	ピンホール・ホーニング・マシン	○	
	8	バルブ・シート・グラインダ	○	



	9	バルブ・リフューサ	○	
D	1	旋盤	○	
	2	ボール盤	○	卓上用のものでよい
	3	プレス	○	能力が 19.6kN (2 t f) 以上で、油圧式又は手動式のもの
E	1	バイス	○	
	2	チェーン・ブロック	○	つり上げ能力 9.8kN (1 t f) 以上のもの
	3	作業台	○	縦 1 メートル以上、横 1.5 メートル以上のもの
	4	部品洗浄槽	○	縦 500 ミリメートル以上、横 700 ミリメートル以上、深さ 150 ミリメートル以上で台付のもの
	5	エア・コンプレッサ	○	
	6	洗浄機器	○	スチーム・クリーナ、カーワッシャ等
	7	運搬機器	○	原動機の運搬が容易にできるもの
F	1	シリンダ・ゲージ	○	
	2	マイクロ・メータ	○	
	3	ダイヤル・ゲージ	○	
	4	ノギス	○	最大測定値が 150 ミリメートル以上、単位目盛が副尺利用で 0.05 ミリメートル (1/20 ミリメートル) 以下のもの
	5	シツクネス・ゲージ	○	長さ 75 ミリメートル以上のリーフが 8 種類以上組み合わされているもの
	6	フィーラ・ゲージ	○	長さ 230 ミリメートル以上のリーフが 8 種類以上組み合わされているもの
	7	直定規	○	断面の幅が 5 ミリメートル以上で高さ 25 ミリメートル以上、長さ 500 ミリメートル以上のもの
	8	定盤	○	縦 450 ミリメートル、横 600 ミリメートル以上のもの
	9	表面アラサ測定機	○	J I S - 0659 表面アラサ標準片でもよい
	10	コンロッド・アライナ	○	
	11	コンプレッション・	○	

		ゲージ		
	12	エンジン・タコ・テスタ	○	
	13	バキューム・ゲージ	○	
	14	タイミング・ライト	○	ガソリン車用のもの
	15	バルブ・スプリング・テスタ	○	
	16	温度計	○	
	17	燃料消費計	○	
G	1	バルブシート・カタ	○	
	2	トルク・レンチ	○	クランク軸の軸受締付ボルト・コンロッド大端ボルト及びシリンダヘッド・ボルト等の締付トルクの測定ができるもの。
	3	作業用工具	○	原動機の分解、組立作業及び部品の脱着作業等に必要なもの（特殊工具を含む）
	4	バルブ・リフタ	○	
	5	ベアリング・レース・プーラ	○	
	6	ギヤ・プーラ	○	
H	1	水圧検査装置	○	加圧ポンプ、耐圧ホース及び締付金具を含む。
	2	噴射ポンプ・テスタ	○	
	3	原動機試験装置	○	水動力計、電気動力計等原動機の馬力の測定ができるもの

- (注) 1. ◎印は、作業を行うために必要とする十分な面積を有していなければならない。
2. ○印は、作業対象に応じた機能を有するもの1基以上を作業量に応じて保有しなければならない。

別紙2の5 特殊整備工場（タイヤ整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A	1	工員数	3人以上	タイヤ整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	2人以上	自動車タイヤ整備士
B	1	屋内現車作業場	35 m <sup>2</sup> 以上	現車についてのタイヤ整備作業を行う場所
	2	屋内タイヤ整備作業場	20 m <sup>2</sup> 以上	現車から取り外したタイヤの整備作業を行う場所
	3	車両置場	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。 aは屋内現車作業場の面積
	4	洗浄場	○	
C	1	エア・コンプレッサ	○	
	2	エア・減圧弁	○	
	3	リフト	○	ガレージ・ジャッキを含む
	4	インパクト・レンチ	○	
	5	タイヤ・フレータ	○	
D	1	タイヤ・チェンジャ	○	
	2	ビード・ブレーカ	○	
	3	タイヤ・スプレッタ	○	
	4	タイヤ修理機	○	チューブレス・タイヤ修理機を含む
	5	チューブ焼付機	○	
	6	グラインダ	○	
	7	チューブ・テストタンク	○	
	8	チューブ・ハンガ	○	
E	1	作業台	○	
	2	作業用工具	○	タイヤの取り外し、組み付け、修理に必要なもの
	3	タイヤ収納棚	○	タイヤを縦置きに収納できるもの
F	1	ホイール・バランサ	○	
	2	タイヤ・ゲージ	○	高精度ゲージ
	3	デプス・ゲージ	○	
	4	トルク・レンチ	○	
	5	巻尺	○	

(注) ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。

### 別紙3 指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等

1 指定規則第1条第1項に基づく指定に係る申請書の記載事項及び指定規則第1条第2項に基づく添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第1項及び第2項)

#### (1) 記載事項

- ア 申請者の氏名又は名称及び住所
- イ 事業場の名称及び所在地
- ウ 対象とする自動車の種類
- エ その他業務の範囲の限定
- オ 認証番号及び認証年月日
- カ 認証を受けた自動車特定整備事業の種類
- キ 認証を受けた自動車特定整備事業における対象とする自動車の種類並びに対象とする整備の種類及び装置の種類
- ク 認証を受けた自動車特定整備事業における業務の範囲の限定
- ケ 優良自動車整備事業者の認定を受けている者にあつては、受けている認定の種類及び認定番号
- コ 優良自動車整備事業者の認定(特殊整備工場の認定を除く。)を受けていない者にあつては、次の事項
  - (ア) 実施している整備作業の範囲
  - (イ) 事業場管理責任者の氏名及び略歴
  - (ウ) 主任技術者の氏名及び略歴
  - (エ) 一級、二級、三級の整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び特定整備に従事する従業員の数

#### (2) 添付書面

- ア 申請者(法人又は個人企業)及び事業場の沿革を記載した書面
- イ 法第94条の2第2項において準用する法第80条第1項第2号ロからニまでに該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面
- ウ 次の状況を記載した事業場平面図
  - (ア) 自動車の検査をするために必要な屋内作業場の位置及び面積
  - (イ) 自動車検査用機械器具の配置状況
- エ 指定規則第2条第1項第2号に定める自動車検査用機械器具の名称、型式、能力、数
- オ 指定規則第2条第1項第2号イ～チまでの自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面  
上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成

績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。

- 2 指定規則第1条第2項第5号に基づく検査の設備の共同使用を行う場合における添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を1つの書面に記載しても良い。(指定規則第1条第2項第5号)

- ア 当該設備の管理責任者の氏名
- イ 当該設備の所在地
- ウ 当該設備の名称、型式及び数
- エ 検査用機械器具の取扱要領及び点検要領等の管理規定等当該設備の維持管理体制を記載した書面
- オ 当該設備の共同使用に係る者の氏名又は名称
- カ 当該設備の共同使用に係る者の最近3ヵ月間における月平均の車種別の法第62条に規定する継続検査等に係る整備実績を記載した書面
- キ 共用設備の共同使用に関する契約書の写し
- ク 当該設備に附置されている車両置場の位置及び面積

- 3 指定規則第1条第2項第6号に基づく優良自動車整備事業者の認定を受けていない場合の添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第2項第6項)

- ア 事業場の設備を記載した平面図
- イ 作業工程図(アに記載することでも差し支えない。)
- ウ 整備用の主要な設備及び機器の配置図(アに記載することでも差し支えない。)
- エ 事業場組織図
- オ 最近3ヵ月間における月平均の車種別整備実績を定期点検整備、自動車検査に係る整備及びその他の整備に分けて記載した書面
- カ 貸借対照表及びは損益計算書

株主総会等で配布のものでよく、申請者が国及びこれに準ずる場合は必要としない。

また、次表の左欄に掲げる場合にあっては、右欄に掲げる書面でこれに代えて差し支えない。

新規設立会社の場合(前歴がない場合)最近6ヵ月間の仮決算書一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社経過説明書及び事業計画書を設立した場合(廃止新規申請の場合を含む。)合併した場合同業協同組合等の場合事業計画書

- キ 自動車検査の実績を持込台数、合格台数及び再検査台数の別に分けて記載した書面

- 4 指定自動車整備事業において、新たに指定を取得しようとする場合であって、設備、技術及び管理組織(事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員)に変更がない相続、譲渡等により事業を継承する場合における申請書に記載する事項及び添付書面は、次のとおりとする。

ただし、法第94条の3、第94条の4又は第94条の8に基づく処分を受けた場

合（処分対象となる違反事項が確認された場合を含む。）であって、当該処分に係る違反事項の改善が確認されていないときは、この規定を適用しない。

なお、相続であって、被相続人である事業者が事業場管理責任者を兼務し、かつ、相続人が事業場管理責任者として業務を確実に行えると認められる場合には、事業場管理責任者の変更がないものとみなして差し支えない。

(1) 記載事項

ア 1(1)アからクまでの事項

イ 指定番号

(2) 添付書面

ア 1(2)ア、イ及び3エ、カの書面

イ 指定規則第4条に基づく次の事項を記載した自動車検査員選任届

(ア) 選任しようとする自動車検査員の氏名及び生年月日

(イ) 選任年月日

(ウ) 自動車検査員の要件が指定規則第4条第1項第1号の要件による者の場合

a 教習修了運輸局

b 教習修了年月日

c 教習修了書番号

(エ) 他の事業場の自動車検査員を兼任する場合には、次の事項を記載した書面

a 兼任する事業場の指定番号

b 兼任する事業場の名称

c 兼任する事業場の所在地

d 兼任する事業場との間の交通の状況及び所要時間

e 当該兼任する事業場の最近3ヵ月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面

ウ 法第94条の4第5項に該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面

エ 自動車検査員に選任されることへの同意書

5 指定規則第5条第1項及び第2項に基づく自動車検査員の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。（指定規則第5条第1項及び第2項）

(1) 記載事項

ア 届出者の氏名又は名称及び住所

イ 事業場の名称及び所在地

ウ 指定番号

(2) 添付書面

ア 4(2)イからエまでの書面

イ 指定規則第4条に基づく自動車検査員の要件に該当する者であることを記載した以下の書面

(ア) (イ)に定める者以外の者にあつては、自動車検査員教習修了証書(写し)、  
自動車検査員教習修了証明書(写し)、自動車検査官又は軽自動車検査員の  
経験を有する証明書等

(イ) 法第94条の4第4項の規定に基づき自動車検査員の職を解任された者又  
は法の規定に違反(自動車検査員の解任命令に相当するものに限る。)する  
事実が認められ、かつ、当該行政処分の決裁日以前に自動車検査員の職を解  
任された者にあつては、自動車検査員再教習修了証書(写し)

ウ 自動車検査員を解任する場合は、解任する自動車検査員の氏名及び解任年月  
日

6 指定規則第11条に基づく変更事項に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次  
のとおりとする。(指定規則第11条)

(1) 記載事項

ア 5(1)アからウまでの事項

イ 届出に係る事項

(2) 添付書面

ア 自動車の検査をするために必要な屋内作業場の位置及び面積の変更に係る届  
出の場合は、1(2)ウの書面

イ 自動車検査用機械器具に係る変更に係る届出の場合は、次の書面

(ア) 変更した自動車検査用機械器具の名称、型式、能力、数を記載した書面

(イ) 変更した自動車検査用機械器具が国土交通大臣が定める技術上の基準に  
適合していることを証する書面

上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機  
械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により  
公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性  
試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。

別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1. 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1	工員数	4人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上	
1-2	整備士数	2人以上	自動車工のうち整備士(自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。)の数
1-3	整備士保有率	1/3以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
1-4-1	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする。
1-4-2	電子制御装置点検整備作業場(車両整備作業場及び点検作業場と兼用している場合を除く。)	◎	
1-5	その他の作業場	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
1-6	車両置場	$a \times 0.3$ 以上	屋内、屋外を問わない。 aは当該事業場の屋内現車作業場面積
1-7	完成検査場	◎	屋内



1-8	オイル・バケットポンプ	○	
1-9	ホイール・バランサ	△	ホイールへのタイヤ脱着作業を行う事業場にあつては必要
1-10	フリー・ローラ	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る(可搬式のものであつても可)。
1-11	ラジエータ・キャップ・テスト	○	
1-12	電子計測機器	△	外部診断器等(電子制御装置整備を行う場合を除く。)
1-13	検車装置	○	検車台、ピット、リフト等

- (注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。  
2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。  
3. △印は、保有することが望ましいことを示す。

## 2 要員関係の基準の解釈

### (1) 事業場管理責任者

事業者若しくは法人の役員等経営に参加している者又は当該事業場における経営等に関する職務と権限を委譲された者であつて、当該事業場の統括責任者をいい、次のアからウまでの責務を負うものとする。

ア 事業計画の決定と執行に関すること。

イ 事業場全般に係る管理業務(指定自動車整備事業における保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付業務の管理を含む。)に関すること。

ウ 従業員に対する関係法令の教育に関すること。

### (2) 主任技術者

当該事業場において実施される整備の技術に関する総括責任者であつて、次のアからウまでの責務を負うものとする。

ア 従業員に対する整備技術の教育に関すること。

イ 作業工程の管理及び作業能率の向上に関すること。

ウ 設備機器の管理に関すること。

(3) 工員

常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシ工、エンジン工、検査工（指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含む。）、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工並びに板金工、電装工等のうち、電子制御装置整備に従事する者とする。ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負っている者、工具係、部品係、資材係は含まない。

なお、同一の指定整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する事業場のうち1事業場に限り当該兼任自動車検査員を工員の数に含めることができることとする。ただし、当該取扱いに係る工員は1事業場内1名に限る。

(4) 自動車工

シャシ工、エンジン工、検査工等とし、板金工、塗装工、電装工等は含まない。

(5) 検査工

検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省省告示第317号）に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽微な作業	・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂 ・増し締め
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	・シャシ各部への給油脂 ・油脂液類の補充（交換は否） ・点火プラグの交換 ・エア・クリーナ・エレメントの交換 ・燃料フィルターの交換 ・ディストリビュータ・キャップの交換 ・バルブ、ヒューズの交換 ・ワイパー・ブレード、ゴムの交換 ・タイヤの交換（位置交換など）
点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	・前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、CO・HCの整備 ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整

(6) 事業場管理責任者、主任技術者及び検査工（同一の指定自動車整備事業の他の事業場の自動車検査員を兼任する(3)なお書きに規定する検査工を除く。）は、すべての業務を確実に実施することができるものと認められる場合には同一人がす

べてを兼務しても差し支えない。

(7) 整備士

自動車整備士技能検定規則に基づく整備士をいうが、特殊整備士は含まない。  
また、整備士の保有率は、自動車工の人員を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

3 作業場等の基準の解釈

(1) 屋内現車作業場及び電子制御装置点検整備作業場

ア 点検及び整備を行うための作業場であって、床面は舗装されていること。なお、完成検査場、次項の作業場及び車両通路の面積は含まない。

イ 検査機器を用いて行う検査（音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータにより行う検査を除く。）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。

(2) その他の作業場

機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場であって、床面は舗装されていること。

(3) 完成検査場

ア 屋内であって、完成検査を行うに十分な面積を有し、床面は水平に舗装されていること。

イ 検査実施時に、一時的に自動車の一部が通路にでても差し支えない。

ウ 検査機器を設置した場所は通路として認めないこと。

エ もっぱら検査及びこれに伴う作業のみを行っている場所とし、整備のための屋内作業場とは明確に区分されていること。この場合において、法第75条第1項に基づき型式の指定を受けた自動車の製作者と同一の指定自動車整備事業にあっては、同条第4項に基づく検査の場所を含むものとする。

オ 検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に伴う軽微な調整作業並びに電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業以外を完成検査場で行うことは差し支えない。

また、(6)のただし書きに該当する完成検査場以外の場合は、次に掲げる作業を完成検査場で行うことも差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽微な作業	・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂 ・増し締め
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換	・シャシ各部への給油脂 ・油脂液類の補充（交換は否）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点火プラグの交換</li> <li>・ エア・クリーナ・エレメントの交換</li> <li>・ 燃料フィルターの交換</li> <li>・ ディストリビュータ・キャップの交換</li> <li>・ バルブ、ヒューズの交換</li> <li>・ ワイパー・ブレード、ゴムの交換</li> <li>・ タイヤの交換（位置交換など）</li> <li>・ タイヤの空気圧の調整</li> </ul>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 車両置場

屋内、屋外を問わないが、販売のための車、下取車等の置場は含まない。特にディーラー工場、自家工場にあっては販売のため置場、車庫との区画を平面図に明確に記入すること。

(5) 通路

通路は、主に整備する自動車は十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の面積には含まない。

ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合にあつては作業場等の面積に含めて差し支えない。

(6) 作業場等の配置

各作業場（検査場等（電子制御装置点検整備作業場を除く。）を含む。）は原則として整備中の自動車が路上を移動することがない（当該自動車の車輪が道路上を通過しない）よう配置されていること。

ただし、完成検査場、車両置場については、やむをえない場合に限り、検査設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない。なお、この場合、特定整備を完了した当該自動車が道路上を運行するときは、特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにすること。

4 整備完了車のできばえ

(1) 車検成績

法第 62 条に規定する継続検査等の実績における月平均の持込台数（持込総数／期間（月））は、原則として下表のいずれかの期間に示す台数以上であり、かつ、再検査台数は、持込総数の 3% 以下であること。

なお、現に指定自動車整備事業を営んでいる者（当該事業者が事業者又は役員になっている自動車特定整備事業、優良自動車整備事業及び指定自動車整備事業において、文書警告以上の行政処分等を申請日以前の 3 年間にわたり受けたことがない者に限る。）が、新たに指定自動車整備事業の申請を行う場合であつて、当該申請に係る事業場の設備、技術及び管理組織が現に営んでいる事業場における設備、技術及び管理組織と同等と判断できるときは、再検査車両が含まれない限り、次表右欄の月平均の持込台数の数値を、3分の2を乗じた数（小数点以下切

り上げ) にそれぞれ読み替えることができるものとする。

期 間	月平均の持込台数
最近2ヵ月	30台 以上
〃 3ヵ月	20台 〃
〃 4ヵ月	15台 〃
〃 5ヵ月	12台 〃
〃 6ヵ月	10台 〃

別紙3の3 適合証綴配布台帳（元帳） 振興会用

日 付	受 入			支 出			残			備 考	取扱者 印	
	綴 数	綴番号		綴 数	綴番号		綴 数	綴番号				
		自	至		自	至		自	至			
12	15	1,000	1~1000							全官報より		
12	16				10	1~10		900	11~1000		〇〇指定工場へ	
〃	〃				15	11~25		975	26~ 〃		〃	

別紙3の4 適合証綴配布台帳（仕分帳）振興会用（指定整備工場ごととする）

事業者及び 事業場の名称					指定番号											
日	付	綴	綴番号		備	考	受者 領印	日	付	綴	数	綴番号		備	考	受者 領印
			自	至								自	至			
12	16	10	1	10												
2	1	20	101	120												
3	1	30	601	630												

別紙3の5 適合証綴授受出納簿 指定整備工場用

事業者及び 事業場の名称					指定番号				
日付	受入		使用			残 綴 数	備 考	取扱者印	
	綴 数	綴 番号	綴 番号	適合証 交付書損	標 章 交 付			振 興 会	工 場
	自	至							
12 16	15	11 25							
2 1			11	49 1	40	14			
3 1			12	48 2	45	13			



別紙3の6 【電子適合証用】適合標章綴配布台帳（元帳）振興会用

日 付	受 入			支 出			残			備 考	取扱者 印	
	綴 数	綴番号		綴 数	綴番号		綴 数	綴番号				
		自	至		自	至		自	至			
12	15	1,000	1~1000							全官報より		
12	16				10	1~10		900	11~1000		〇〇指定工場へ	
〃	〃				15	11~25		975	26~ 〃		〃	

別紙3の7 【電子適合証用】適合標章綴配布台帳（仕分帳）振興会用（指定整備工場ごととする）

事業者及び 事業場の名称					指定番号								
日	付	綴 数	綴番号		備 考	受者 領印	日	付	綴 数	綴番号		備 考	受者 領印
			自	至						自	至		
12	16	10	1	10									
2	1	20	101	120									
3	1	30	601	630									

別紙3の8 【電子適合証用】適合標章綴授受出納簿 指定整備工場用

事業者及び 事業場の名称					指定番号						
日	付	受 入		使 用			残 綴 数	備 考	取扱者印		
		綴 数	綴 番 号	綴 番 号	適合標章				振 興 会	工 場	
			自	至	綴 番 号	交 付	印 刷 不 良 等				
12	16	15	11	25							
2	1				11	49	1	14			
3	1				12	48	2	13			

(11)「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部正について

国自整第1号の2  
令和2年4月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知しましたので、お知らせします。

別添

国 自 整 第 1 号  
令 和 2 年 4 月 1 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

標記通達について、今般、別紙新旧対照表のとおり改正したので、本取扱いにより適切に処理されたい。

なお、関係団体あて別添のとおり通知したので申し添える。

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」(平成18年3月2日付け国自整第127号)の一部改正について  
新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>国自整第127号 平成18年3月2日 国自整第1号 最終改正 令和2年4月1日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長</p> <p>「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて</p> <p>自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」(平成18年3月2日付け国自整第126号) (以下「処分基準通達」という。)において示され、平成18年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。</p> <p>1～6 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (令和2年4月1日付け国自整第1号)</p>	<p>国自整第127号 平成18年3月2日 国自整第430号 最終改正 平成28年3月28日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長</p> <p>「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて</p> <p>自動車分解整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」(平成18年3月2日付け国自整第126号) (以下「処分基準通達」という。)において示され、平成18年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。</p> <p>1～6 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (新設)</p>

新	旧
<p>1. この通達は、令和2年4月1日以降に行われた違反行為に適用する。ただし、別表1中、違反条項欄「則第62の2の2条1-10」中の備考欄の「不正改造の実施を依頼等した場合又はペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合」及び違反条項欄「法第94条の5」に掲げる処分については、令和2年7月1日以降に行われた違反行為に適用する。</p> <p>2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。</p> <p>別添1 (認証の停止命令の例) (略) 自動車特定整備事業の停止命令書 (略)</p> <p>貴〇の経営する自動車特定整備事業について、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したもので、同法第93条の規定に基づき、下記のとおり、自動車特定整備事業の停止を命ずる。</p> <p>また、このような行為は自動車特定整備事業の業務の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善することにも、違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。</p> <p>なお、改善が図られない場合には、自動車特定整備事業の認証の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。</p> <p>記 1.・2. (略) 3. 停止期間     (元号)〇〇年〇〇月〇〇日から     (元号)〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間  (元号)〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、書面で国土交通大臣にこ</p>	<p>別添1 (認証の停止命令の例) (略) 自動車分解整備事業の停止命令書 (略)</p> <p>貴〇の経営する自動車分解整備事業について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したもので、同法第93条の規定に基づき自動車分解整備事業の停止を命ずる。</p> <p>また、このような行為は自動車分解整備事業の業務の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善することにも、貴〇のとった具体的改善措置を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。</p> <p>なお、改善が図られない場合には、自動車分解整備事業の認証の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。</p> <p>記 1.・2. (略) 3. 停止期間     平成〇〇年〇〇月〇〇日から     平成〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間  平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審</p>

新	旧
<p>対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>
<p>別添2（認証の取消の例） （略） 自動車特定整備事業の認証の取消通知書 （略）</p> <p>貴〇の経営する自動車特定整備事業について、<u>（元号）〇〇年〇〇月〇〇日</u>に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条の規定に基づき、<u>下記のとおり</u>、自動車特定整備事業の認証を取り消すこととしたので通知する。</p>	<p>別添2（認証の取消の例） （略） 自動車分解整備事業の認証の取消通知書 （略）</p> <p>〇の経営する自動車分解整備事業について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条の規定に基づき自動車分解整備事業の認証を取り消すこととしたので通知する。</p>
<p>記 1.・2.（略） 3. 取り消し日 <u>（元号）〇〇年〇〇月〇〇日</u>から（一週間後を目処に記入） <u>（元号）〇〇年〇〇月〇〇日</u> 〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p>	<p>記 1.・2.（略） 3. 取り消し日 平成〇〇年〇〇月〇〇日から（一週間後を目処に記入） 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p>
<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づ</p>	<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づ</p>



き国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

別添3（認証の警告書の例）

〇〇第 〇〇〇号  
 （元号）年 月 日

（略）

警 告 書

貴〇の経営する自動車特定整備事業について、（元号）〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ、下記のとおり、道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。

このような行為は、自動車特定整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。

また、違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、（元号）〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局長あて文書により報告されたい。（局長警告であつても報告は支局長まで）

なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

1.・2. （略）

この処分（報告徴収の部分に限る。以下同じ。）に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

き国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

別添3（認証の警告書の例）

〇〇第 〇〇〇号  
 平成 年 月 日

（略）

警 告 書

貴〇の経営する自動車分解整備事業について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ、道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。

このような行為は、自動車分解整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。

また、この警告に基づく事業の改善の具体的措置を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局長あて文書により報告されたい。（局長警告であつても報告は支局長まで）

なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

1.・2. （略）

（新設）

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

別添4（改善命令書の例）

（略）  
改 善 命 令 書  
（略）

貴〇の経営する自動車特定整備事業について、（元号）〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ、下記のとおりに、事業場の設備及び従業員が自動車特定整備事業の認証の基準に適合していない事実及び業務の運営に関する事項を遵守していない事実（違反内容にあった内容とする）が認められたことから、改善のために必要な報告を求めたところであるが、未だ改善されていない。

よって、道路運送車両法第92条に基づき、改善措置を講ずることを命ずる。  
また、この命令に基づく事業の改善の具体的措置を（元号）〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。（支局長にあっては、当支局あて）

なお、改善が図られない場合には、認証の取り消しを行うこととなるので念のため申し添える。

記

1.・2. （略）

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局（支局）長 〇〇 〇〇 印

この処分（報告徴収の部分に限る。以下同じ。）に不服があるときは、行政不服審査

別添4（改善命令書の例）

（略）  
改 善 命 令 書  
（略）

貴〇の経営する自動車分解整備事業について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ、事業場の設備及び従業員が自動車分解整備事業の認証の基準に適合していない事実及び業務の運営に関する事項を遵守していない事実（違反内容にあった内容とする）が認められたことから、改善のために必要な報告を求めたところであるが、今だ改善されていない。

よって、道路運送車両法第92条に基づき、下記のとおりに改善措置を講ずることを命ずる。

また、この命令に基づく事業の改善の具体的措置を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい（支局長にあっては、当支局あて）

なお、改善が図られない場合には、認証の取り消しを行うこととなるので念のため申し添える。

記

1.・2. （略）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局（支局）長 〇〇 〇〇 印

（新設）

査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。  
 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

別添5 (保安基準適合証及び保安基準適合標準並びに限定保安基準適合証の交付の停止の例)

(略)

保安基準適合証、保安基準適合標準及び限定保安基準適合証の交付停止命令書

(略)

貴〇の経営する指定自動車整備事業について、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項の規定に基づき、上記のとおり、保安基準適合証、保安基準適合標準及び限定保安基準適合証の交付の停止を命ずる。

また、このような行為は指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように改善するとともに、違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。

なお、改善が図られない場合には、指定の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

1.・2. (略)

3. 停止期間

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日から

別添5 (保安基準適合証及び保安基準適合標準並びに限定保安基準適合証の交付の停止の例)

(略)

保安基準適合証、保安基準適合標準及び限定保安基準適合証の交付停止命令書

(略)

貴〇の経営する指定自動車整備事業について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項の規定に基づき、保安基準適合証、保安基準適合標準及び限定保安基準適合証の交付の停止を命ずる。

また、このような行為は指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように改善するとともに、貴〇のとつた具体的改善措置を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。

なお、改善が図られない場合には、指定の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

1.・2. (略)

3. 停止期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日から

新	旧
<p>_(元号)_〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間</p> <p>〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p>	<p>平成〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間</p> <p>〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p>
<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、<u>書面</u>で国土交通大臣に対し審査請求をすることができ、この処分があった日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、<u>書面</u>で国土交通大臣に対し審査請求をすることができ、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>
<p>別添6（指定の取消の例） （略）</p> <p>指定自動車整備事業の指定の取消通知書 （略）</p>	<p>別添6（指定の取消の例） （略）</p> <p>指定自動車整備事業の指定の取消通知書 （略）</p>
<p>貴〇の経営する指定自動車整備事業について、_(元号)_〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したため、同法第94条の8第1項の規定に基づき、下記のとおり、指定自動車整備事業の指定を取り消すこととしたので通知する。</p>	<p>貴〇の経営する指定自動車整備事業について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したため、同法第94条の8第1項の規定に基づき指定自動車整備事業の指定を取り消すこととしたので通知する。</p>
<p>記</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 取り消し日 _(元号)_〇〇年〇〇月〇〇日から（一週間後を目処に記入）</p>	<p>記</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 取り消し日 平成〇〇年〇〇月〇〇日から（一週間後を目処に記入）</p>
<p>_(元号)_〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、<u>書面</u>で国土交通大臣に</p>	<p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、<u>書面</u>で国土交通大臣に</p>

新	旧
<p>対し審査請求をすることができず。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求め訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>査請求をすることができず。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求め訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>
<p>別添7（指定の警告書の例）</p> <p>〇〇第 〇〇〇号 （元号） 年 月 日 （略） 警 告 書</p>	<p>別添7（指定の警告書の例）</p> <p>〇〇第 〇〇〇号 平成 年 月 日 （略） 警 告 書</p>
<p>貴〇の経営する指定自動車整備事業について、<u>（元号）〇〇年〇〇月〇〇日</u>に監査を実施したところ、<u>道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。</u></p> <p>このような行為は、指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう嚴重に警告する。</p> <p>また、<u>違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、（元号）〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局長あて文書により報告されたい。</u>（局長警告であっても報告は支局長まで）</p> <p>なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。</p> <p>1.・2. （略）</p> <p>記</p>	<p>貴〇の経営する指定自動車整備事業について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ、<u>道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。</u></p> <p>このような行為は、指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう嚴重に警告する。</p> <p>また、この警告に基づき<u>事業の改善の具体的措置を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局長あて文書により報告されたい。</u>（局長警告であっても報告は支局長まで）</p> <p>なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。</p> <p>1.・2. （略）</p> <p>記</p>
<p>この処分（報告徴収の部分に限る。以下同じ。）に不服があるときは、<u>行政不服審査</u></p>	<p>（新設）</p>

査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができま  
 したが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したと  
 き、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をす  
 ることができま  
せん。

また、この処分の取消しを求めめる訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づ  
 き国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取  
 消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日  
 から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消  
 しの訴えを提起することはできま  
せん。

別添8（是正命令書の例）

（略）  
 是 正 命 令 書  
 （略）

貴〇の経営する指定自動車整備事業について、（元号）〇〇年〇〇月〇〇日に監査  
 を実施したところ、下記のとおり、事業場の設備、技術及び管理組織（違反内容にあ  
 った内容とする）が国土交通省令で定める基準に適合していない事実が認められたこ  
 とから、改善のために必要な報告を求めたところであるが、未だ改善されてい  
 ない。

よって、道路運送車両法第9 4 条の3に基づき、是正のために必要な措置をとるこ  
 とを命ずる。

また、この命令に基づく事業の改善の具体的措置を（元号）〇〇年〇〇月〇〇日ま  
 でに〇〇運輸支局を經由して当局あて文書により報告されたい。

なお、是正が図られない場合には、指定の取り消しを行うこととなるので念のため  
 申し添える。

記

1.・2.（略）

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局（支局）長 〇〇 〇〇 印

別添8（是正命令書の例）

（略）  
 是 正 命 令 書  
 （略）

貴〇の経営する指定自動車整備事業について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を  
 実施したところ、事業場の設備、技術及び管理組織（違反内容にあった内容とする）が  
 下記のとおりに国土交通省令で定める基準に適合していない事実が認められたことか  
 ら、改善のために必要な報告を求めたところであるが、未だ改善されてい  
 ない。

よって、道路運送車両法第9 4 条の3に基づき、是正のために必要な措置をとるこ  
 とを命ずる。

また、この命令に基づく事業の改善の具体的措置を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに  
 〇〇運輸支局を經由して当局あて文書により報告されたい。

なお、是正が図られない場合には、指定の取り消しを行うこととなるので念のため  
 申し添える。

記

1.・2.（略）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局（支局）長 〇〇 〇〇 印

この処分（報告徴収の部分に限る。以下同じ。）に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができま  
す。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したと  
き、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をす  
ることができません。  
また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づ  
き国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取  
消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日  
から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消  
しの訴えを提起することはできません。

(新設)

別添9（検査員の警告書の例）

○運技整第 〇〇〇〇号  
〔元号〕〇〇年〇〇月〇〇日

(略)  
警 告 書

貴〇の経営する指定自動車整備事業について、〔元号〕〇〇年〇〇月〇〇日に監査  
を実施したところ、下記の自動車検査員の行為が道路運送車両法の規定に違反する事  
実が認められた。

このような行為は、指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、  
直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう厳重に警告す  
る。

なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のた  
め申し添える。

記

1. 警告を行う自動車検査員氏名、教習修了番号及び修了年月日並びに生年月日  
氏名 〇〇 〇〇

別添9（検査員の警告書の例）

○運技整第 〇〇〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

(略)  
警 告 書

貴〇の経営する指定自動車整備事業について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実  
施したところ、自動車検査員の行為が道路運送車両法の規定に違反する事実が認めら  
れた。

このような行為は、指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなるので、  
直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう厳重に警告す  
る。

なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のた  
め申し添える。

記

1. 警告を行う自動車検査員氏名、教習修了番号及び修了年月日並びに生年月日  
氏名 〇〇 〇〇

新	旧
<p>           教習修了番号 ○教第○○○○号            修了年月日 (元号)○○年○○月○○日            生年月日 (元号)○○年○○月○○日            2. (略)         </p> <p>           別添10 (解任命令書の例)            (略)            自動車検査員の解任命令書            (略)         </p> <p>           貴○の経営する指定自動車整備事業の事業場 (指定番号○指第○○○○号) において選任している自動車検査員が、道路運送車両法に違反する事実が判明したので、道路運送車両法第94条の4第4項の規定により、下記の自動車検査員の解任を命ずる。            なお、この命令に違反した場合には、指定の取り消しを行うこととなる。            また、当該自動車検査員として選任するには、道路運送車両法第94条の4第5項の規定により解任の日から2年を経過し、かつ、自動車検査員再教習を修了していることが条件となることを申し添える。         </p> <p>           記            1. 解任を命ずる自動車検査員氏名、教習修了番号及び修了年月日並びに生年月日            氏名 ○○ ○○            教習修了番号 ○教第○○○○号            修了年月日 (元号)○○年○○月○○日            生年月日 (元号)○○年○○月○○日            2. 違反事実            別紙のとおり (別紙 (例) 参照)            3. 解任年月日            (元号)○○年○○月○○日         </p>	<p>           教習修了番号 ○教第○○○○号            修了年月日 平成○○年○○月○○日            生年月日 昭和○○年○○月○○日            2. (略)         </p> <p>           別添10 (解任命令書の例)            (略)            自動車検査員の解任命令書            (略)         </p> <p>           貴○の経営する指定自動車整備事業場 (指定番号○指第○○○○号) に選任している自動車検査員については、上記のとおり道路運送車両法に違反する事実が判明したので、道路運送車両法第94条の4第4項の規定により、自動車検査員の解任を命ずる。            なお、この命令に違反した場合には、指定の取り消しを行うこととなる。            また、記1の者を自動車検査員として選任するには、道路運送車両法第94条の4第5項の規定により解任の日から2年を経過し、かつ、自動車検査員再教習を修了していることが条件となることを申し添える。         </p> <p>           記            1. 解任を命ずる自動車検査員氏名、教習修了番号及び修了年月日並びに生年月日            氏名 ○○ ○○            教習修了番号 ○教第○○○○号            修了年月日 平成○○年○○月○○日            生年月日 昭和○○年○○月○○日            2. 違反事実            別紙のとおり (別紙 (例) 参照)            3. 解任年月日            平成○○年○○月○○日         </p>



新	旧
<p> <u>(元号)〇〇年〇〇月〇〇日</u>            〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印            別添 1 1 (優良認定の警告書の例)            〇運技整第 〇〇〇〇号  <u>(元号)〇〇年〇〇月〇〇日</u>            (略) 警 告 書            貴〇が認定を受けた優良自動車整備事業者について、<u>(元号)〇〇年〇〇月〇〇日</u>に監査を実施したところ、下記のとおりに違反したことを認められた。            このようないかなる行為は、優良自動車整備事業者の認定の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。            また、違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、<u>(元号)〇〇年〇〇月〇〇日</u>までに〇〇運輸支局長あて文書によりに報告されたい。(局長警告であつても支局長まで)            なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。            記            1.・2. (略)         </p>	<p> <u>平成〇〇年〇〇月〇〇日</u>            〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印            別添 1 1 (優良認定の警告書の例)            〇運技整第 〇〇〇〇号  <u>平成〇〇年〇〇月〇〇日</u>            (略) 警 告 書            貴〇の経営する優良自動車整備事業について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ、道路運送車両法の規定に違反する事実が認められた。            このようないかなる行為は、優良自動車整備事業者の健全な発達を阻害することとなるので、直ちに法令の定めるところに従い改善し、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。            また、この警告に基づき事業の改善の具体的措置を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局長あて文書によりに報告されたい。(局長警告であつても支局長まで)            なお、この警告に違反した場合には、更に必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。            記            1.・2. (略)         </p>
<p> <u>この処分(報告徴収の部分に限る。以下同じ。)に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</u>  <u>また、この処分の取消しを求め訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づ</u> </p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>き国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>別添1.2（優良認定の取消の例）            (略)            優良自動車整備事業の認定の取消通知書            (略)</p> <p>貴○が認定を受けた優良自動車整備事業者について、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条第4項の規定に基づき、下記のとおり、優良自動車整備事業者の認定を取り消すこととしたので通知する。</p> <p>記            1.・2. (略)            3. 取り消し日            (元号)〇〇年〇〇月〇〇日から（一週間後を目処に記入）            (元号)〇〇年〇〇月〇〇日            ○〇運輸局長 ○〇 ○〇 印</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。            また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>
<p>き国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>別添1.2（優良認定の取消の例）            (略)            優良自動車整備事業の認定の取消通知書            (略)</p> <p>貴○の経営する優良自動車整備事業について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条第4項の規定に基づき優良自動車整備事業者の認定を取り消すこととしたので通知する。</p> <p>記            1.・2. (略)            3. 取り消し日            平成〇〇年〇〇月〇〇日から（一週間後を目処に記入）            平成〇〇年〇〇月〇〇日            ○〇運輸局長 ○〇 ○〇 印</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。            また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>

旧	新
<p>別添 1 3 (認証の全事業場の停止命令の例) (略)</p> <p>自動車分解整備事業の事業の停止命令書 (略)</p> <p>貴〇の経営する自動車分解整備事業場について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明した第 1 号の規定に基づき認証を取り消すとともに、同法第 9 3 条第 1 項第 3 号の規定に該当することから全事業場の事業停止を命ずる。</p> <p>なお、このような行為は自動車分解整備事業の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、貴〇の<u>とった具体的改善措置を平成〇〇年〇〇月〇〇日まで</u>に〇〇運輸支局を經由して当局あて文書により報告されたい。</p> <p>記</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 停止期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで 5 日間</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p>	<p>別添 1 3 (認証の全事業場の停止命令の例) (略)</p> <p>自動車特定整備事業の事業の停止命令書 (略)</p> <p>貴〇の経営する自動車特定整備事業の事業場について、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ、上記のとおり、道路運送車両法に違反する事実が判明した第 1 号の規定に基づき、記 1 の事業場の認証を取り消すとともに、同法第 9 3 条第 1 項第 3 号の規定に該当することから、記 2 の全事業場の事業停止を命ずる。</p> <p>なお、このような行為は自動車特定整備事業の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、違反事象の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を經由して当局あて文書により報告されたい。</p> <p>記</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 停止期間 (元号)〇〇年〇〇月〇〇日から (元号)〇〇年〇〇月〇〇日まで 5 日間</p> <p>(元号)〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p>
<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の</p>	<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の</p>

新	旧
<p>取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>	<p>取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>
<p>別添14 (保安基準適合証及び保安基準適合目標章並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付の停止の例) (略)</p>	<p>別添14 (保安基準適合証及び保安基準適合目標章並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付の停止の例) (略)</p>
<p>保安基準適合証及び保安基準適合目標章並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付停止命令書 (略)</p>	<p>保安基準適合証及び保安基準適合目標章並びに限定保安基準適合証の全事業場の交付停止命令書 (略)</p>
<p>貴〇の経営する指定自動車整備事業について、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項第1号の規定に基づき、記1の事業場の指定を取り消すとともに、同法第94条の8第1項第4号の規定に該当することから、<u>下記のとおり</u>、全事業場の保安基準適合証及び保安基準適合目標章並びに限定保安基準適合証の交付の停止を命ずる。 なお、このような行為は指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように改善するとともに、<u>違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、(元号)〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を經由して当局あて文書により報告されたい。</u></p>	<p>貴〇の経営する指定自動車整備事業場について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第94条の8第1項第1号の規定に基づき指定を取り消すとともに、同法第94条第8項第1項第4号の規定に該当することから全事業場の保安基準適合証及び保安基準適合目標章並びに限定保安基準適合証の交付の停止を命ずる。 なお、このような行為は指定自動車整備事業の健全な発達を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように改善するとともに、<u>貴〇のとつた具体的改善措置を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を經由して当局あて文書により報告されたい。</u></p>
<p>記 1. ～3. (略) 4. 停止期間     (元号)〇〇年〇〇月〇〇日から     (元号)〇〇年〇〇月〇〇日まで 5日間      (元号)〇〇年〇〇月〇〇日     〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p>	<p>記 1. ～3. (略) 4. 停止期間     平成〇〇年〇〇月〇〇日から     平成〇〇年〇〇月〇〇日まで 5日間      平成〇〇年〇〇月〇〇日     〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印</p>
<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の</p>	<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日か</p>

翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

別紙（例）

違反事実及び「〇〇〇…基準」に基づく違反点数並びに「〇〇〇…基準」に基づく〇〇（事業、保安基準適合証等交付）停止日数、取消し、自動車検査員の解任命令（（元号）〇〇年〇〇月〇〇日に行った監査時における〇〇営業所に係る違反

（（元号）〇〇年〇〇月〇〇日）

表（略）

【加重があった場合の例】

- ・「〇〇〇…基準」（（元号）〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号。）〇（〇）により、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であり、行政処分審査委員会の議を得て、違反点数にかかわらず〇〇の取消しとしたものである。
- ・「〇〇〇…基準」（（元号）〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号。）〇（〇）に定めるところにより、過去1年以内（（元号）〇〇年〇月〇日）に行政処分等を受けたことがある事業場であることから、行政処分等に係る違反合計点数を2倍としたものである。

別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第29条	・車台番号等の不正打刻	・車台番号、原動機の型式の不正打刻	30点／台	1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には60点／台
法第31条	・車台番号	・車台番号、原動機型	10点	1台の自動車の車台番号及

ら起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

別紙（例）

違反事実及び「〇〇〇…基準」に基づく違反点数並びに「〇〇〇…基準」に基づく〇〇（事業、保安基準適合証等交付）停止日数、取消し、自動車検査員の解任命令（（平成）〇〇年〇〇月〇〇日に行った監査時における〇〇営業所に係る違反

（（平成）〇〇年〇〇月〇〇日）

表（略）

【加重があった場合の例】

- ・「〇〇〇…基準」（（平成）〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号。）〇（〇）により、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であり、行政処分審査委員会の議を得て、違反点数にかかわらず〇〇の取消しとしたものである。
- ・「〇〇〇…基準」（（平成）〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号。）〇（〇）に定めるところにより、過去1年以内（（平成）〇〇年〇月〇日）に行政処分等を受けたことがある事業場であることから、行政処分等に係る違反合計点数を2倍としたものである。

別表1 自動車分解整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法29条	・車台番号等の不正打刻	・車台番号、原動機の型式の不正打刻	30点／台	1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には60点／台
法31条	・車台番号	・車台番号、原動機型	10点	1台の自動車の車台番号及

新		旧	
法第78条-1項	<p>式の塗まつ、切り接ぎ等</p> <p>・事業場(場所)違反</p> <p>・<u>認証を受けた作業場以外で特定整備を実施</u></p>	<p>式の塗まつ、切り接ぎ等</p> <p>・<u>認証を受けた作業場以外で分解整備を実施</u></p>	<p>ひ原動機の型式の双方を行った場合には20点/台</p> <p>故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30点/台</p> <p>(新設)</p>
法第79条	<p>虚偽の認証申請</p>	<p>虚偽の認証申請</p>	取消
法第81条-1項	<p>変更の未届出</p> <p>・<u>廃止の未届出</u></p>	<p>変更の未届出</p> <p>・<u>廃止の未届出</u></p>	<p>注1-1</p> <p>3点</p> <p>取消</p> <p>取消</p>
法第82条-2項	<p>相続等の未届出</p>	<p>相続等の未届出</p>	3点
法第83条-2項	<p>譲渡の未届出</p>	<p>譲渡の未届出</p>	3点
法第89条	<p>標識の掲示違反</p>	<p>標識の掲示違反</p>	3点
法第90条	<p>特定整備作業不適切</p>	<p>分解整備に係る部分が保安基準に不適合</p> <p>・<u>特定整備作業に重大な瑕疵があった</u></p>	<p>事故を惹起した場合には30点/台</p> <p>事故を惹起した場合には30点/台</p>
法第91条-1項	<p>特定整備</p>	<p>分解整備</p>	<p>不正改造状態の場合は10点</p> <p>不正改造状態の場合は10点</p>

新				旧				
項	記録簿の 備付け・記 載違反	偽記載 ②特定整備記録簿の記 載なし ③特定整備記録簿の一 部記載漏れ、記載誤り ④特定整備記録簿を備 え付けていない ・使用者へ特定整備記 録簿の写しを交付して いない	注1-2 3点 1点 3点 3点	注1-2	記録簿の 備付け・記 載違反	偽記載 ②分解整備記録簿の記 載なし ③分解整備記録簿の一 部記載漏れ、記載誤り ④分解整備記録簿を備 え付けていない ・使用者へ分解整備記 録簿の写しを交付して いない ・分解整備 記録簿の 交付義務 違反	注1-2 3点 1点 3点 3点	注1-2
-2項	・特定整備 記録簿の 交付義務 違反		3点	注1-2			3点	注1-2
-3項	・特定整備 記録簿の 保存義務 違反	・特定整備記録簿を2 年間保存していない	3点	不正改造状態の場合は10点 注1-2			3点	不正改造状態の場合は10点 注1-2
法第91条の2 [則第57条]	・設備、従 業員の基 準不適合	①設備が認証基準の要 件を満たしていない	6点	① 次に掲げる作業を含む ・電子制御装置点検整備作 業場の共用設備の管理体 制の不備（管理者、距離、 能力、契約及び車両置場の 附置） ・離れた作業場の保守管理 不備			6点	(新設)
法第91条の3 [則第62の2 の2条1-1]	・料金表の 掲示違反	①料金表を掲示せず又 は内容が不適切 ②料金表を見易い位置 に掲示していない ①整備内容及び必要性 を説明していない	3点 1点 3点				3点 1点 3点	
[則第62の2	・概算見積 書の未交		3点				3点	

新		旧	
の2条1-2]	②概算見積書の未交付	3点	②概算見積書の未交付
	付等		付等
	・点検整備 料金の過 剩請求	6点	・点検整備 料金の過 剩請求
[則第62の2 の2条1-3]	・不正改造	15点 ／台	・不正改造
[則第62の2 の2条1-4]	・不正改造を実施	5 台以上は取消し	・不正改造を実施
法第99条の2			
法第91条の3	①整備技術情報に基づ く必要な電子制御装置 整備の未実施	5点	①電子制御装置点検整備作 業場外でエーミング作業を 行うことができる条件の違 反を含む。
[則第62の2 の2条1-5]	②整備技術情報を入手 できる体制にない	5点	
法第91条の3	①エーミング作業の未 実施	6点	(新設)
[則第62の2 の2条1-6]	②エーミング作業に必 要な措置が講じられて いない	6点	
法第91条の3	①整備主任者がいない	6点	①整備主任者がいない
[則第62の2 の2条1-7]	②整備主任者が他の事 業場を兼務	6点	②整備主任者が他の事 業場を兼務
	③整備主任者の特定整 備等に関する統括管理 不備	3点	③整備主任者の分解整 備等に関する統括管理 不備
[則第62の2 の2条1-8]	・整備主任 者研修の 未受講	3点	・整備主任者研修の未 受講



新		旧	
[則第62の2の2条1-9]	<p>・フロン類放出違反</p> <p>・フロン類放出禁止違反</p>	<p>・フロン類放出違反</p> <p>・フロン類放出禁止違反</p>	3点
[則第62の2の2条1-10]	<p>・違反行為の要求、依頼等</p> <p>・違反行為の要求、依頼等</p> <p>・次に掲げるものを含む。  <u>・構内外注の契約等が交わされていない</u>  <u>・認証を受けていない事業</u>  <u>者に対する特定整備の外注</u>            ・不正改造の実施を依頼等した場合又はペーパー車検若しくは不正改造状態で依頼等した場合には15点以上は取消し</p>	<p>・違反行為の要求、依頼等</p> <p>・違反行為の要求、依頼等</p> <p>・不正改造の実施を依頼等した場合には15点以上は取消し</p> <p>・不正改造の実施を依頼等した場合には15点以上は取消し</p> <p>・不正改造の実施を依頼等した場合には15点以上は取消し</p>	6点
[則第62の2の2条-2項]	<p>・整備主任者の未届出、変更未届出</p> <p>①整備主任者の届出、変更届出未提出</p> <p>②虚偽の届出、変更届出</p>	<p>・整備主任者の未届出、変更未届出</p> <p>①整備主任者の届出、変更届出未提出</p> <p>②虚偽の届出、変更届出</p>	3点 10点
法第92条	<p>・改善命令違反</p> <p>・改善命令違反</p>	<p>・改善命令違反</p> <p>・改善命令違反</p>	取消
法第93条-1号	<p>・事業の停止命令違反</p> <p>・事業の停止命令違反</p>	<p>・事業の停止命令違反</p> <p>・事業の停止命令違反</p>	取消
-2号	<p>・業務の範囲の限定違反</p> <p>①対象とする自動車の種類以外を特定整備</p> <p>②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を特定整備</p>	<p>・業務の範囲の限定違反</p> <p>①対象とする自動車の種類以外を分解整備</p> <p>②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を分解整備</p>	5点 5点
	<p>・認証条件違反</p> <p>・認証条件違反</p>	<p>・認証条件違反</p> <p>・認証条件違反</p>	5点

新		旧	
-3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欠格事項</li> <li>・法第80条第1項第2号イ、ハ又はニに該当(但し、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当した場合を除く。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欠格事項</li> <li>・法第80条第1項第2号イ、ハ又はニに該当(但し、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当した場合を除く。)</li> </ul>	取消
法第94条の5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適合証等の不正交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適合証等の不正交付</li> </ul>	10点 ／台
法第100条-1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告違反等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告違反等</li> </ul>	30点
法第100条-2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査の拒否等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査の拒否等</li> </ul>	30点
<p>5台以上は取消し保安基準適合証を交付し車検手続きを行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。 ただし、現車提示の必要な車両には適用しない。</p>		<p>車検手続きを行った指定整備工場の分解除備事業に適用する。 ただし、現車提示の必要な車両には適用しない。</p>	

注 (略)

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第94条の2	(略)	(略)	(略)	(略)
-1項	(略)	(略)	(略)	(略)
-3項	(略)	(略)	(略)	(略)

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第94条の2	(略)	(略)	(略)	(略)
-1項	(略)	(略)	(略)	(略)
-3項	(略)	(略)	(略)	(略)

新				旧			
[指定規則第3条]	(略)	(略)	(略)	[指定規則3条]	(略)	(略)	(略)
法第94条の3-1項[優良規則第5条及び第6条]	(略)	(略)	(略)	法94条の3-1項[優良規則第5条及び第6条]	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[指定規則第2条]	(略)	(略)	(略)	[指定規則2条]	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条の4	(略)	(略)	(略)	法94条の4	(略)	(略)	(略)
-1項	(略)	(略)	(略)	-1項	(略)	(略)	(略)
[指定規則第4条]	(略)	(略)	(略)	[指定規則4条]	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[指定規則第4条の2	(略)	(略)	(略)	[指定規則4条の2	(略)	(略)	(略)
-1項	(略)	(略)	(略)	-1項	(略)	(略)	(略)
-2項	(略)	(略)	(略)	-2項	(略)	(略)	(略)
-3項	(略)	(略)	(略)	-3項	(略)	(略)	(略)
[指定規則第5条	(略)	(略)	(略)	[指定規則5条	(略)	(略)	(略)
-3項]	(略)	(略)	(略)	-3項]	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条の5	①検査員の証明を虚偽の記載(法第94条の5第2項に基づき電磁的方法により登録情報処理機関に提供することを含む。この	45点	記載誤りは3点(電磁的方法による提供を除く。)	法94条の5	①検査員の証明を虚偽記載した	45点	記載誤りは3点
-1項	付	/台		-1項	付	/台	
(記載・証明不適切)				(記載・証明不適切)			

新		旧	
項において「電磁的方 法による提供」という 。した			
②適合証の検査年月 日、交付年月日を虚偽 の記載し、適合証を交 付した	30点 ／台	記載誤りは3点（電磁的方 法による提供を除く。）	記載誤りは3点
③検査員の証明がな い（選任されていない 検査員資格者に証明 させた場合を含む）の 適合証を交付した	20点 ／台		20点 ／台
(略)	(略)	(略)	(略)
(点検・整 備・検査不 適切)	10点 ／台	電子制御装置整備の一部 作業の外注違反を含む。 注2-1 注2-5	注2-1 注2-5
④～⑥ (略)	(略)		
(略)	(略)		(略)
法第94条の 5の2	(略)		(略)
-1項	(略)		
・限定適合 証の不正 交付 (記載・証 明不適切)	10点 ／台	電子制御装置整備の一部 作業の外注違反を含む。 注2-1 注2-5	注2-1 注2-5
(略)	(略)		(略)
法第94条の 6	(略)		(略)
-1項	(略)		
	(略)		(略)

新		旧			
-1項 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条の8 8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-1項 -1号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条の9 9	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条の10 10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[指定規則 第7条 -2項]	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[指定規則 第12条 -1 項]	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[指定規則 第12条 -2項]	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[指定規則 第14条]	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第99条の2 2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第100条 -1項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

表1・表2 (略)

表1・表2 (略)

新						旧					
別表3 優良自動車整備事業に係る違反点数						別表3 優良自動車整備事業に係る違反点数					
違反 条項	違反事 項	具体的違反事例	違反 点数	備 考		違反 条項	違反事 項	具体的違反事例	違反 点数	備 考	
法第31条	(略)	(略)	(略)	(略)		法31条	(略)	(略)	(略)	(略)	
法第94条 -1項	(略)	(略)	(略)	(略)		法94条-1項	(略)	(略)	(略)	(略)	
-2項	(略)	(略)	(略)	(略)		-2項	(略)	(略)	(略)	(略)	
[優良規則 第8条]						[優良規則 8条]					
法第94条 -4項	(略)	(略)	(略)	(略)		法94条 -4項	(略)	(略)	(略)	(略)	
[優良規則第 5条及び第6 条]						[優良規則5 条及び6条]					
-1号	(略)	(略)	(略)	(略)		-1号	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
[優良規則 第7条 -1号]	(略)	(略)	(略)	(略)		[優良規則 7条 -1号]	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
法第94条 -5項	(略)	(略)	(略)	(略)		法94条 -5項	(略)	(略)	(略)	(略)	
[優良規則 第9条]						[優良規則 9条]					
法第99条の2	(略)	(略)	(略)	(略)		法99条の2	(略)	(略)	(略)	(略)	
法第100条 -1項	(略)	(略)	(略)	(略)		法100条 -1項	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

注(略)

注(略)

(12) 優良自動車整備事業者の認定の取扱いに係る関係通達の改正について

国自整第2号の2  
令和2年4月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

優良自動車整備事業者の認定の取扱いに係る関係通達の改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

別添

国自整第2号  
令和2年4月1日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

優良自動車整備事業者の認定の取扱いに係る関係通達の改正について

標記について、今般、下記通達を別紙新旧対照表のとおり改正したので、今後は本取扱いにより適切に処理されたい。

なお、関係団体あて別添のとおり通知したので申し添える。

#### 記

1. 優良自動車整備事業者の一種整備工場及び二種整備工場の認定の取扱等について（平成7年3月27日付け自整第68号）
2. 優良自動車整備事業者の特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））の認定の取扱等について（平成7年3月27日付け自整第75号）
3. 優良自動車整備事業者の特殊整備工場（電気装置整備作業）の認定の取扱等について（平成7年3月27日付け自整第76号）
4. 優良自動車整備事業者の特殊整備工場（タイヤ整備作業）の認定の取扱等について（平成7年3月27日付け自整第77号）



「優良自動車整備事業者の一種整備工場及び二種整備工場の認定の取扱等について」（平成7年3月27日付け自整第68号）の一部改正について  
新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>国自整第68号 平成7年3月27日 国自整第2号 最終改正 令和2年4月1日</p> <p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長</p> <p>優良自動車整備事業者の一種整備工場及び二種整備工場の認定の取扱等について</p> <p>本文 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>1-1 自動車特定整備事業者の認証の種類、認証年月日を記載した書面 1-2～1-10 (略)</p> <p>2. 優良自動車整備事業者認定の基準の解釈について [要員関係] 2-1～2-2 (略) 2-3 工具 常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシ工、エンジン工、 検査工（指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含 む。）、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工並びに板金工、電 装工等のうち、電子制御装置整備に従事する者とする。 ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負ってい</p>	<p>国自整第68号 平成7年3月27日 国自整第74号 最終改正 平成19年7月31日</p> <p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車交通局技術安全部整備課長</p> <p>優良自動車整備事業者の一種整備工場及び二種整備工場の認定の取扱等について</p> <p>本文 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>1-1 自動車分整備事業者の認証の種類、認証年月日を記載した書面 1-2～1-10 (略)</p> <p>2. 優良自動車整備事業者認定の基準の解釈について [要員関係] 2-1～2-2 (略) 2-3 工具 常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシ工、エンジン工、 検査工（指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含 む。）、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工とする。 ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負ってい る者、工具係、部品係、資材係は含まない。</p>

旧	新								
<p>なお、同一の指定整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する事業場のうち1事業場に限り当該兼任自動車検査員を工員の数に含めることができることとする。ただし、当該取扱いに係る工員は1事業場内1名に限る。</p> <p>2-4 (略)</p> <p>2-5 検査工</p> <p>検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。</p> <table border="1" data-bbox="523 145 699 1041"> <tr> <td>点検するために不可欠な作業</td> <td>・「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成7年運輸省告示第342号)に例示してある点検作業の範囲</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2-6・2-7 (略)</p> <p>〔作業場等〕</p> <p>2-8 屋内現車作業場</p> <p>ア 点検及び整備を行うための作業場であって、床面は舗装されていること。</p> <p>イ 検査機器を用いて行う検査(音響計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータにより行う検査を除く。)以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。</p> <p>2-9 (略)</p> <p>2-10 完成検査場</p> <p>ア 屋内であって、完成検査を行う十分な面積を有し、床面は水平に舗装されていること。</p> <p>イ 検査実施時に、一時的に自動車の一部が通路に出ても差し支えない。</p> <p>ウ 検査機器を設置した場所は通路として認めない。</p> <p>エ 検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に伴う軽微な調整作業を完成検査場で行うことは差し支えない。</p> <p>また、2-13のただし書きに該当する完成検査場以外の場合は、次に</p>	点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成7年運輸省告示第342号)に例示してある点検作業の範囲	(略)	(略)	<p>る者、工具係、部品係、資材係は含まない。</p> <p>なお、同一の指定整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する事業場のうち1事業場に限り当該兼任自動車検査員を工員の数に含めることができることとする。ただし、当該取扱いに係る工員は1事業場内1名に限る。</p> <p>2-4 (略)</p> <p>2-5 検査工</p> <p>検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。</p> <table border="1" data-bbox="523 1142 699 2049"> <tr> <td>点検するために不可欠な作業</td> <td>・「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成19年国土交通省告示第317号)に例示してある点検作業の範囲</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2-6・2-7 (略)</p> <p>〔作業場等〕</p> <p>2-8 屋内現車作業場及び電子制御装置点検整備作業場</p> <p>ア 点検及び整備を行うための作業場であって、床面は舗装されていること。</p> <p>イ 検査機器を用いて行う検査(音響計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータにより行う検査を除く。)以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。</p> <p>2-9 (略)</p> <p>2-10 完成検査場</p> <p>ア 屋内であって、完成検査を行う十分な面積を有し、床面は水平に舗装されていること。</p> <p>イ 検査実施時に、一時的に自動車の一部が通路に出ても差し支えない。</p> <p>ウ 検査機器を設置した場所は通路として認めない。</p> <p>エ 検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に伴う軽微な調整作業並びに電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業以外を完成検査場で行うことは差し支えない。</p>	点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成19年国土交通省告示第317号)に例示してある点検作業の範囲	(略)	(略)
点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成7年運輸省告示第342号)に例示してある点検作業の範囲								
(略)	(略)								
点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成19年国土交通省告示第317号)に例示してある点検作業の範囲								
(略)	(略)								

新

また、2-1-3のただし書きに該当する完成検査場以外の場合は、次に掲げる作業を完成検査場で行うことも差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成19年運輸省告示第317号)に例示してある点検作業の範囲
(略)	(略)

2-11・2-12 (略)

2-13 作業場等の配置

各作業場(検査場等(電子制御装置点検整備作業場を除く。))を含む。)は、原則として整備中の自動車が道路上を移動することがない(当該自動車の車輪が道路上を通過しない)よう配置されていること。

ただし、完成検査場、車両置場については、やむをえない場合に限り、検査設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能なら距離にあれば差し支えない。

なお、この場合、特定整備を完了した当該自動車が道路上を運行するときには、特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにすること。

[整備完了車のできばえ]

2-14 道路運送車両法第62条に規定する継続検査等の成績

月平均の持込台数(持込総数/期間(月))は、原則として下表のいずれかの期間に示す台数以上であり、かつ、再検査台数は、持込総数の3%以下であること。

表(略)

附則 (令和2年4月1日 国自整第2号)

本改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

旧

掲げる作業を完成検査場で行うことも差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成17年運輸省告示第342号)に例示してある点検作業の範囲
(略)	(略)

2-11・2-12 (略)

2-13 作業場等の配置

各作業場(検査場等を含む。)は、原則として整備中の自動車が道路上を移動することがない(当該自動車の車輪が道路上を通過しない)よう配置されていること。

ただし、完成検査場、車両置場については、やむをえない場合に限り、検査設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能なら距離にあれば差し支えない。

なお、この場合、分解整備を完了した当該自動車が道路上を運行するときには、分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにすること。

[整備完了車のできばえ]

2-14 自動車検査の成績

月平均の持込台数(持込総数/期間(月))は、原則として下表のいずれかの期間に示す台数以上であり、かつ、再検査台数は、持込総数の3%以下であること。

表(略)

(新設)

「優良自動車整備事業者の特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））の認定の取扱等について」（平成7年3月27日付け自整第75号）の  
一部改正について 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>国自整第75号 平成7年3月27日 国自整第2号 令和2年4月1日 最終改正</p> <p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長</p> <p>優良自動車整備事業者の特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））の認定の取扱等について</p> <p>本文（略）</p> <p>1.（略）</p> <p>1-1 事業者（法人または個人企業）及び事業場の沿革を記載した書面 なお、自動車特定整備事業の認証（以下「認証」という。）を取得している場合は、認証の種類、認証年月日及び認証番号、指定自動車整備事業の指定（以下「指定」という。）を取得している場合は、指定番号、他の種類の認定を取得している場合は、認定の種類、認定年月日及び認定番号を記載すること。</p> <p>1-2～1-8（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>2-7（略） 〔作業場等〕</p> <p>2-8 屋内現車作業場及び電子制御装置点検整備作業場</p>	<p>国自整第75号 平成7年3月27日 国自整第26号 最終改正 平成20年5月15日</p> <p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車交通局技術安全整備課長</p> <p>優良自動車整備事業者の特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））の認定の取扱等について</p> <p>本文（略）</p> <p>1.（略）</p> <p>1-1 事業者（法人または個人企業）及び事業場の沿革を記載した書面 なお、自動車分解整備事業の認証（以下「認証」という。）を取得している場合は、認証の種類、認証年月日及び認証番号、指定自動車整備事業の指定（以下「指定」という。）を取得している場合は、指定番号、他の種類の認定を取得している場合は、認定の種類、認定年月日及び認定番号を記載すること。</p> <p>1-2～1-8（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>2-7（略） 〔作業場等〕</p> <p>2-8 屋内現車作業場</p>

新	旧
<p>ア 屋内現車作業場にあつては、<u>屋内作業場のうち常時現車の車体整備作業に使用される部分</u>（この部分には1両分の塗装作業場を含んでいること。）とし、<u>屋内現車作業場の床面は舗装されていること。</u></p> <p>イ 屋内作業場のレイアウトにおける1両分の作業場の広さは、主に整備する自動車を検討すること。</p> <p>ウ 天井の高さは、主に整備する自動車の車体整備作業に十分な高さとする。</p> <p>2-9-2-14 (略)</p> <p>2-15 作業場等の配置</p> <p>各作業場（検査場等（電子制御装置点検整備作業場を除く。）を含む。）は原則として整備中の自動車は移動することがない（当該自動車の車輪が道路上を通過しない）よう配置されていること。</p> <p>ただし、車枠矯正装置又は車体修正機が設置されていない完成検査場、洗車場及び車両置場については、やむをえない場合に限り、検査設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない。</p> <p>なお、この場合、特定整備を完了した当該自動車が道路上を運行するときには、<u>特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにすること。</u></p> <p>2-16 (略)</p> <p>〔他の種類の認定等と重複して取得する場合〕</p> <p>2-17 (略)</p> <p>2-18 整備作業等に支障がないと判断される場合には、「<u>自動車整備事業の取扱い及び指導要領</u>」について（依命通達）（令和2年4月1日付け自整第353号）の別紙2の2の「項目」欄に掲げるもの（「種別」欄のB（電子制御装置点検整備作業場を除く。）に掲げるものに限る。）については、他の種類の認定等のものと兼用しても差し支えない。</p> <p>2-19-2-21 (略)</p> <p>附則（令和2年4月1日 国自整第2号） 本改正規定は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>ア 屋内作業場のうち常時現車の車体整備作業に使用される部分（この部分には1両分の塗装作業場を含んでいること。）とし、床面は舗装されていること。 なお、完成検査場及び次項の作業場の面積は、屋内現車作業場に含まない。</p> <p>イ 屋内作業場のレイアウトにおける1両分の作業場の広さは、主に整備する自動車を検討すること。</p> <p>ウ 天井の高さは、主に整備する自動車の車体整備作業に十分な高さとする。</p> <p>2-9-2-14 (略)</p> <p>2-15 作業場等の配置</p> <p>各作業場（検査場等を含む。）は原則として整備中の自動車が道路上を移動することがない（当該自動車が道路上を通過しない）よう配置されていること。</p> <p>ただし、車枠矯正装置又は車体修正機が設置されていない完成検査場、洗車場及び車両置場については、やむをえない場合に限り、検査設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない。</p> <p>なお、この場合、分解整備を完了した当該自動車が道路上を運行するときには、<u>分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにすること。</u></p> <p>2-16 (略)</p> <p>〔他の種類の認定等と重複して取得する場合〕</p> <p>2-17 (略)</p> <p>2-18 整備作業等に支障がないと判断される場合には、「<u>優良自動車整備事業者認定規則</u>」の運用について（依命通達）（昭和42年1月21日付け自整第7号）の第2表の「項目」欄に掲げるもの（「種別」欄のBに掲げるものに限る。）については、他の種類の認定等のものと兼用しても差し支えない。</p> <p>2-19-2-21 (略)</p> <p>(新設)</p>

「優良自動車整備事業者の特殊整備工場（電気装置整備作業）の認定の取扱等について」（平成7年3月27日付け自整第76号）の一部改正について  
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>国自整第76号 平成7年3月27日 国自整第2号 最終改正 令和2年4月1日</p> <p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長</p> <p>優良自動車整備事業者の特殊整備工場（電気装置整備作業）の認定の取扱等について</p> <p>本文（略）</p> <p>1.（略）</p> <p>1-1 事業者（法人又は個人企業）及び事業場の沿革を記載した書面なお、自動車特定整備事業の認証（以下「認証」という。）を取得している場合は、認証の種類、認証年月日及び認証番号、指定自動車整備事業の指定（以下「指定」という。）を取得している場合は、指定番号、他の種類の認定を取得している場合は、認定の種類、認定年月日及び認定番号を記載すること。</p> <p>1-2～1-8（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>2-1～2-14（略）</p> <p>2-15 整備作業等に支障がないと判断される場合には、「<u>自動車整備事業の取扱い及び指導要領</u>」について（依命通達）（令和2年4月1日付け自整第353号）の別紙2の3の「項目」欄に掲げるもの（「種別」欄のB（電子制御装置点検整備</p>	<p>国自整第76号 平成7年3月27日 国自整第26号 最終改正 平成20年5月15日</p> <p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車交通局技術安全整備課長</p> <p>優良自動車整備事業者の特殊整備工場（電気装置整備作業）の認定の取扱等について</p> <p>本文（略）</p> <p>1.（略）</p> <p>1-1 事業者（法人又は個人企業）及び事業場の沿革を記載した書面なお、自動車分解整備事業の認証（以下「認証」という。）を取得している場合は、認証の種類、認証年月日及び認証番号、指定自動車整備事業の指定（以下「指定」という。）を取得している場合は、指定番号、他の種類の認定を取得している場合は、認定の種類、認定年月日及び認定番号を記載すること。</p> <p>1-2～1-8（略）</p> <p>2.（略）</p> <p>2-1～2-14（略）</p> <p>2-15 整備作業等に支障がないと判断される場合には、「<u>優良自動車整備事業者認定規則の運用</u>」について（依命通達）（昭和42年1月21日付け自整第7号）の第3表の「項目」欄に掲げるもの（「種別」欄のBに掲げるものに限る。）に</p>

新	旧
<p>作業場を除く。)に掲げるものに限る。)については、他の種類の認定等のものと兼用しても差し支えない。</p> <p>2-16 (略)</p> <p>附則 (令和2年4月1日 国自整第2号) 本改正規定は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>ついては、他の種類の認定等のものと兼用しても差し支えない。</p> <p>2-16 (略)</p> <p>(新設)</p>

「優良自動車整備事業者の特殊整備工場（タイヤ整備作業）の認定の取扱等について」（平成7年3月27日付け自整第77号）の一部改正について  
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>国自整第76号 平成7年3月27日 国自整第2号 令和2年4月1日 最終改正</p> <p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長</p> <p>優良自動車整備事業者の特殊整備工場（タイヤ整備作業）の認定の取扱等について</p> <p>本文（略） 1.（略） 1-1 事業者（法人又は個人企業）及び事業場の沿革を記載した書面なお、自動車特定整備事業の認証（以下「認証」という。）を取得している場合は、認証の種類、認証年月日及び認証番号、指定自動車整備事業の指定（以下「指定」という。）を取得している場合は、指定番号、他の種類の認定を取得している場合は、認定の種類、認定年月日及び認定番号を記載すること。 1-2～1-8（略） 2.（略） 2-1～2-14（略） 2-15 整備作業等に支障がないと判断される場合には、「<u>自動車整備事業の取扱いはび指要領について（依命通達）</u>」（令和2年4月1日付け自整第353号）の別紙2の5の「項目」欄に掲げるもの（「種別」欄のB（電子制御装置点検整備作業場を除く。）に掲げるものに限る。）については、他の種類の認定等のものとも差し支えない。</p>	<p>国自整第77号 平成7年3月27日 国自整第26号 最終改正 平成20年5月15日</p> <p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車交通局技術安全部整備課長</p> <p>優良自動車整備事業者の特殊整備工場（タイヤ整備作業）の認定の取扱等について</p> <p>本文（略） 1.（略） 1-1 事業者（法人又は個人企業）及び事業場の沿革を記載した書面なお、自動車整備事業の認証（以下「認証」という。）を取得している場合は、認証の種類、認証年月日及び認証番号、指定自動車整備事業の指定（以下「指定」という。）を取得している場合は、指定番号、他の種類の認定を取得している場合は、認定の種類、認定年月日及び認定番号を記載すること。 1-2～1-8（略） 2.（略） 2-1～2-14（略） 2-15 整備作業等に支障がないと判断される場合には、「優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）」（昭和42年1月21日付け自整第7号）の第5表の「項目」欄に掲げるもの（「種別」欄のBに掲げるものに限る。）については、他の種類の認定等のものとも差し支えない。</p>



新	旧
<p>2-16 (略)</p> <p>附則 (令和2年4月1日 国自整第2号)</p> <p><u>本改正規定は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>2-16 (略)</p> <p>(新設)</p>

(13)「道路運送車両法の一部を改正する法律」の施行に伴う自動車整備等関係業務の  
取扱いについて

国自整第5号  
令和2年4月1日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「道路運送車両法の一部を改正する法律」の施行に伴う  
自動車整備等関係業務の取扱いについて

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号。以下「改正法」という。）の本年4月1日の施行に伴い、分解整備の名称が特定整備に改められることとなった。

これに伴う自動車整備等関係業務の取扱いについては、下記によることとしたので、貴管下運輸支局等に対する周知方よろしくお願いしたい。

なお、本取扱いに疑義がある場合には、適宜、本省に連絡されたい。

記

1. 発出済の文書の取扱いについては、改正法の施行前に国土交通省自動車局の各職により発出された通知その他の文書であって、改正法の施行に伴い形式的な改正が必要となるもののうち、本年4月1日までに特に改正を行わないものにあつては、「分解整備」とあるのは「特定整備」に読み替えて適用する。
2. 上記1.のほか、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第6号）等による条項の繰下げ等が生じた箇所については、当該改正後の条項に読み替えて適用する。

(例)

(読替前)

道路運送車両法施行規則第57条第6号

(読替後)

道路運送車両法施行規則第57条第8号

(14)道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第6号)  
の経過措置の適用について

国自整第18号の2  
令和2年4月23日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第6号)の経過措置の適用について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

別添

国自整第 18 号  
令和 2 年 4 月 23 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 6 号）の経過措置の適用について

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 6 号。以下「改正省令」という。）の施行に伴う解釈については、「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 6 号）の施行に伴う解釈について」（令和 2 年 2 月 6 日付け国自整第 277 号）により通知したところであるが、今般、同通知中「1.」に規定する改正省令附則第 4 条第 2 号に係る取扱いを下記のとおりとしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）の施行の際現に、改正省令附則第 4 条第 2 号に掲げる事業を営んでいる者にあつては、改正省令附則第 4 条第 2 号に掲げる自動車の整備又は改造のほか、同条第 3 号に掲げる自動車の整備又は改造を行うことができるものとして差し支えない。

(15)構内外注に係る特定整備事業者の自らの管理の下で行われる旨の取り決めが交わされる書面等について

事務連絡  
令和2年5月11日

各地方運輸局

自動車技術安全部整備課長 殿

自動車技術安全部整備・保安課長 殿

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車局整備課

整備事業班長

構内外注に係る特定整備事業者の自らの管理の下で行われる旨の取り決めが交わされる書面等について

いわゆる構内外注の取扱いについては、「電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領について」（令和2年2月6日付け国自整第279号）にて定められたところですが、同通達別紙1.（1）において、「構内外注における電子制御装置整備は、特定整備事業者の自らの管理の下で行われることから、その旨の取り決めが交わされていること」とされているところ、下記の全ての項目が記載されている書面が存する場合は、「取り決めが交わされていること」として取り扱って差し支えありません。

記

1. 特定整備事業者名並びに構内外注作業を行う者の氏名又は名称
2. 構内外注作業の内容
3. 構内外注作業は特定整備事業者の管理の下で行われること

(16)自動運行装置に係る施行規則第 57 条第5号に規定する「自動車の型式に固有の技術上の情報を入手することができる体制」の判断方法について

事務連絡  
令和2年5月11日

各地方運輸局

自動車技術安全部整備課長 殿

自動車技術安全部整備・保安課長 殿

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車局整備課  
整備事業班長

自動運行装置に係る施行規則第 57 条第 5 号に規定する「自動車の型式に固有の技術上の情報を入手することができる体制」の判断方法について

自動運行装置を備える自動車の電子制御装置整備については、自動運行装置の点検及び整備に必要な道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）第 57 条第 5 号に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（以下「技術情報」という。）を入手することができる体制を有する事業場に限り、認証することとしております。

今般、下記のいずれかの書面が提出された場合には、「技術情報を入手することができる体制を有する」ものと判断して差し支えありません。

なお、申請のあった提出書面に疑義が生じた場合には、当課整備事業班あて連絡されるようお願いいたします。

記

1. 自動車製作者等から発行された技術情報を提供することを証する書面（事業場の名称及び所在地が確認できる書面）（注 1）
2. 自動車製作者等がホームページ等で提供した技術情報について、当該情報を入手することができる体制を有することを確認できる書面（注 2）

注 1 自動車製作者等から発行された証明書等

注 2 自動車製作者等がホームページ等で示した自動運行装置の整備又は改造に必要な技術情報（整備情報、専用ターゲット、専用スキャンツール等）を入手することができる体制を確認できる書面